

平成30年10月17日

各 位

厚生労働省北海道労働局

公共調達の実施にかかるお知らせ

当局の所管する国有財産に関する下記調達の実施にあたり、一般競争入札を実施したところ応募者がなかったことから、随意契約を希望する相手方の募集を行います。

下記事項に留意のうえ、見積合わせに参加される場合は、平成30年10月30日（必着）までに郵送または持参により見積書を提出願います。

なお、見積書の提出を希望しない場合は、本書を破棄していただいて構いません（連絡不要）。本通知は、釧路市近郊の入札参加資格（厚生労働省 建築一式）を有する事業者様に送付しておりますが、本調達が貴社の事業範囲に該当しない場合は何卒ご容赦願います。

記

- 1 **調達名** 釧路労働基準監督署18耐震改修（建築その他）工事
- 2 **履行期限** 平成31年3月15日（金）  
（見積合わせ日から7日以内に契約の相手方を決定し発注します）
- 3 **調達仕様** 北海道労働局ホームページに仕様書・設計図を掲載（下記URLより）  
[https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/choutatsu\\_uriharai/nyusatsu.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/choutatsu_uriharai/nyusatsu.html)
- 4 **見積合わせ参加条件** 見積合わせ日 平成30年10月31日（水）

※見積書を提出頂いた、事業者様には結果を電話連絡させていただきます。

- (1) 上記2及び3の履行が確実であること。
- (2) 見積書の提出に費用を要しないこと。
- (3) 過去に厚生労働省の入札参加資格を停止または失効したことがないこと。
- (4) 受注者となった場合、履行確認に関する各種書面の提出が必要であり、書面の作成に応じることができること。（例：着工届、工程表、竣工届、工事写真、請求書等）
- (5) 次に掲げる制度が適用される者にあつては、直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
  - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険
  - ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

5 **見積書作成および提出の留意点**

- (1) 見積書の宛先は「**支出負担行為担当官 北海道労働局総務部長**」としてください。
- (2) 法人の場合は代表取締役印、個人の場合はシャチハタ以外の代表者印を押印してください。
- (3) **見積書の日付**は当局にて斉一日に受理印を押下しますので、**空欄**としてください。
- (4) 郵送の場合はお手数ですがご担当者様の名刺を同封してください。
- (5) 郵送の場合、提出期限までに当局に到着しなかったものは無効となります。

6 **本件に関するお問い合わせ先・見積書提出先**

北海道労働局総務部総務課 会計第四係

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎

担当：佐々木・村田（電話 011-700-5451 FAX011-700-3179）

※ 仕様書・図面の電子データファイルを希望される場合につきましては、メールアドレスを FAX にてご連絡ください。

# 仕様書

## 1 工事概要

- (1) 工事名 釧路労働基準監督署 18耐震改修（建築その他）工事
- (2) 工事場所 釧路市柏木町 2-12
- (3) 履行期限 契約の日から 7 日以内に着工し、平成 31 年 3 月 15 日までに竣工すること
- (4) 詳細仕様 設計図のとおり

## 2 一般事項

- (1) 本工事に係る契約は、別途締結する契約条項によるほか、法令の定めるところによる。
- (2) 請負者は、着工前に実施工程を作成し、監督員に提出のうえ、その承諾を受けた後で施工する。
- (3) 本工事は、設計図書により監督員の指示に基づき厳正に施工する。なお、設計図書に明示されていない事項でも、工事の性質上当然必要なものは監督員の指示に従い施工する。
- (4) 設計図書の誤謬・疑問のある場合、または明記がないなど工事詳細の不明な点は、協議のうえ施工することとし、独自の判断で施工してはならない。
- (5) 別途指示する書類等については、速やかに提出すること。
- (6) 工事施工に必要な官公署その他に対する諸手続は、遅滞なく行うこととし、かかる費用は請負者の負担とする。
- (7) 請負者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。（契約書第 6 条関係）やむを得ず再委託する場合には、事前に監督員に協議し、その承認を受けなければならない。  
また、再受託者の行為について、受注者はすべての責任を負うものとし、本工事の契約を準用して再受託者と約定しなければならない。  
なお、再委託に係る協議をする場合には、「委託する相手方の商号又は名称及び住所」「委託する相手方の業務の範囲」「委託を行う合理的理由」「委託する相手方が、委託される業務を履行する能力」「契約金額」を記載した書面を提出するものとし、必要に応じて求められる事項についても明らかにすること。
- (8) 工事に伴う発生材は直ちに場外へ搬出し、一時集積の場合は監督員と打ち合わせしたうえで置き場所を定め、飛散しないよう十分管理すること。
- (9) 資材置き場については、監督員と打ち合わせのうえ場所を定めること。

- (10) 請負人の事務所等仮設物の設置は設計図のとおり。
- (11) 工事写真は、時期を失しないよう、かつ施工内容が明確に確認できるよう考慮のうえ、工程に従って撮影し、竣工後発注者に提出すること。
- (12) 請負者は、毎月1回、現地において工程会議を開催し、進捗状況の報告を行うものとする。

### 3 提出書類

- (1) 契約書・・・落札後すみやかに
- (2) 工事工程表・・・着工前
- (3) 労災保険関係成立の証・・・着工後速やかに
- (4) 工事着手および現場代理人届・・・着工後速やかに
- (5) 工事写真・・・工事完了後速やかに
- (6) 竣工届・・・工事完了後速やかに
- (7) 完成図書・・・完成検査時

※落札価格によっては、工事の履行能力等の確認に必要な書類を提出しなければならない場合があること。

### 4 競争入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から、指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 労働関係法令を遵守していること。
- (5) 平成29・30年度の厚生労働省競争参加資格において、資格区分が「建設工事」のうち、工種区分が「建築一式」又は「とび・土工・コンクリート」でC～D等級に格付けされている者であること。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
  - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険
  - ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (7) この入札書提出期限の直近一年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。これに該当すると思われる事

実がある者は、あらかじめ下記5に照会すること。

- (8) 資格審査に係る申請書又は添付書類等に虚偽事実を記載していないと認められる者であること。
- (9) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

## **5 入札、仕様書、設計図に関する問い合わせ先**

北海道労働局総務部総務課会計第四係 担当：佐々木・村田 Tel.011-700-5451（直通）

釧路労働基準監督署 18耐震改修  
(建築その他) 工事

平成30年度

北海道労働局総務部

--	--	--	--	--	--





4 外壁改修工事	① 押出成形セメント板 (ECP)	<p>&lt;8, 5, 2~6&gt; &lt;表8, 5, 1~2&gt;</p> <table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>表面形状</th> <th>記号</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>幅 (mm)</th> <th>取付け工法</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">○外壁</td> <td>○フラットパネル</td> <td>F</td> <td>50・60</td> <td>600</td> <td>・A種</td> <td>無塗装品</td> </tr> <tr> <td>・デザインパネル (隠形)</td> <td>D</td> <td>50・60</td> <td></td> <td>・B種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・タイルベースパネル</td> <td>T</td> <td>60</td> <td></td> <td>・C種</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">・間仕切壁</td> <td>○フラットパネル</td> <td>F</td> <td>50・60</td> <td></td> <td>・B種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・デザインパネル (隠形)</td> <td>D</td> <td>50・60</td> <td></td> <td>・C種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・タイルベースパネル</td> <td>T</td> <td>60</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>パネル相互の目地幅 (mm) &lt;8, 5, 3~4&gt; ※長辺8以上、短辺15以上 ○10</p> <p>耐火構造以外の目地、隠形の処理 ※パネル製造所の仕様</p> <p>外壁パネルの出隅及び入隅部のパネル接合部の目地幅 (mm) ※15</p> <p>標準仕様書表8, 5, 3 の開口の限度を超える場合の補強 ※図示</p> <p>耐火性能 ※有 ( ) 無</p> <p>外壁パネルの工法 &lt;8, 5, 3&gt; 建築基準法に基づき定める風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する 建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 <math>V_0 = (30) \text{ m/s}</math> 地表面粗度区分 (・I・II・III・IV)</p>	施工箇所	表面形状	記号	厚さ (mm)	幅 (mm)	取付け工法	備考	○外壁	○フラットパネル	F	50・60	600	・A種	無塗装品	・デザインパネル (隠形)	D	50・60		・B種		・タイルベースパネル	T	60		・C種		・間仕切壁	○フラットパネル	F	50・60		・B種		・デザインパネル (隠形)	D	50・60		・C種		・タイルベースパネル	T	60				<p>6 内装改修工事</p> <p>① 他の部位との取合い等 【6. 1. 3】 既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲 ※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ○図示</p> <p>天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲 ※壁厚より高さが0程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ○図示</p> <p>天井の撤去に伴う取り合い部の壁面の改修 ※既存のまま ○図示</p> <p>2 既存床の撤去並びに下地補修 【6. 2. 2】 既存床仕上げ材の除去等 既存ビニルシート等の除去 浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去 ・行う</p> <p>合成樹脂床材の除去等 ・機械的除去工法 ・目撃工法</p> <p>コンクリート又はモルタルの下地処理の使用材料 ポリマーセメントモルタル 「4 外壁改修工事」による エポキシ樹脂モルタル 「4 外壁改修工事」による</p> <p>改修後の床の清掃範囲 ※行う (※改修範囲より1m程度) ・図示 ・行わない</p> <p>③ 既存壁の撤去並びに下地補修 【6. 3. 2】 間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 ・改修標準仕様書4, 4, 9【モルタル塗替え工法】による ・新設壁下地 ・軽量鉄骨壁下地 ・木製壁下地</p> <p>④ 既存天井の撤去並びに下地補修 【6. 4. 2】 既存天井下地 ○軽量鉄骨天井下地 ・木製天井下地 新設天井下地 ○軽量鉄骨天井下地 ・木製天井下地</p> <p>⑤ 軽量鉄骨天井下地 【6. 6. 2】【表6. 6. 1】 野縁等の種類 屋外 ※19型 ※25型 屋内 ※19型 ※25型</p> <p>⑥ 既存の埋込インサート 【6. 6. 4】 ○使用する</p> <p>あと施工アンカーの引抜き試験 ・行う 【6. 6. 4】</p> <p>屋外の軒天井、ピロティ天井等 補強 ・行う (補強方法 ※図示) 【6. 6. 4】</p> <p>天井下地材における耐震性を考慮した補強 ・行う 補強箇所 ※図示 補強方法 ※図示 【6. 6. 4】</p> <p>⑦ セッコウボード、その他のボード及び合板張り 【6. 7. 3】【表6. 7. 1】 スタッド、ランナーの種類 ※改修標準仕様書表6, 7, 1による ・図示</p> <p>スタッド高さが5, 0mを超える場合のスタッド、ランナーの種類 【6. 7. 3】【表6. 7. 1】 ・図示</p> <p>【6. 1. 3. 1】【表6. 1. 3. 1】</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>記号</th> <th>規格、区分等</th> <th>厚さ (mm)</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">○セッコウボード</td> <td rowspan="2">GB-R</td> <td>壁</td> <td>・9, 5 (準不燃) ※12, 5 (不燃) ・15, 0 (不燃)</td> </tr> <tr> <td>天井</td> <td>・9, 5 (準不燃) ※12, 5 (不燃) ・15, 0 (不燃)</td> </tr> <tr> <td>・シーリングセッコウボード</td> <td>GB-S</td> <td></td> <td>・12, 5 (不燃)・9, 5 (準不燃)</td> </tr> <tr> <td>・強化セッコウボード</td> <td>GB-F</td> <td></td> <td>・12, 5 (不燃)・</td> </tr> <tr> <td>・セッコウボード</td> <td>GB-L</td> <td></td> <td>※9, 5</td> </tr> <tr> <td>○石膏ボード</td> <td>GB-NC</td> <td>模様なし</td> <td>※9, 5 (不燃)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・化粧セッコウボード</td> <td rowspan="2">GB-D</td> <td>トラバーチン</td> <td>※9, 5 (不燃)</td> </tr> <tr> <td>普通・トラバーチン</td> <td>・9, 5 (準不燃) ・木目模様 ※9, 5 (準不燃)・12, 5 (不燃)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">・ロックワール</td> <td rowspan="3">RW-B</td> <td>1号</td> <td>・25</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>※25 (ガラスクロス包)</td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>※25 (ガラスクロス包)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・グラスワール</td> <td rowspan="2">GW-B</td> <td>1号</td> <td>※25 (ガラスクロス包)</td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>※25 (ガラスクロス包)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ロックワール</td> <td rowspan="2">DR</td> <td>内装用</td> <td>普通 ※9, 0 (不燃) 立体模様 ※12, 0 (不燃)</td> </tr> <tr> <td>外用用</td> <td>普通 ※9, 0 (不燃) 立体模様 ※12, 0 (不燃)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">○0, 8出力力材</td> <td rowspan="2">0, 8FK</td> <td></td> <td>※6, 0</td> </tr> <tr> <td>・1, 0出力力材</td> <td>1, 0FK</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・プレシブル板</td> <td rowspan="2">F</td> <td></td> <td>・6, 0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・8, 0</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">特殊合板</td> <td rowspan="4">○天然木化粧合板 (不燃◎)</td> <td>・なら</td> <td>・しおじ</td> </tr> <tr> <td>・メラミン化粧合板</td> <td>・ポリエステル化粧合板</td> </tr> <tr> <td>・研磨板</td> <td>・未研磨板</td> </tr> <tr> <td>・化粧 ( ) タイプ</td> <td>・未研磨板</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">普通合板◎</td> <td rowspan="4">◎</td> <td>HW</td> <td>・硬質木毛セメント板 ・普通木毛セメント板</td> </tr> <tr> <td>NW</td> <td>・硬質木毛セメント板</td> </tr> <tr> <td>HF</td> <td>・普通木毛セメント板</td> </tr> <tr> <td>NF</td> <td>・普通木毛セメント板</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ハードボード</td> <td rowspan="2">◎</td> <td>HB</td> <td>・研磨板 ・未研磨板</td> </tr> <tr> <td>・内装用化粧ハードボード</td> <td>・外装用化粧ハードボード</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・インジュレーションボード</td> <td rowspan="2">◎</td> <td>IB</td> <td>・炭板 ・内装材</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・インジュレーションボード</td> <td rowspan="2">◎</td> <td>S-IB</td> <td>・9</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・12</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・MDF◎</td> <td rowspan="2">◎</td> <td></td> <td>・研磨板 ・未研磨板</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・化粧 ( ) タイプ ・研磨板 ・未研磨板</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・断熱断りパーティクルボード◎</td> <td rowspan="2">◎</td> <td>VS</td> <td>・研磨板 ・未研磨板</td> </tr> <tr> <td>VN</td> <td>・研磨板 ・未研磨板</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・化粧パーティクルボード◎</td> <td rowspan="2">◎</td> <td></td> <td>・炭板 ・オーバーレイ ・プラスチックオーバーレイ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	種類	記号	規格、区分等	厚さ (mm)	○セッコウボード	GB-R	壁	・9, 5 (準不燃) ※12, 5 (不燃) ・15, 0 (不燃)	天井	・9, 5 (準不燃) ※12, 5 (不燃) ・15, 0 (不燃)	・シーリングセッコウボード	GB-S		・12, 5 (不燃)・9, 5 (準不燃)	・強化セッコウボード	GB-F		・12, 5 (不燃)・	・セッコウボード	GB-L		※9, 5	○石膏ボード	GB-NC	模様なし	※9, 5 (不燃)	・化粧セッコウボード	GB-D	トラバーチン	※9, 5 (不燃)	普通・トラバーチン	・9, 5 (準不燃) ・木目模様 ※9, 5 (準不燃)・12, 5 (不燃)	・ロックワール	RW-B	1号	・25	2号	※25 (ガラスクロス包)	3号	※25 (ガラスクロス包)	・グラスワール	GW-B	1号	※25 (ガラスクロス包)	2号	※25 (ガラスクロス包)	・ロックワール	DR	内装用	普通 ※9, 0 (不燃) 立体模様 ※12, 0 (不燃)	外用用	普通 ※9, 0 (不燃) 立体模様 ※12, 0 (不燃)	○0, 8出力力材	0, 8FK		※6, 0	・1, 0出力力材	1, 0FK		・プレシブル板	F		・6, 0		・8, 0	特殊合板	○天然木化粧合板 (不燃◎)	・なら	・しおじ	・メラミン化粧合板	・ポリエステル化粧合板	・研磨板	・未研磨板	・化粧 ( ) タイプ	・未研磨板	普通合板◎	◎	HW	・硬質木毛セメント板 ・普通木毛セメント板	NW	・硬質木毛セメント板	HF	・普通木毛セメント板	NF	・普通木毛セメント板	ハードボード	◎	HB	・研磨板 ・未研磨板	・内装用化粧ハードボード	・外装用化粧ハードボード	・インジュレーションボード	◎	IB	・炭板 ・内装材		・9	・インジュレーションボード	◎	S-IB	・9		・12	・MDF◎	◎		・研磨板 ・未研磨板		・化粧 ( ) タイプ ・研磨板 ・未研磨板	・断熱断りパーティクルボード◎	◎	VS	・研磨板 ・未研磨板	VN	・研磨板 ・未研磨板	・化粧パーティクルボード◎	◎		・炭板 ・オーバーレイ ・プラスチックオーバーレイ			<p>【6. 1. 3. 2】 合板、繊維板及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・第三種</p> <p>【6. 1. 3. 3】 遮音シール材 ※適用する (・ウレタン系又はアクリル系 ・ジョイントコンパウンド) ・適用しない</p> <p>【6. 1. 3. 3】 パーティクルボード ◎ 繊維板 ◎ 木質系セメント板 ◎ の原材料 合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木 (間伐材を含む) 等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比割合割合が50%以上であること。(この場合、再生資源全体に占める植物繊維の重量比割合割合が20%以下の接着剤、澱粉等 (パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互を接着する目的で使用されたもの) を計上せず、重量比割合割合を計算することができるものとする)</p> <p>【6. 1. 6. 3】 断熱材は、原則としてグリーン購入法における特定調達品目を使用すること。</p> <p>【6. 1. 6. 3】 断熱材は、原則としてグリーン購入法における特定調達品目を使用すること。</p> <p>【6. 1. 9. 2】 ○発泡プラスチック保温材 種類 施工箇所及び厚さ (mm)</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">施工箇所</th> <th colspan="2">厚さ (mm)</th> </tr> <tr> <th>平部</th> <th>立上</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">○押出法ポリスチレンフォーム</td> <td rowspan="3">3種b</td> <td>・断熱防水 (表皮付)</td> <td>・50</td> </tr> <tr> <td>・土間下 (表皮付)</td> <td>・25</td> </tr> <tr> <td>・基礎側</td> <td>・30</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2種b</td> <td rowspan="2">○壁、柱梁</td> <td>・50</td> <td>○25</td> </tr> <tr> <td>・屋根床版下</td> <td>・50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ビーズ法ポリスチレンフォーム</td> <td rowspan="2">特号</td> <td>・壁、柱梁</td> <td>・30</td> </tr> <tr> <td>・屋根床版下</td> <td>・50</td> </tr> <tr> <td>・硬質ウレタンフォーム</td> <td></td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </table> <p>○人造軟質繊維保温板 &lt;19, 9, 2&gt;</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>追加仕様・工法等</th> <th>厚さ (mm)</th> <th>施工箇所</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">○グラスワール</td> <td rowspan="2">※32K</td> <td rowspan="2">○発水処理</td> <td>○25</td> </tr> <tr> <td>○50</td> </tr> <tr> <td>・ロックワール</td> <td>・1号</td> <td>・</td> <td>・50</td> </tr> <tr> <td>・ロックワール</td> <td>・2号</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> </table> <p>○吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材 (断熱現場発泡工法) &lt;19, 9, 3&gt; 種類 ※A1種 断熱性を有するもの</p> <p>【6. 1. 9. 3】 断熱材は、原則としてグリーン購入法における特定調達品目を使用すること。</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>仕様・工法</th> <th>厚さ</th> <th>施工箇所</th> </tr> <tr> <td>一般部 ( )</td> <td></td> <td>・25</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開口部廻り</td> <td></td> <td>・25</td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁体内</td> <td></td> <td>・充填</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ルーフドレン廻りの床下版等</td> <td></td> <td>・25</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・部分的にあと張りとしなければならぬ箇所</td> <td></td> <td>・25</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・図示</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○その他の断熱材</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>仕様・工法</th> <th>厚さ</th> <th>施工箇所</th> </tr> <tr> <td>ロックワール、グラスワール、コリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・第三種</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ポリスチレンフォーム床下地材 ノンフロタイプ◎</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工法</td> <td>モルタル厚 (mm)</td> <td>パネル厚 (mm)</td> <td>施工箇所</td> </tr> <tr> <td>・空種りモルタル工法及び均しモルタル工法</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・居室</td> </tr> <tr> <td>・筋モルタル密着工法及びモルタルダンゴ工法</td> <td>・</td> <td>・</td> <td>・居室</td> </tr> </table> <p>・PF複合板 フレキシブル板厚さ (mm) PF板厚さ (mm) 施工箇所 ※8 ・B ※30 ・40 ※8 ・B ※30 ・40 材質等は、改修特記仕様書9章20及び9章7による。</p> <table border="1"> <tr> <th>材質</th> <th>寸法</th> <th>形式</th> <th>内外特</th> <th>特の許容差</th> <th>外特と内特のクリアランス (片側)</th> </tr> <tr> <td>東アミニウム</td> <td>○450×450 ・600×600</td> <td>○一般形 ・目地タイプ ・密着形</td> <td>○断熱タイプ ・目地タイプ ・内装のみ断熱タイプ</td> <td>±0, 5mm以内</td> <td>2, 0mm以内</td> </tr> </table> <p>材料の品質及び性能 アルミニウム合金押出材は JIS H 4100 A6063S-T5 により、表面処理は陽極酸化処理 JIS H 8601 (AA6) (外装についてはB種又は同等品以上) を行ったものとする。 内特、外特のコーナーピース、及び角材、取付ボルトは鋼板に垂れ止め等の防錆処理を行ったものとする。 内特の仕上材、留付金具はアルミニウム合金押出材、垂れ止め鋼板の鋼とする。</p> <p>・断熱材 (改修特記仕様書9章7断熱・防露改修工事による) 施工箇所 ( )</p>	種類	施工箇所	厚さ (mm)		平部	立上	○押出法ポリスチレンフォーム	3種b	・断熱防水 (表皮付)	・50	・土間下 (表皮付)	・25	・基礎側	・30	2種b	○壁、柱梁	・50	○25	・屋根床版下	・50	・ビーズ法ポリスチレンフォーム	特号	・壁、柱梁	・30	・屋根床版下	・50	・硬質ウレタンフォーム		・	・	種類	追加仕様・工法等	厚さ (mm)	施工箇所	○グラスワール	※32K	○発水処理	○25	○50	・ロックワール	・1号	・	・50	・ロックワール	・2号	・	・	種類	仕様・工法	厚さ	施工箇所	一般部 ( )		・25		開口部廻り		・25		壁体内		・充填		ルーフドレン廻りの床下版等		・25		・部分的にあと張りとしなければならぬ箇所		・25		・図示				種類	仕様・工法	厚さ	施工箇所	ロックワール、グラスワール、コリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・第三種				・ポリスチレンフォーム床下地材 ノンフロタイプ◎				工法	モルタル厚 (mm)	パネル厚 (mm)	施工箇所	・空種りモルタル工法及び均しモルタル工法	・	・	・居室	・筋モルタル密着工法及びモルタルダンゴ工法	・	・	・居室	材質	寸法	形式	内外特	特の許容差	外特と内特のクリアランス (片側)	東アミニウム	○450×450 ・600×600	○一般形 ・目地タイプ ・密着形	○断熱タイプ ・目地タイプ ・内装のみ断熱タイプ	±0, 5mm以内	2, 0mm以内	<p>7 塗装改修工事</p> <p>① 材料</p> <p>2 防火材料</p> <p>③ 下地調整</p> <p>4 錆止め塗料塗り</p> <p>⑤ 塗装</p> <p>【7. 1. 3】 建物内部に使用するコリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・第三種 建物内部に使用する塗料の材質 ・水性系</p> <p>【7. 1. 3】 ※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。 ・この箇所の除き防火材料とする (箇所)</p> <p>【7. 2. 1】【表7. 2. 1~7】 既存塗膜の除去範囲 (塗替えでR種の場合) ※塗替え面積の30%とする ・図示</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">下地面の種類</th> <th colspan="2">下地調整の種別</th> <th rowspan="2">ひび割れ部の補修</th> </tr> <tr> <th>塗替え</th> <th>新規</th> </tr> <tr> <td>木部</td> <td>※R種</td> <td>・A種 ・R種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td>※R種</td> <td>・A種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>垂れめっき鋼面</td> <td>※R種</td> <td>・A種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>垂れめっき鋼面 (鋼板)</td> <td>※R種</td> <td>・RC種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モルタル面、プラスチック</td> <td>※R種</td> <td>・A種 ・R種</td> <td>・行う</td> </tr> <tr> <td>コンクリート面、ALCパネル面</td> <td>※R種</td> <td>・A種</td> <td>・行う</td> </tr> <tr> <td>コンクリート面、押出成形セメント板面</td> <td>※R種</td> <td>・A種</td> <td>・行う</td> </tr> <tr> <td>セッコウボード面、その他ボード面</td> <td>※R種</td> <td>○A種 ・R種</td> <td></td> </tr> </table> <p>【7. 3. 3】【表7. 3. 3~4】</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">塗装の種類</th> <th rowspan="2">塗装面</th> <th colspan="2">塗料</th> <th rowspan="2">工程</th> </tr> <tr> <th>塗替え</th> <th>新規</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">・鉄鋼面</td> <td rowspan="4">EP-G以外</td> <td>塗替え</td> <td>A種</td> <td>※C種</td> </tr> <tr> <td>新規鉄鋼面見え掛り</td> <td>A種</td> <td>※A種</td> </tr> <tr> <td>新規見え隠れ</td> <td>A種</td> <td>※B種</td> </tr> <tr> <td>新規見え隠れ</td> <td>B種</td> <td>※C種</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">EP-G</td> <td rowspan="4">塗替え</td> <td>新規鉄鋼面見え掛り</td> <td>B種</td> <td>※A種</td> </tr> <tr> <td>新規見え隠れ</td> <td>B種</td> <td>※B種</td> </tr> <tr> <td>新規見え隠れ</td> <td>B種</td> <td>※B種</td> </tr> <tr> <td>新規見え隠れ</td> <td>B種</td> <td>※B種</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">垂れめっき面</td> <td rowspan="4">EP-G以外</td> <td>塗替え</td> <td>・A種 ・B種</td> <td>※C種</td> </tr> <tr> <td>新規鉄鋼面</td> <td>・A種 ・B種</td> <td>※A種</td> </tr> <tr> <td>新規全物類</td> <td>・A種 ・B種</td> <td>※B種</td> </tr> <tr> <td>塗替え</td> <td>C種</td> <td>※C種</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">EP-G</td> <td rowspan="4">塗替え</td> <td>新規鉄鋼面</td> <td>C種</td> <td>※A種</td> </tr> <tr> <td>新規全物類</td> <td>C種</td> <td>※B種</td> </tr> <tr> <td>塗替え</td> <td>C種</td> <td>※B種</td> </tr> <tr> <td>塗替え</td> <td>C種</td> <td>※B種</td> </tr> </table> <p>上記以外</p> <p>【7. 4. 2~7, 15, 16】【表7. 4. 1~7, 15, 16】</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">塗装の種類</th> <th rowspan="2">塗装面</th> <th colspan="2">塗料</th> <th rowspan="2">工程</th> </tr> <tr> <th>塗替え</th> <th>新規</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">・合成樹脂塗料E</td> <td rowspan="4">木部屋外</td> <td>※B種</td> <td>※A種</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>木部屋内</td> <td>※B種</td> <td>※B種</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td>※B種</td> <td>※A種</td> </tr> <tr> <td>垂れめっき鋼面 (鋼板)</td> <td>※A種</td> <td>※B種</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">・クリアラッカー塗り (CL)</td> <td rowspan="4">鉄鋼面</td> <td>※B種</td> <td>※A種</td> <td>※B種</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">・フタル酸樹脂エナメル塗り (FE)</td> <td rowspan="4">鉄鋼面</td> <td>※B種</td> <td>※A種</td> <td>※B種</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">・アクリル樹脂系非水分散型塗料 (NAD)</td> <td rowspan="4">鉄鋼面</td> <td>※B種</td> <td>※A種</td> <td>※B種</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">・耐熱性塗料 (DP)</td> <td rowspan="4">鉄鋼面</td> <td>※B種</td> <td>※A種</td> <td>※B種</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">・つや有り合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)</td> <td rowspan="4">コンクリート面等</td> <td>※B種</td> <td>※A種</td> <td>※B種</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">○合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)</td> <td rowspan="4">コンクリート面等</td> <td>※B種</td> <td>※A種</td> <td>※B種</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">・合成樹脂エマルジョン樹脂塗料 (EP-T)</td> <td rowspan="4">コンクリート面等</td> <td>※B種</td> <td>※A種</td> <td>※B種</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">・ウレタン樹脂ニス塗り (UC)</td> <td rowspan="4">コンクリート面等</td> <td>※B種</td> <td>※A種</td> <td>※B種</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">・ラッカーエナメル塗り (LE)</td> <td rowspan="4">コンクリート面等</td> <td>※B種</td> <td>※A種</td> <td>※B種</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">・オイルステイン塗り (OS)</td> <td rowspan="4">コンクリート面等</td> <td>※B種</td> <td>※A種</td> <td>※B種</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">・木材保護塗料 (WP)</td> <td rowspan="4">コンクリート面等</td> <td>※B種</td> <td>※A種</td> <td>※B種</td> </tr> <tr> <td>※B種</td> <td>※A種</td> <td>※B種</td> </tr> <tr> <td>※B種</td> <td>※A種</td> <td>※B種</td> </tr> <tr> <td>※B種</td> <td>※A種</td> <td>※B種</td> </tr> </table> <p>つや有り合成樹脂エマルジョンペイント塗り (コンクリート面、モルタル面、プラスチック面、セッコウボード面、その他ボード面) 塗替えの場合のみしめ止め ※改修標準仕様書7, 9, 1の工程1の下塗りをしめ止めシーラーとする</p> <p>合成樹脂エマルジョンペイント塗りの塗替えの場合しめ止め ※改修標準仕様書7, 10, 1の工程1の下塗りをしめ止めシーラーとする</p>	下地面の種類	下地調整の種別		ひび割れ部の補修	塗替え	新規	木部	※R種	・A種 ・R種		鉄鋼面	※R種	・A種		垂れめっき鋼面	※R種	・A種		垂れめっき鋼面 (鋼板)	※R種	・RC種		モルタル面、プラスチック	※R種	・A種 ・R種	・行う	コンクリート面、ALCパネル面	※R種	・A種	・行う	コンクリート面、押出成形セメント板面	※R種	・A種	・行う	セッコウボード面、その他ボード面	※R種	○A種 ・R種		塗装の種類	塗装面	塗料		工程	塗替え	新規	・鉄鋼面	EP-G以外	塗替え	A種	※C種	新規鉄鋼面見え掛り	A種	※A種	新規見え隠れ	A種	※B種	新規見え隠れ	B種	※C種	EP-G	塗替え	新規鉄鋼面見え掛り	B種	※A種	新規見え隠れ	B種	※B種	新規見え隠れ	B種	※B種	新規見え隠れ	B種	※B種	垂れめっき面	EP-G以外	塗替え	・A種 ・B種	※C種	新規鉄鋼面	・A種 ・B種	※A種	新規全物類	・A種 ・B種	※B種	塗替え	C種	※C種	EP-G	塗替え	新規鉄鋼面	C種	※A種	新規全物類	C種	※B種	塗替え	C種	※B種	塗替え	C種	※B種	塗装の種類	塗装面	塗料		工程	塗替え	新規	・合成樹脂塗料E	木部屋外	※B種	※A種	・	木部屋内	※B種	※B種	鉄鋼面	※B種	※A種	垂れめっき鋼面 (鋼板)	※A種	※B種	・クリアラッカー塗り (CL)	鉄鋼面	※B種	※A種	※B種	・フタル酸樹脂エナメル塗り (FE)	鉄鋼面	※B種	※A種	※B種	・アクリル樹脂系非水分散型塗料 (NAD)	鉄鋼面	※B種	※A種	※B種	・耐熱性塗料 (DP)	鉄鋼面	※B種	※A種	※B種	・つや有り合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)	コンクリート面等	※B種	※A種	※B種	○合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)	コンクリート面等	※B種	※A種	※B種	・合成樹脂エマルジョン樹脂塗料 (EP-T)	コンクリート面等	※B種	※A種	※B種	・ウレタン樹脂ニス塗り (UC)	コンクリート面等	※B種	※A種	※B種	・ラッカーエナメル塗り (LE)	コンクリート面等	※B種	※A種	※B種	・オイルステイン塗り (OS)	コンクリート面等	※B種	※A種	※B種	・木材保護塗料 (WP)	コンクリート面等	※B種	※A種	※B種																																																																																																			
	施工箇所	表面形状	記号	厚さ (mm)	幅 (mm)	取付け工法	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	○外壁	○フラットパネル	F	50・60	600	・A種	無塗装品																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		・デザインパネル (隠形)	D	50・60		・B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
・タイルベースパネル		T	60		・C種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・間仕切壁	○フラットパネル	F	50・60		・B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	・デザインパネル (隠形)	D	50・60		・C種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	・タイルベースパネル	T	60																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
種類	記号	規格、区分等	厚さ (mm)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
○セッコウボード	GB-R	壁	・9, 5 (準不燃) ※12, 5 (不燃) ・15, 0 (不燃)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		天井	・9, 5 (準不燃) ※12, 5 (不燃) ・15, 0 (不燃)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・シーリングセッコウボード	GB-S		・12, 5 (不燃)・9, 5 (準不燃)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・強化セッコウボード	GB-F		・12, 5 (不燃)・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・セッコウボード	GB-L		※9, 5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
○石膏ボード	GB-NC	模様なし	※9, 5 (不燃)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・化粧セッコウボード	GB-D	トラバーチン	※9, 5 (不燃)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		普通・トラバーチン	・9, 5 (準不燃) ・木目模様 ※9, 5 (準不燃)・12, 5 (不燃)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・ロックワール	RW-B	1号	・25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		2号	※25 (ガラスクロス包)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		3号	※25 (ガラスクロス包)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・グラスワール	GW-B	1号	※25 (ガラスクロス包)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		2号	※25 (ガラスクロス包)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・ロックワール	DR	内装用	普通 ※9, 0 (不燃) 立体模様 ※12, 0 (不燃)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		外用用	普通 ※9, 0 (不燃) 立体模様 ※12, 0 (不燃)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
○0, 8出力力材	0, 8FK		※6, 0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		・1, 0出力力材	1, 0FK																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・プレシブル板	F		・6, 0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			・8, 0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
特殊合板	○天然木化粧合板 (不燃◎)	・なら	・しおじ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		・メラミン化粧合板	・ポリエステル化粧合板																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		・研磨板	・未研磨板																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		・化粧 ( ) タイプ	・未研磨板																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
普通合板◎	◎	HW	・硬質木毛セメント板 ・普通木毛セメント板																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		NW	・硬質木毛セメント板																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		HF	・普通木毛セメント板																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		NF	・普通木毛セメント板																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
ハードボード	◎	HB	・研磨板 ・未研磨板																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		・内装用化粧ハードボード	・外装用化粧ハードボード																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・インジュレーションボード	◎	IB	・炭板 ・内装材																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			・9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・インジュレーションボード	◎	S-IB	・9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			・12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・MDF◎	◎		・研磨板 ・未研磨板																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			・化粧 ( ) タイプ ・研磨板 ・未研磨板																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・断熱断りパーティクルボード◎	◎	VS	・研磨板 ・未研磨板																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		VN	・研磨板 ・未研磨板																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・化粧パーティクルボード◎	◎		・炭板 ・オーバーレイ ・プラスチックオーバーレイ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
種類	施工箇所	厚さ (mm)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		平部	立上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
○押出法ポリスチレンフォーム	3種b	・断熱防水 (表皮付)	・50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		・土間下 (表皮付)	・25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		・基礎側	・30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
2種b	○壁、柱梁	・50	○25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		・屋根床版下	・50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・ビーズ法ポリスチレンフォーム	特号	・壁、柱梁	・30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		・屋根床版下	・50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・硬質ウレタンフォーム		・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
種類	追加仕様・工法等	厚さ (mm)	施工箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
○グラスワール	※32K	○発水処理	○25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			○50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・ロックワール	・1号	・	・50																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・ロックワール	・2号	・	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
種類	仕様・工法	厚さ	施工箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
一般部 ( )		・25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
開口部廻り		・25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
壁体内		・充填																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
ルーフドレン廻りの床下版等		・25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
・部分的にあと張りとしなければならぬ箇所		・25																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
・図示																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
種類	仕様・工法	厚さ	施工箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
ロックワール、グラスワール、コリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・第三種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
・ポリスチレンフォーム床下地材 ノンフロタイプ◎																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
工法	モルタル厚 (mm)	パネル厚 (mm)	施工箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・空種りモルタル工法及び均しモルタル工法	・	・	・居室																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・筋モルタル密着工法及びモルタルダンゴ工法	・	・	・居室																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
材質	寸法	形式	内外特	特の許容差	外特と内特のクリアランス (片側)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
東アミニウム	○450×450 ・600×600	○一般形 ・目地タイプ ・密着形	○断熱タイプ ・目地タイプ ・内装のみ断熱タイプ	±0, 5mm以内	2, 0mm以内																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
下地面の種類	下地調整の種別		ひび割れ部の補修																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	塗替え	新規																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
木部	※R種	・A種 ・R種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
鉄鋼面	※R種	・A種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
垂れめっき鋼面	※R種	・A種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
垂れめっき鋼面 (鋼板)	※R種	・RC種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
モルタル面、プラスチック	※R種	・A種 ・R種	・行う																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
コンクリート面、ALCパネル面	※R種	・A種	・行う																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
コンクリート面、押出成形セメント板面	※R種	・A種	・行う																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
セッコウボード面、その他ボード面	※R種	○A種 ・R種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
塗装の種類	塗装面	塗料		工程																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		塗替え	新規																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・鉄鋼面	EP-G以外	塗替え	A種	※C種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		新規鉄鋼面見え掛り	A種	※A種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		新規見え隠れ	A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		新規見え隠れ	B種	※C種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
EP-G	塗替え	新規鉄鋼面見え掛り	B種	※A種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		新規見え隠れ	B種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		新規見え隠れ	B種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		新規見え隠れ	B種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
垂れめっき面	EP-G以外	塗替え	・A種 ・B種	※C種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		新規鉄鋼面	・A種 ・B種	※A種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		新規全物類	・A種 ・B種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		塗替え	C種	※C種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
EP-G	塗替え	新規鉄鋼面	C種	※A種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		新規全物類	C種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		塗替え	C種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		塗替え	C種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
塗装の種類	塗装面	塗料		工程																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		塗替え	新規																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
・合成樹脂塗料E	木部屋外	※B種	※A種	・																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		木部屋内	※B種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		鉄鋼面	※B種	※A種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		垂れめっき鋼面 (鋼板)	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・クリアラッカー塗り (CL)	鉄鋼面	※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・フタル酸樹脂エナメル塗り (FE)	鉄鋼面	※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・アクリル樹脂系非水分散型塗料 (NAD)	鉄鋼面	※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・耐熱性塗料 (DP)	鉄鋼面	※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・つや有り合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP-G)	コンクリート面等	※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
○合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)	コンクリート面等	※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・合成樹脂エマルジョン樹脂塗料 (EP-T)	コンクリート面等	※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・ウレタン樹脂ニス塗り (UC)	コンクリート面等	※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・ラッカーエナメル塗り (LE)	コンクリート面等	※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・オイルステイン塗り (OS)	コンクリート面等	※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・木材保護塗料 (WP)	コンクリート面等	※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		※B種	※A種	※B種																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

8 耐震 改修 工 事 及 び 耐 震 改 修 範 囲 以 外 の 取 扱 工 事	① 鉄筋	鉄筋の種類 【8.2.1】【表8.2.1】 種別 呼び名(mm) SD345 SD295A D10	無収縮モルタルの品質及び試験方法 ブリージング 練り混ぜ2時間後のブリーディング率：2.0%以下 無収縮性 材齢 7日 収縮しない 圧縮強度 材齢 3日 25N/mm <sup>2</sup> 以上 材齢 28日 45N/mm <sup>2</sup> 以上 塩化物質 0.30kg/m <sup>3</sup> 以下 試験方法 日本道路公団規格(JHS)「無収縮モルタル品質管理試験方法」312-1992によるプレミックス形と現場調合形で混和材が同一の場合はプレミックスのみ試験を行う	29 あと施工アンカー	あと施工アンカーの材料 【8.2.4】 ※接着系アンカー アンカーの種類 ※カプセル型 接着材の品質 ※有機系 アンカー筋の種類 ※異形棒鋼 ・金属系アンカー(耐震補強用) ※本体打込み式 セット方式
	2 溶接金鋼	種類 ※溶接金鋼 ・鉄筋格子 【8.2.2】 網目の形状・寸法(mm) 鉄線の径(mm) 使用部位 ※100 ※6	⑫ 打直し仕上げの種類 合板せき板を用いるコンクリートの打直し仕上げ 【8.1.4】【表8.1.3】 種別 適用箇所 A 種 B 種 増設壁 C 種	あと施工アンカーの性能確認試験 【8.2.4】 ・実施する(試験方法及び試験数 ※図示) ※実施しない	あと施工アンカーの施工 【8.12.1】
	③ 鉄筋の継手	継手方法 【8.3.4】【8.4.2~3】 部位 継手方法 呼び名(mm) 耐力壁 ※ガス圧接 ・機械式継手 開口閉鎖部 ※重ね継手 ※溶接継手(図示)	13 コンクリートの仕上げ 仕上りの平たんさは、下表以外は表8.1.4による 【8.1.4】 平たんさ(mm) 柱・梁・壁 床 3mにつき7以下 3mにつき10以下 1mにつき10以下	あと施工アンカーの施工 【8.12.2】 穿孔前の埋込み配管等の探査 範囲 ※あと施工アンカー施工部分全て ・図示 方法 ※探査器により探査し、配管等の位置の量出を行う ・はつり出しによる	施工確認試験 ※実施する ・実施しない 【8.2.4】【8.12.5】 試験の種類 ・引張試験 ・図示による。 対象とするアンカーの種類及び試験数
	④ 鉄筋のかぶり厚さ	鉄筋の最小かぶり厚さ 【8.3.5】【表8.3.5】 最小かぶり厚さは目地底から算定する。 ・耐久性上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下表による。 施工箇所 改修標準仕様書表8.3.6の値に加える寸法(mm) 柱・梁・壁及び底などの外気に接する打直し面 ※10	⑭ 型枠 型枠(せき板)の材料 ○合板(※12mm) ・ ) 【8.2.6】 塗装の有無 ※無 ・有	製品等を取り付けるための受材として、あと施工アンカーを使用する場合は、標準仕様書(4章金風工事14.1.3(3)による引抜き耐力確認試験) ・適用する(設計用引張強度) ・ )	確認強度 ・図示による
	⑤ 各部の配筋	帯筋 帯筋の組立の形の種別 【8.3.4】【図8.3.4】 ・H形 ※W-I形 ・W-II形 ・W-III形 柱の打直し補強 ※図示 <別図2.3><別図・図2.4> 梁の配筋 梁の打直し補強 ※図示 <別図3.3><別図・図3.11> スラブ開口部の補強 ※図示 壁の配筋 壁の配筋の定着長さ 【8.3.7】 ※L2 ・図示 壁の配筋の種類 ※図示 【8.3.7】【表8.3.7】 一般壁の開口部補強 【8.3.8】【表8.3.8】 ※図示 ・A形 ・B形 耐震壁の開口部補強 【8.3.8】 ※図示 ・B形 スラブの配筋 <別図5.3>	15 高い強度のコンクリート 設計基準強度【N/mm <sup>2</sup> 】 【8.9.1】【8.9.4】 ・27 ・30 ・33 ・36 適用箇所( ) 混和材料 【8.9.3】 ※高性能AE減水剤標準形又は遅延型(JIS A6204)	30 打直し壁に用いるシアコネクタ 現場打ちコンクリート壁の打直し部に用いる既存部とのシアコネクタの種類 ※図示 間隔(mm) ※ 500×500 ・図示	増設・補強工事のコンクリートの打込み 【8.21.8】 工法の種類 ※流込み工法 ・圧入工法
	6 ガス圧接	圧接完了後の試験 超音波探傷試験 ※適用する 【8.3.9】	16 無筋コンクリート 種類 設計基準強度(N/mm <sup>2</sup> )スラブ(cm) 柱・梁の最大寸法 適用箇所 ※普通コンクリート ※18 ※15 ※25mm ※軽量コンクリート ※18 ※18 ※20mm	32 柱補強 溶接金鋼巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法 柱頭柱脚の隙間部等の型枠 ※図示	33 連続繊維シート巻 連続繊維の材料 【8.2.12】 ・炭素繊維 ・アラミド繊維 ・ガラス繊維 連続繊維の材質 引張り強度(含浸硬化後) 2 ・ ( ) N/mm <sup>2</sup> ヤング係数(含浸硬化後) 2 ・ ( ) N/mm <sup>2</sup>
	⑦ 既存構造体との取合い	割製補強筋 【8.19.6】【8.20.7】 種類 材料 材質 径 本数ピッチ等 適用箇所 ※スライラル筋 ※鉄筋コンクリート用標準 ※SR235 ※Φ6・Φ9 ※図示 ※図示 ・はしご筋 ※鉄筋コンクリート用標準(異型鉄筋) ※SD295A ※D10 ※図示 ※図示	17 鉄骨製作工場 ・監督職員の承諾する製作工場 【8.1.5】 ※建築基準法第77条の4第1項に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた(株)日本鉄骨センター又は(社)全国職機工業協会の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める「グレード」として国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場	34 スリットの施工 既存撤去部の配管等の探査 ※探査器により探査し、配管等の位置の量出を行う ・はつり出し	34 スリットの施工 【8.25.2】
	⑧ コンクリートの種類及び強度	レディーミクストコンクリートの種類 【8.1.3】【表8.1.1】 ※I類 普通コンクリートの設計基準強度 【8.1.3】 設計基準強度FC (N/mm <sup>2</sup> ) 施工箇所 ※21 ○24 開口閉鎖部 軽量コンクリートの設計基準強度 【8.10.1】【表8.10.1】 設計基準強度F C 気乾単位容積質量(ρ) 種別 施工箇所 ※21	18 施工管理技術者 鉄骨製作管理技術者 【8.1.5】 ※適用する 【8.2.8】【表8.2.7】 種類の記号 適用箇所 規格等 ※JISによる ※JISによる ※JISによる	20 スカラップ ※改良型スカラップ ・スカラップ	21 高力ボルト 高力ボルトの適用 【8.13.2~9】【8.2.9】 ※トルシア形高力ボルト ・JIS形高力ボルト
	⑨ コンクリートの品質	スラブ 【8.1.4】【8.10.3】 スラブ(cm) 施工箇所 ※18 開口閉鎖部	19 鋼材 22 溶融亜鉛めっき高力ボルト 摩擦面の処理 ※プラスト処理(表面粗度50μm Rz以上)	23 アンカーボルト 材料 ※SS400 ・SNR400 <7.2.4>	24 鉄骨工作仮組 ・行う ※行わない 【8.13.10】
	⑩ 普通コンクリート	セメントの種類 【8.2.5】【表8.2.3】 ※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種 ・高炉セメントのB種 ⑤ ・フライアッシュセメントB種 ⑥ 混和材料 【8.2.5】 ※適用する	23 アンカーボルト 材料 ※SS400 ・SNR400 <7.2.4>	24 鉄骨工作仮組 ・行う ※行わない 【8.13.10】	25 溶接部の試験 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 ※行う 【8.14.11~12】
	⑪ モルタル及びグラウト材	柱底の均しモルタル 【8.2.11】 ・8.2.10による ※無収縮モルタル グラウト材 【8.2.11】 ※無収縮グラウト材 (セメント、混和剤、砂は無収縮モルタルに準ずる) 無収縮グラウトの品質及び試験方法 ブリージング 練り混ぜ2時間後のブリーディング率：2.0%以下 無収縮性 材齢 7日 収縮しない 圧縮強度 材齢 3日 20N/mm <sup>2</sup> 以上 材齢 28日 40N/mm <sup>2</sup> 以上 塩化物質 0.30kg/m <sup>3</sup> 以下 試験方法 日本道路公団規格(JHS312-1992)「無収縮モルタル品質管理試験方法」によるプレミックス形と現場調合形で混和材が同一の場合はプレミックスのみ試験を行う	26 錆止め塗料 耐火被覆材の接着する面の塗装 ※行わない ・行う (※JIS K5622) ・ ) 【8.16.3】	26 錆止め塗料 耐火被覆材の接着する面の塗装 ※行わない ・行う (※JIS K5622) ・ ) 【8.16.3】	27 耐火被覆材 種類 【8.17.2~7】 ・ラス張りモルタル塗り ・耐火材吹き付け ・吹付ロックワール(乾式・半乾式) ・耐火板張り ・耐火材巻き付け ・図示 所要性能(区分) ・30分耐火( ) ・1時間耐火( ) ・2時間耐火( )



一般共通事項	記号				外部仕上															
	区分	床	壁	壁・柱・はり	軒天井	屋根	ひさし													
							天井	側面及び柱	屋根											
1. 図中の番号 ○○○-○ の番号は建築工事種別詳細図の分類番号を示す。材質、寸法、取合いなどそのまま適用できないものはこれに準ずる。 2. 新設、既存の特記なき内部の木・鉄部の塗装はEP-Gとし、外部鉄部の塗装はDPとする。ただし、和室廻りの木部及び造付け家具類の内部は塗装しない。 3. 柱型、梁型及び下り壁の仕上で内示のない箇所は壁仕上による。 4. 特記なき窓名札は 8-41とする。 5. 仕上欄が空欄の場合は、既存のままとする。	GB-R せつこうボード	SOP 合成樹脂調合ペイント塗り	GB-NC 不燃被覆せつこうボード	EP 合成樹脂エマルジョンペイント塗り	区分	床	壁	壁・柱・はり	軒天井	屋根	ひさし	天井	側面及び柱	屋根						
GB-NC(T) 不燃被覆せつこうボード(トラパーチン模様) GB-P 吸音用穴あき石こうボード GB-D(W) 化粧せつこうボード(木目模様) DR(T) ロックワール化粧吸音板(普通) DR(凹凸) ロックワール化粧吸音板(立体附縁) FK 無石綿セメントけい酸カルシウム板 FK-P 吸音用穴あき無石綿セメントけい酸カルシウム板 PF ポリスチレンフォーム保温板 GW-B グラスワール吸音ボード GB-S シーイング石こうボード F フレキシブル板 化粧F 化粧フレキシブル板 表記のないボード記号については、「6内装改修工事 20せつこうボード、その他のボード及び合板張り」による。	EP-G つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り	EP-T 合成樹脂エマルジョン附塗塗り	2-ASE アクリルシリコン樹脂エナメル塗り	NAD アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り	AE アクリル樹脂エナメル塗り	FE フタル酸樹脂エナメル塗り	OL クリヤラッカー塗り	UC ウレタン樹脂フニス塗り	OS オイルステイン塗り	DP 耐水性塗料塗り	視層塗材 視層仕上塗料塗り	既存 磁器質タイル モルタル	既存 押出成型セメント板(塗装品) 外断熱(200mm以上、仕上塗料塗り) (GL-100まで)	既存 押出成型セメント板(塗装品) (一部撤去)	既存 ステンレスシート防水	既存 アルミモールディング	既存	既存		
	改修 仕上	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	
	改修 内容																			

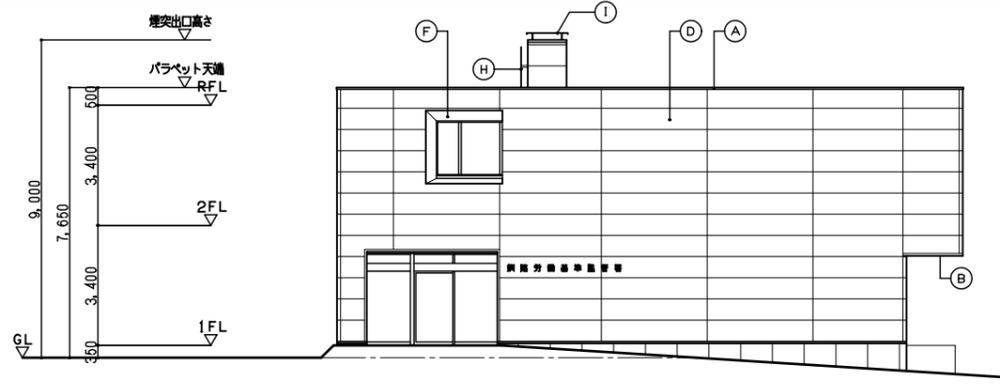
内部仕上														
室名		区分	床		壁取合(巾木)		壁		天井取合		天井		化学物質 濃度測定 箇所数	備考
新規	既存		仕上	改修内容	仕上	改修内容	仕上	改修内容	仕上	改修内容	仕上	改修内容		
( 1 階 )														
風除室	風除室	既 存	磁器質タイル (1-01-6)		アルミ水切		押出中空セメント板(塗装品)		軒天井口 (アルミバンチングメタル)		アルミモールディング (3-01-9)			
		改 修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま			
玄関ホール	玄関ホール	既 存	ビニル床タイル 一部視覚障害者用磁器質タイル (1-01-4)		テラゾーブロック		モルタル塗 タイル吹付 (2-02-13)		アルミニウム製見切縁		DR(T) t9 (3-01-4)			
		改 修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま			
会議室	会議室	既 存	ビニル床タイル t20 (1-01-4)		ビニル巾木 H=60 (2-11-1)		GB-R t12.5 EP (2-03-4)		アルミニウム製見切縁		GB-NC t9.5 (3-01-2)			
		改 修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま			
喫煙コーナー	喫煙コーナー	既 存	ビニル床タイル (1-01-4)		ビニル巾木 H=60 (2-11-1)		GB-R t12.5の上ビニルクロス アルミパーテーション (2-03-4)		アルミニウム製見切縁		GB-NC t9.5 (3-01-2)			
		改 修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま			
準備室	準備室	既 存	ビニル床タイル t20 (1-01-4)		ビニル巾木 H=60 (2-11-1)		GB-R t12.5 EP (2-03-4)		アルミニウム製見切縁		GB-NC t9.5 (3-01-2)			
		改 修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま			
男子便所 便所女子 身障者用便所	男子便所 便所女子 身障者用便所	既 存	ビニル床シート(目地溶接) (1-01-4)		陶器質タイル		陶器質タイル		アルミニウム製見切縁 (3-11-9)		FK t6 EP (3-01-1)			
		改 修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		アルミニウム製見切縁 (3-11-9)	A (男子便所 一部)	FK t6 EP (3-01-1)	B (男子便所 一部)		

内部仕上														化学物質 濃度測定 箇所数	備 考
室 名		区 分	床		壁 取 合 (巾木)		壁		天 井 取 合		天 井				
新 規	既 存		仕 上	改 修 内 容	仕 上	改 修 内 容	仕 上	改 修 内 容	仕 上	改 修 内 容	仕 上	改 修 内 容			
			<b>共通事項</b> A 既存床仕上撤去後新設(仕上のみ) B 既存床仕上撤去後新設(下地共) D 床仕上撤去(仕上のみ) E 床仕上撤去(下地共) F 床仕上取外し・再取付(仕上げのみ) G 既存床仕上撤去後新設、下地のみ取外し・再取付		<b>共通事項</b> A 既存巾木撤去後新設(塗装のみ) B 既存巾木撤去後新設 E 巾木新設 F 巾木撤去		<b>共通事項</b> A 既存壁仕上撤去後新設(塗装・壁紙等のみ) B 既存壁仕上撤去後新設(仕上のみ) C 壁仕上撤去後新設(下地共) D 壁仕上撤去(塗装・壁紙等のみ) E 壁仕上撤去 F 壁仕上撤去		<b>共通事項</b> A 既存見切脚撤去後新設 E 見切脚新設 F 見切脚撤去		<b>共通事項</b> A 既存天井仕上撤去後新設(塗装・壁紙等のみ) B 既存天井仕上撤去後新設(仕上のみ) C 既存天井仕上撤去後新設(下地共) D 天井仕上撤去(塗装・壁紙等のみ) E 天井仕上撤去				
廊 下	廊 下	既 存	ビニル床タイルt20 (1-01-4)		ビニル巾木 H=60 (2-11-1)		モルタル EP GB-Rt12 EP (2-03-4)		アルミニウム製見切脚		GB-NC(T)t15 (3-01-2)				
		改 修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま				
機械室	機械室	既 存	硬質着色床 (1-01-1)		モルタル EP (2-11-7)		モルタル EP(H=2,000) (2-02-12) グラスウールボードt25 (2-02-13)		突付		グラスウールボードt25 (3-01-12)				
		改 修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま				
倉 庫	倉 庫	既 存	コンクリートこて仕上 (1-01-3)				断熱バネル付込 コンクリート打放のまま ブロック化粧目地仕上 (2-02-12)				コンクリート打放のまま				
		改 修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま				
(2階)		既 存													
		改 修													
署長室	署長室	既 存	タイルカーペット		ビニル巾木 H=60 (2-11-1)		単板張t15		アルミニウム製見切脚		GB-NC(T)t15 (3-01-2)				
		改 修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま				
事務室	事務室	既 存	ビニル床タイルt20 (1-01-4)		ビニル巾木 H=60 (2-11-1)		GB-Rt12 EP (2-03-4)		アルミニウム製見切脚		GB-NC(T)t15 EP (3-01-2)				
		改 修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		GB-NC(T)t15 EP (3-01-2)	一部 B			
給湯室	給湯室	既 存	ビニル床タイルt20 (1-01-4)		モルタル EP (2-11-7)		モルタル EP・VE (2-02-13)		アルミニウム製見切脚 (3-11-9)		FKt6 EP (3-01-1)				
		改 修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		アルミニウム製見切脚 (3-11-9)	一部 A	FKt6 EP (3-01-1)	一部 B			
相談室	相談室	既 存	ビニル床タイルt20 (1-01-4)		ビニル巾木 H=60 (2-11-1)		GB-Rt12 EP (2-02-4)		アルミニウム製見切脚		GB-NC(T)t15 (3-01-2)				
		改 修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま				

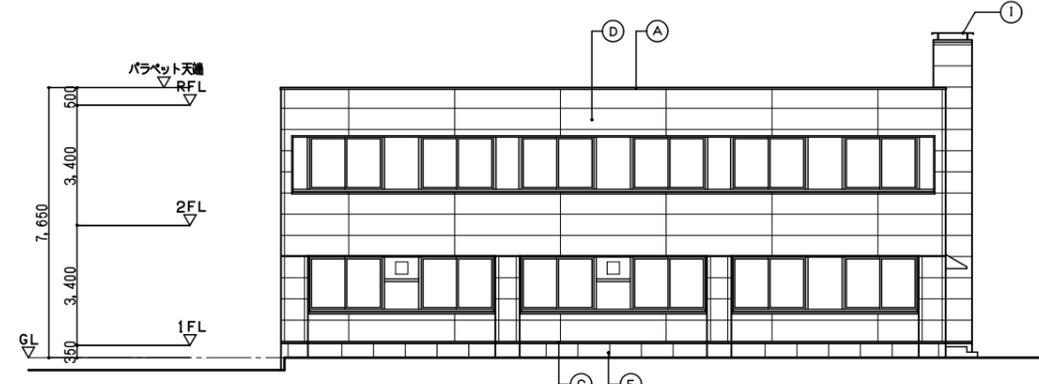
内部仕上													化学物質 濃度測定 箇所数	備 考
室 名		区 分	床		壁 取 合 (巾木)		壁		天 井 取 合		天 井			
新 規	既 存		仕 上	改 修 内 容	仕 上	改 修 内 容	仕 上	改 修 内 容	仕 上	改 修 内 容	仕 上	改 修 内 容		
			<b>共通事項</b> A 既存床仕上撤去後新設(仕上のみ) B 既存床仕上撤去後新設(下地共) D 床仕上撤去(仕上のみ) E 床仕上撤去(下地共) F 床仕上取外し・再取付(仕上げのみ) G 既存床仕上撤去後新設、下地のみ取外し・再取付		<b>共通事項</b> A 既存巾木撤去後新設(塗装のみ) B 既存巾木撤去後新設 E 巾木新設 F 巾木撤去		<b>共通事項</b> A 既存壁仕上撤去後新設(塗装・壁紙等のみ) B 既存壁仕上撤去後新設(仕上のみ) C 壁仕上撤去後新設(下地共) D 壁仕上撤去(塗装・壁紙等のみ) E 壁仕上撤去 F 壁仕上撤去		<b>共通事項</b> A 既存見切脚撤去後新設 E 見切脚新設 F 見切脚撤去		<b>共通事項</b> A 既存天井仕上撤去後新設(塗装・壁紙等のみ) B 既存天井仕上撤去後新設(仕上のみ) C 既存天井仕上撤去後新設(下地共) D 天井仕上撤去(塗装・壁紙等のみ) E 天井仕上撤去			
相談室	相談室	既 存	ビニル床タイルt2.0 (1-01-4)		ビニル巾木 H=60 (2-11-1)		GB-Rt 2 EP (2-03-4)		アルミニウム製見切脚 (3-11-9)		GB-NC(T) t&delta (3-01-2)			
		改 修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま			
ホール	ホール	既 存	ビニル床タイルt2.0 (1-01-4)		ビニル巾木 H=60 (2-11-1)		GB-Rt 2 EP (2-03-4)		アルミニウム製見切脚 (3-11-9)		GB-NC(T) t&delta (3-01-2)			
		改 修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま			
階段室	階段室	既 存	ビニル床タイルt2.0(漏上共) (1-01-4)		ビニル巾木 H=60 (2-11-1)		GB-Rt 2 EP (2-03-4)		アルミニウム製見切脚 (3-11-9)		GB-NC(T) t&delta EP (3-01-2)	一部 B 一部 C	縦型ブラインド、ブラインドボックス撤去(3-32-1) (縦型ブラインド W&740 H1,800)	
		改 修	既存のまま		既存のまま		一部 GB-Rt 2&delta EP (2-03-4)	一部 C	アルミニウム製見切脚 (3-11-9)	一部 A	GB-NC(T) t&delta EP (3-01-2)			
		既 存												
		改 修												
		既 存												
		改 修												
		既 存												
		改 修												
		既 存												
		改 修												



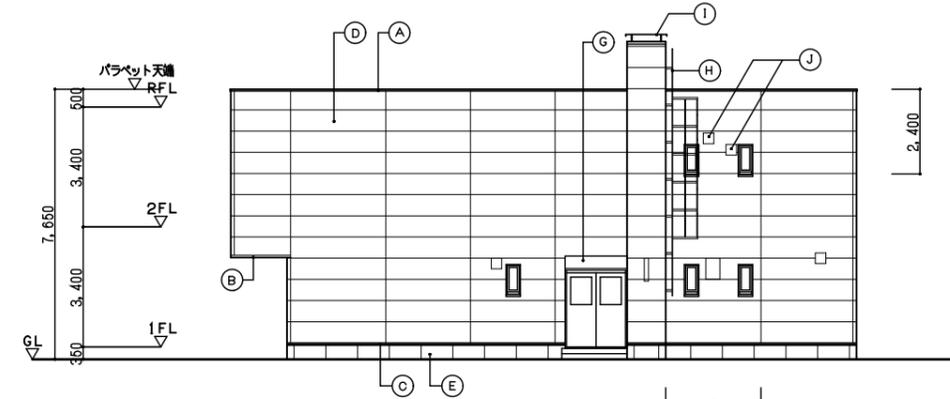




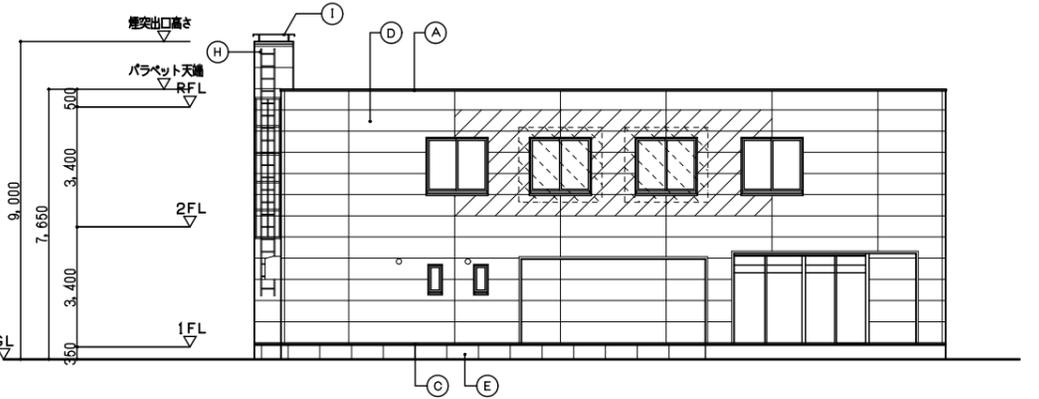
西立面図 S=1/100



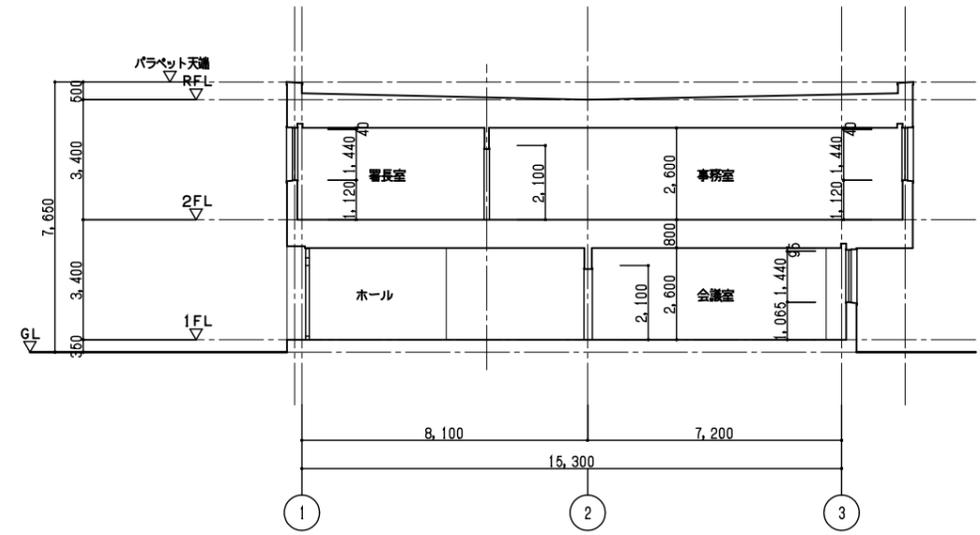
南立面図 S=1/100



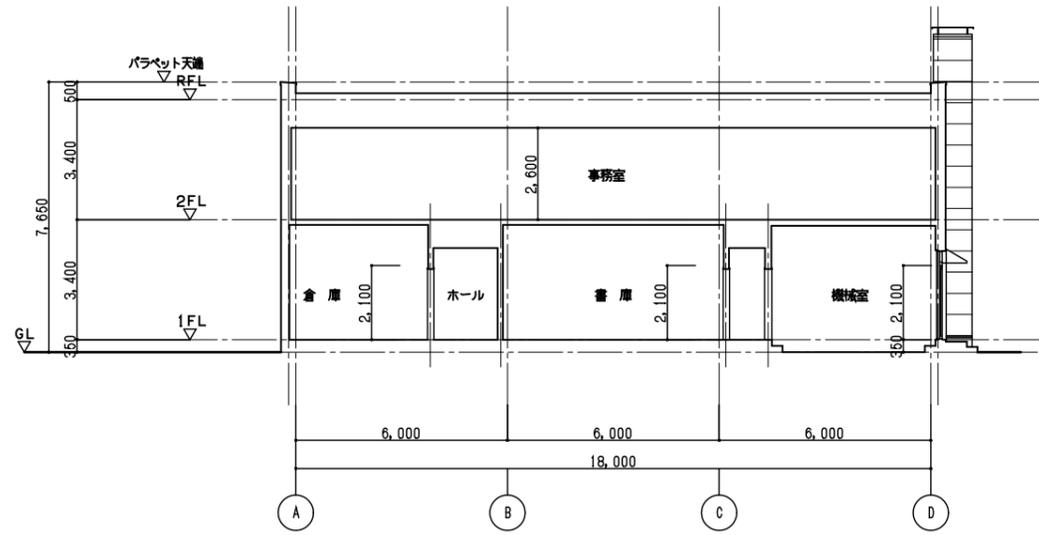
東立面図 S=1/100



北立面図 S=1/100

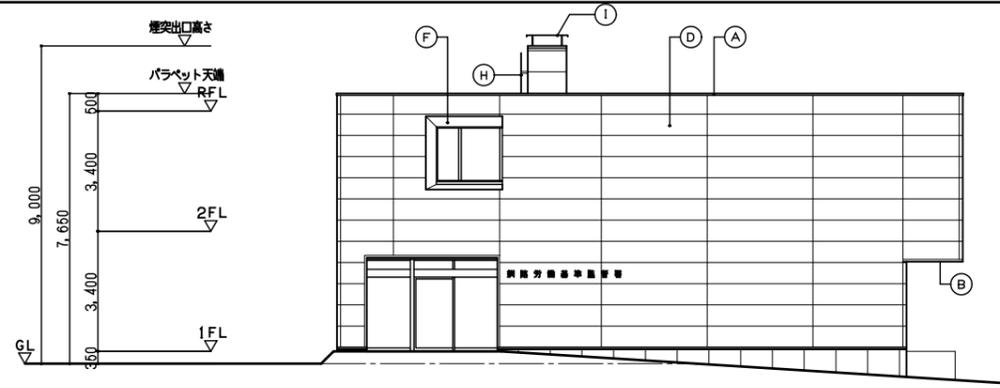


断面図 S=1/100

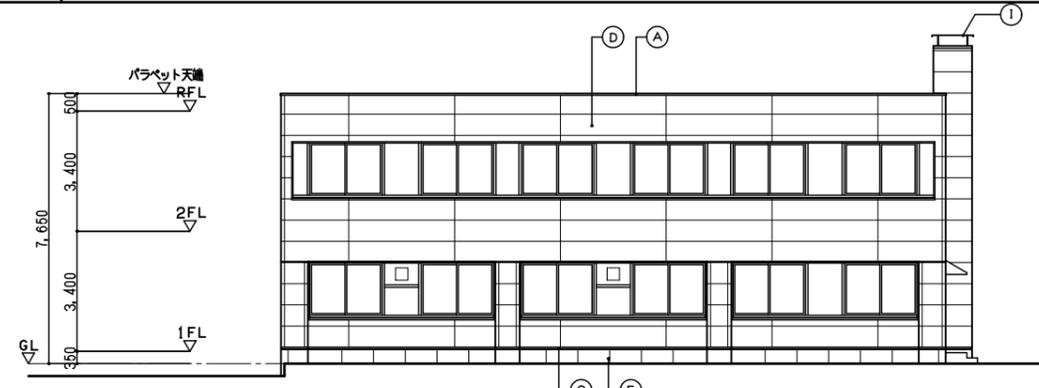


断面図 S=1/100

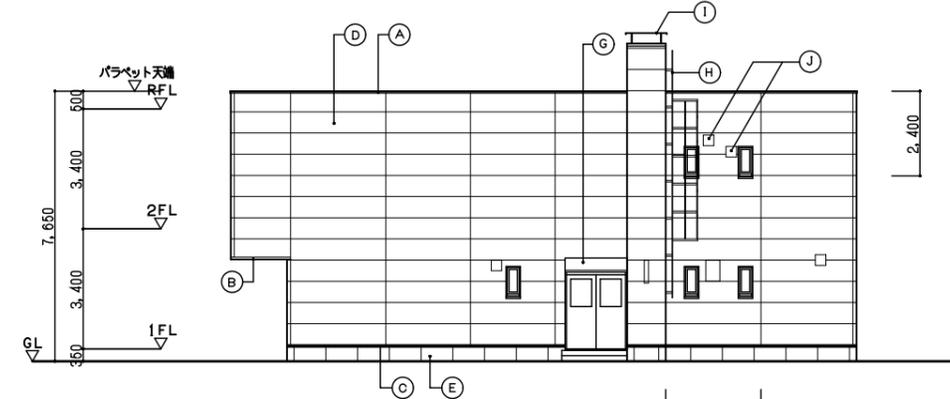
凡例		押出成形セメント板(塗膜品)撤去 ガラス繊維強化プラスチック(32kg/m <sup>3</sup> )撤去 AW-3撤去(DT-1)	(A) アルミ製柱木	(E) 外断熱パネル後貼りの上被層仕上塗材	(I) SUS製押柱	釧路労働基準監督署18耐震改修(建築その他)工事 立面図・断面図(既存) S=1/100 A-11 北海道労働局総務部
		RC壁撤去(DT-1)	(B) アルミ見切水切	(F) カラーアルミパネル	(J) SUS製狭気フード300角	
			(C) アルミ扉水切	(G) 小窓:SUS製W1,676×D600×H470		
			(D) 押出成形セメント板(塗膜品)	(H) SUS製タラップ		



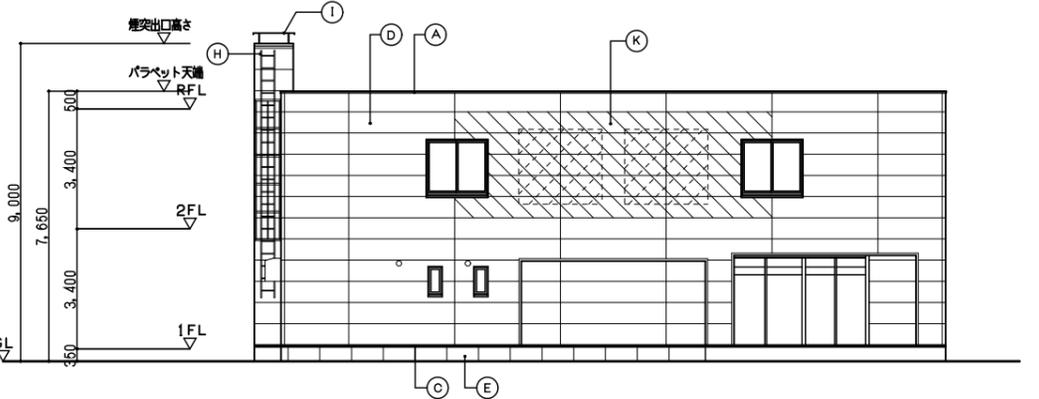
西立面図 S=1/100



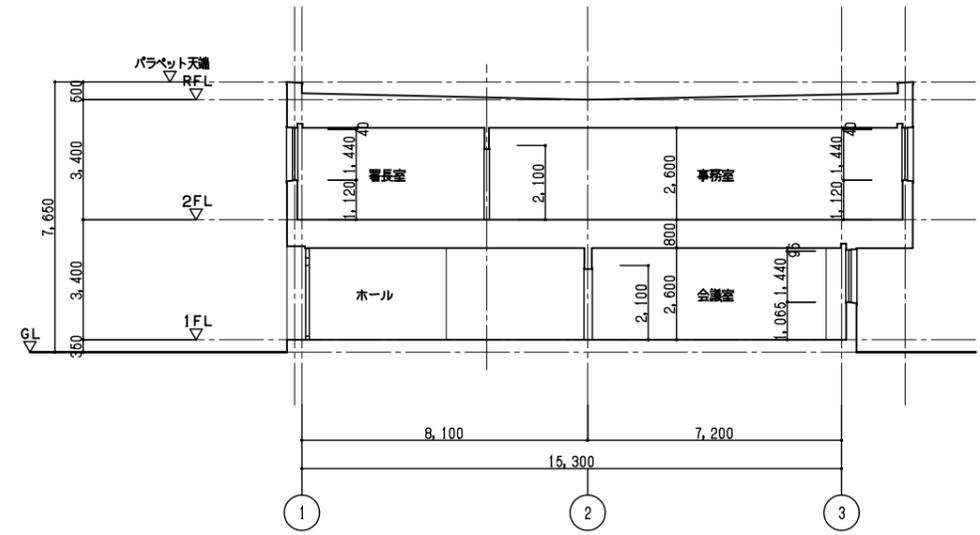
南立面図 S=1/100



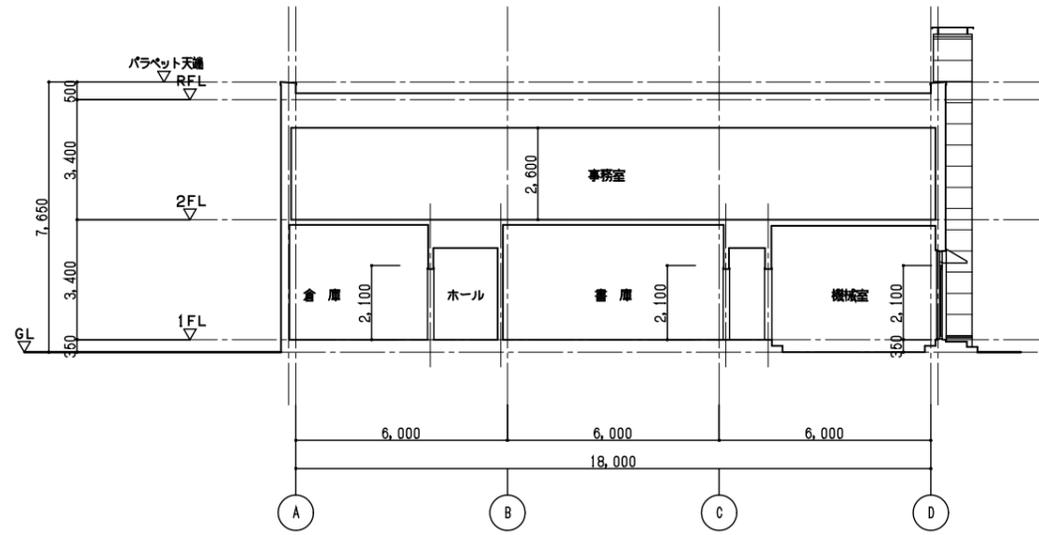
東立面図 S=1/100



北立面図 S=1/100



断面図 S=1/100

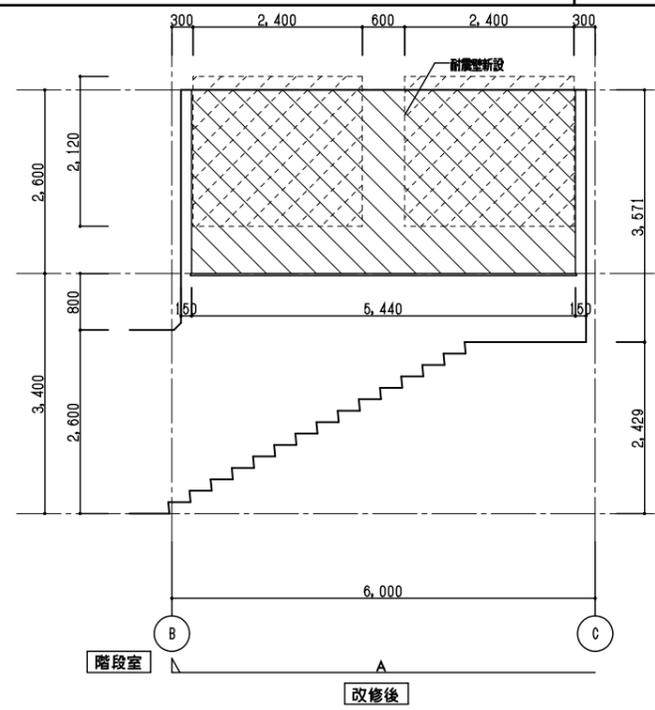
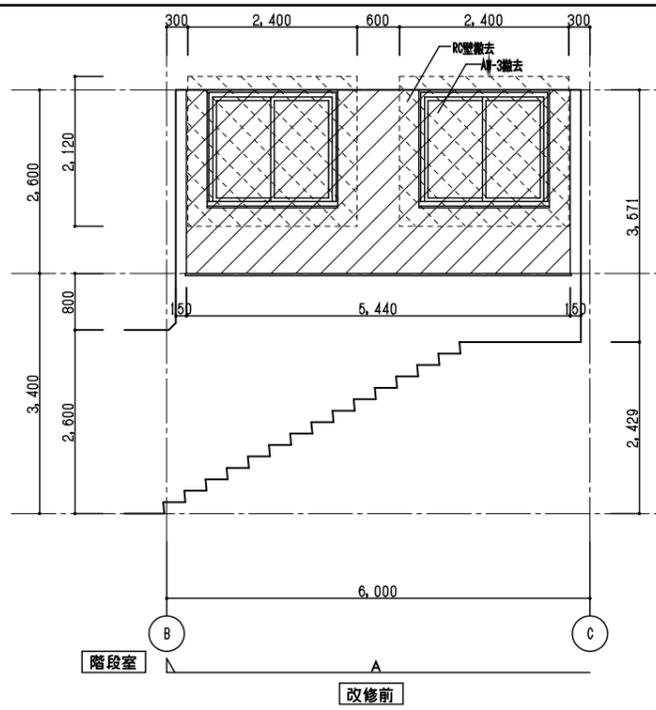


断面図 S=1/100

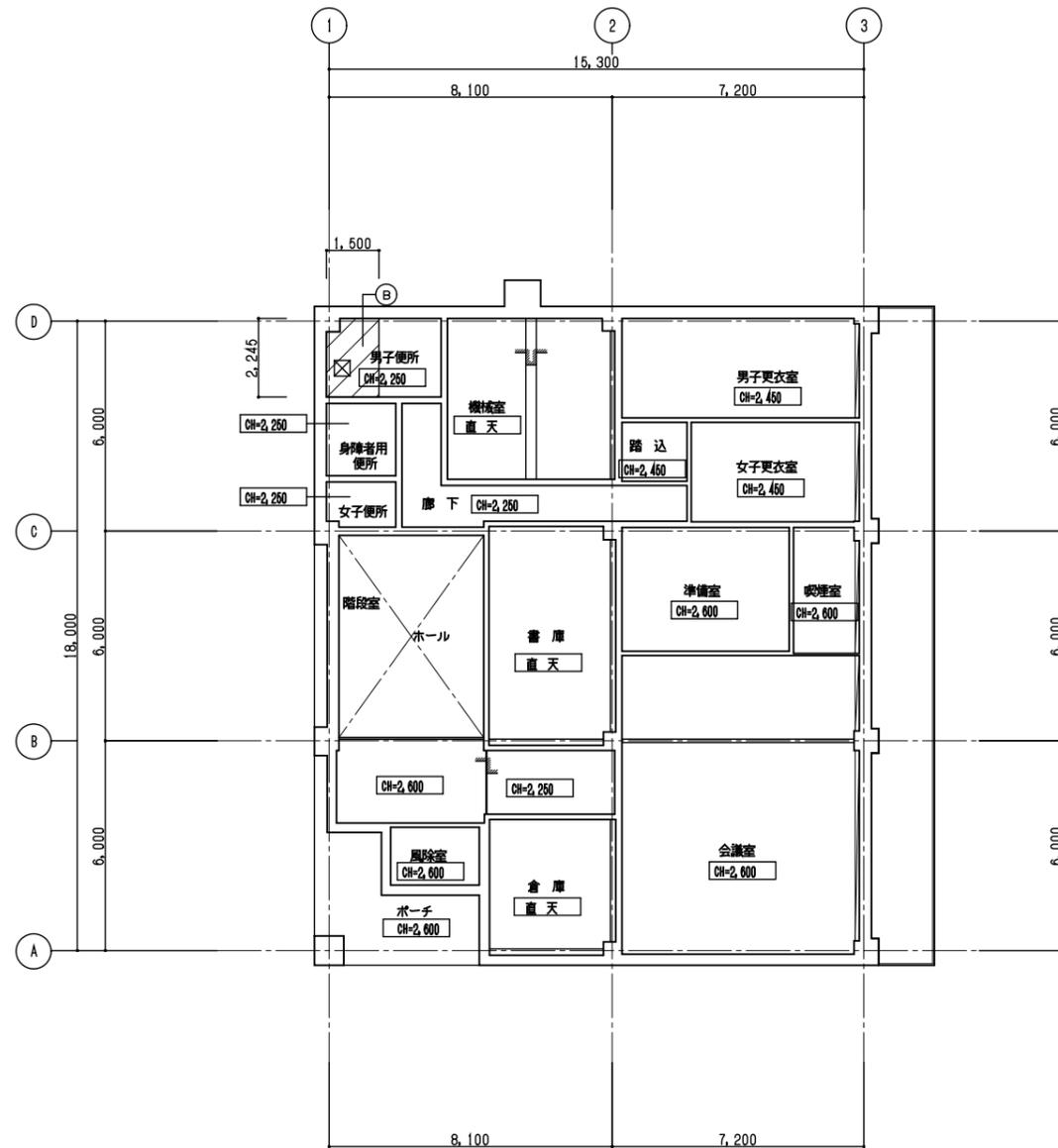
凡例		新築押出成形セメント板 $\pm 26$ (無塗装品)の上 下地調整(二液形エポキシ樹脂シーラー) 外装薄塗材E(着色骨材砂壁状)新設 ガラス繊維温板 $\pm 26$ ±00(32kg/m <sup>3</sup> )新設(DT-1)	(A) アルミ製柱木	(E) 外断熱パネル後貼りの上塗り層仕上塗材	(I) SUS製押柱(柱木、鉄筋共新設)	鋼路労働基準監督署18耐震改修(建築その他)工事 立面図・断面図(改修) S=1/100 A-12 北海道労働局総務部
		RC壁新設(DT-1)	(B) アルミ見切水切	(F) カラーアルミパネル	(J) SUS製換気フード300角	
			(C) アルミ扉水切	(G) 小庇:SUS製W1,676×D600×H470	(K) 押出成形セメント板(無塗装品) 外装薄塗材E	
			(D) 押出成形セメント板(塗装品)	(H) SUS製タラップ		



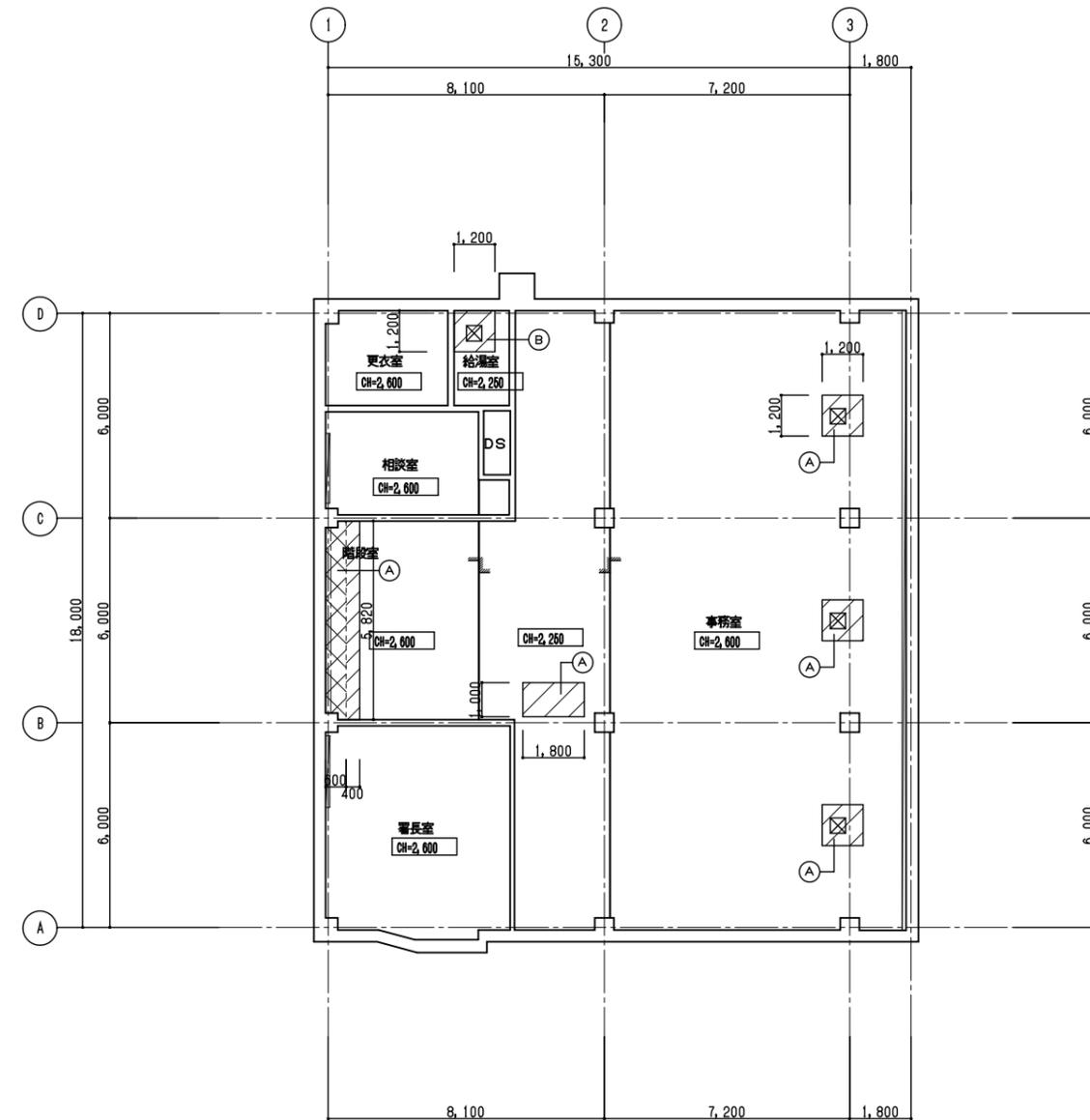




凡例		既設撤去部分を示す		仕上撤去部分を示す							釧路労働基準監督署18耐震改修(建築その他)工事		
		既設新設部分を示す		仕上新設部分を示す							展開図(既存・改修)	S=1/50	A-15
											北海道労働局総務部		



1階天井伏図 S=1/100



2階天井伏図 S=1/100

凡例		仕上の撤去・新設	(A)	GB-NC(T) t=0.6 EP(3-01-2)						釧路労働基準監督署18耐震改修(建築その他)工事
		仕上・下地共撤去・新設	(B)	FK t=0.0 EP(3-01-1)						1・2階天井伏図 S=1/100
		縦型ブラインド・ブラインドボックス(3-32-1)	(X)	天井点検口450角(新設・開口補強共)						北海道労働局総務部







**構造関係共通事項**

**構-1 総則**

1.1 適用範囲  
 (1) 構造関係共通図(配筋標準図)は鉄筋コンクリート及び鉄骨鉄筋コンクリート造等における鉄筋の加工、組立等の一般的な標準図とする。  
 (2) 構造関係共通図(鉄骨標準図)は鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造等における鉄骨の加工、組立の一般的な標準図とする。  
 (3) 構造関係共通図(配筋標準図、鉄骨標準図)以外については、図面及び監督職員の指示による。

1.2 優先順位  
 (1) 設計図書間で配筋方法等に相違がある場合の優先順位は以下の通りとする。  
 1. 特記仕様書  
 2. 図面  
 3. 標準仕様書及び改修標準仕様書

1.3 特記仕様  
 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。  
 特記事項は、◎の付いたものを適用する。  
 ◎印の付かない場合は※印の付いたものを適用する。  
 ◎印と◎印の付いた場合は共に適用する。

1.4 用語の定義  
 (1) 設計図とは、建築構造図のうち特記仕様書、構造関係共通図以外の図面をいう。  
 (2) 異形鉄筋の径(本文、図、表において「D、d」で示す)は、呼び名に用いた数値とする。  
 (3) 長さ、厚さ等の単位は、特記なき限りmmとする。

1.5 記号等  
 図面で使用する記号等は表1.1~表1.8、図1.1を標準とする。

表1.1 異形鉄筋の断面表示記号

区分	径	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32
建築		○	×	∅	○	○	◎	◎	◎

表1.2 各階伏図における記号

記号	説明	記号	説明
	スラブの配筋種別		杭の位置
	スラブ厚さ		試験杭の位置
	階段の配筋種別		打増しの範囲
	土間コンクリート		スラブ開口
	コンクリートブロック壁(CB壁)		ポーリング位置
	梁・スラブの上がり下がり	(±)	FLからの上がり下がり
EW○○	耐力壁の種類		
EKW○○			
ERW○○			

表1.3 梁貫通孔記号

区分	径	50	75	100	125	150	175	200	225	250	275	300	325	350	375	400
建築																

表1.4 スリーブ材質の凡例

管名	鋼管	溶融亜鉛めっき鋼板	硬質塩化ビニル管(薄肉管)	つば付き鋼管(黒管)
記号(建築用)	SP(白管)	GA	VU	RS

表1.5 高力ボルト径の記号

区分	径	M12	M16	M20	M22	M24
高力ボルト(F10T、S10T)		○	Φ	Φ	Φ	※
溶融亜鉛めっき高力ボルト(F8T相当)			I	+	※	※

表1.6 普通ボルト径の記号

区分	径	M12	M16	M20	M22	M24
普通ボルト		○	Φ	Φ	Φ	※

表1.7 溶接継手及び溶接面の分類記号

溶接継手	分 類		記 号
	完全溶込み溶接	突合せ継手 T型継手 かど継手	
溶 接 面	隅肉溶接		F
	部分溶込み溶接		P
	フラア溶接		FL
	片面溶接		1
	両面溶接		2

表1.8 溶接の補助記号

区 分	補助記号
現場溶接	
全周溶接	○
全周現場溶接	○
断続溶接の長さ及び開隔	L-P

図1.1 溶接記号の記載例

※特記無き限り、完全溶込み溶接の溶接方法・溶接面は適切な溶接方法等による。

**項 目**

**構-2 建物概要等**

1. 建物概要等

2. 構造設計条件等

3. 地盤調査資料

4. 液状化対策

**特 記 事 項**

建物概要

工事名称	釧路労働基準監督署耐震改修15建築その他工事	備考	
工事場所	北海道釧路市柏木町2番12号		
延べ面積	( 587.17 )m <sup>2</sup>		
建築面積	( 295.73 )m <sup>2</sup>		
階数	地上( 2 )階 地下( )階 塔屋( )階 階数に算入しない階 ○無し ・有り ( )		
高さ関係	高さ( 7.65 )m 軒高( 7.15 )m		
工事種別	・新築 ・増築 ・改築 ・移転 ・大規模の修繕 ・大規模の模様替 ○耐震改修		

構造概要

構造種別	地上( )階~( )階( RC )造 地下( )階~( )階( )造	備考	
架構形式	X方向( )耐震壁付きラーメン構造 Y方向( )耐震壁付きラーメン構造		
耐震構造方式	○耐震構造 ・制振構造 ・免震構造(免震層の位置 ・基礎下免震 ・中間階免震( )階 ・直接基礎( ・独立 ・連続 ・べた )	適用箇所は 図示による	
基礎方式	○杭基礎( ・場所打ちコンクリート杭 ・既製コンクリート杭 ・耐震構造 鋼管杭 ・ )		
耐震安全性の分類	・I類(1.5) ・II類(1.25) ○III類(1.0)		

計算方法

許容応力度計算(令第82条各号+令第82条の4)【ルート1】		X方向	Y方向	備 考
許容応力度等計算【ルート2】				
保有水平耐力計算【ルート3】		○	○	X方向、Y方向の適用する計算法に○を記載する
限界耐力計算				
その他の計算法( )				
特別な検証法(時刻応答解析による)				
大臣認定(認定番号)				
指定性能評価機関名( )				
評価 ・高層評価 ・免震評価 ・その他				
(評価番号)				

外力等

地震力	設計用一次固有周期( 0.143 )秒		備考
	地震地域係数(Z) Z=( 1.0 )	0.9 ・ 0.8 ・ 0.7	
	地盤の種類 第( 2 )種地盤 Tc=( 0.60 )秒		
	標準せん断力係数 X方向 Y方向		
	一次設計 CO=( 0.2 ) CO=( 0.2 )		
	二次設計 CO=( 1.0 ) CO=( 1.0 )		
風圧力(施行令第87条)	地表面粗度区分 基準風速( V0 )	速度圧(q)	風圧力を考慮しない
	・I ・II ・III ・IV ( )m/s		
風圧力(施行令第82条の4)	地表面粗度区分 基準風速( V0 )	平均速度圧(q)	風圧力を考慮しない
	・I ・II ・III ・IV ( )m/s		
積雪荷重	区域 ・多雪区域 ○多雪区域以外		
	設計垂直積雪量( 100 )cm		
	単位荷重( 30 )N/m <sup>2</sup> /cm		
	垂直積雪量の低減 ・低減する ○低減しない		

調査報告書

- 当該敷地の既往調査報告書のみによる
- 当該敷地の既往調査報告書及び今回工事に含まれる地盤調査報告書による
- ※工事着手前に当該敷地内で( ) 図に示す地盤調査を行う
- 調査内容(既往調査内容含む)
  - ・サウンディング
    - ※標準貫入試験
    - ・スウェーデン式サウンディング試験
    - ・オランダ式二重管コーン貫入試験
  - ・土質試験
    - ・物理的性質試験
    - ( ・土粒子密度試験 ・含水比試験 ・粒度試験 ・液性限界、塑性限界試験 )
    - ・細粒分含有率試験 ・湿潤密度試験
  - ・力学的性質試験
    - ( ・一軸圧縮試験 ・圧密試験 ・直接せん断試験 ・三軸圧縮試験 )
    - ・振動三軸試験 ・中空ねじりせん断試験
  - ・現場透水試験
  - ・孔内水平載荷試験
  - ・弾性波速度検層
  - ・常時微動測定
  - ・平板載荷試験

- ・有り  
範囲・工法・仕様・計測・試験等  
※図示による( )
- ・無し

構-3 あらかじめの検討

構-4 施工方法等計画書関連等

1. 軽微な変更への対応(あらかじめの検討)

施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更等(位置の変更)

施工誤差を考慮して構造耐力上支障がない検討が行われている部分(変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であって、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る)

- ・くいのおずれを考慮した検討
  - 許容誤差 ( )
  - あらかじめの検討範囲
  - ※図示による( )
- ・小ばりの位置の変更を見込んだ大ばり等の検討
  - 位置の変動寸法( )
  - あらかじめの検討範囲
  - ※図示による( )
- ・大きな変更を見込んだスラブ等の検討(屋根床版含む)
  - 許容される大きさ、荷重の条件( )
  - あらかじめの検討範囲
  - ※図示による( )
- ・はり貫通孔の大きさと位置の変更を見込んだ検討
  - 大きさに変動寸法( )
  - 位置の変動寸法( )
  - あらかじめの検討範囲
  - ※図示による( )
- ・壁開口の位置の変更を見込んだ検討
  - 開口の移動範囲( )
  - ただし構造計算及びモデル化において耐力壁の剛性・耐力が変わらず、荷重が増加しない移動範囲に限る
  - あらかじめの検討範囲
  - ※図示による( )
- ・スラブの開口及び段差の変更を見込んだ検討
  - 開口の移動範囲( )
  - ただし構造計算及びモデル化においてスラブの断面及び配筋、開口補強が変わらず、荷重が増加しない範囲に限る
  - あらかじめの検討範囲
  - ※図示による( )
- ・間柱の位置の変更を見込んだ検討
  - 位置の変動寸法( )
  - あらかじめの検討範囲
  - ※図示による( )

1. コンクリートの単位水量測定

(1) 単位水量の測定は、150㎡に1回以上及び荷下し時に品質の異常が認められた時に実施する。  
 (2) 単位水量の上限値は、標準仕様書6.3.2(2)(iii)による。  
 (3) 単位水量の管理目標値は次の通りとして、施工する。  
 1) 測定した単位水量が、配合計画書の設計値(以下、「設計値」という。)±15kg/m<sup>3</sup>の範囲にある場合はそのまま打設する。  
 2) 測定した単位水量が設計値±15を超え±20kg/m<sup>3</sup>の範囲にある場合は、その運搬車の生コンは打設してよいが、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示する。その後、設計値±15kg/m<sup>3</sup>以内に安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。  
 3) 測定した単位水量が設計値±20kg/m<sup>3</sup>を超える場合は、その運搬車は打込まずに持ち帰らせるとともに、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示する。その後、単位水量が設計値±20kg/m<sup>3</sup>以内になるまで全運搬車の測定を行い、更に設計値±15kg/m<sup>3</sup>以内に安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。  
 4) 3)の不合格生コンを確実に持ち帰ったことを確認する。  
 (4) 単位水量管理についての記録を計画書(配合計画書、製造管理記録、打込み時の外気温、コンクリート温度等)と写真により提出する。  
 (5) 単位水量の測定方法は、高周波誘電加熱乾燥法(電子レンジ法)、エアメータ法又は静電容量測定法による。また、試験機関は該当コンクリート製造所以外の機関とする。

1.1 鉄筋の加工

鉄筋の折曲げ内法直径及びその使用箇所は、表1.1を標準とする。

表1.1 鉄筋の折曲げ内法直径

Table with 4 columns: 折曲げ角度, 折曲げ図(余長), 折曲げ内法直径(D), and specific diameter ranges for different steel grades.

- 1. 片持ちスラブ先端、壁筋の自由端側の先端で90°フックまたは135°フックを用いる場合は、余長は4d以上とする。
2. 90°未満の折曲げの内法直径は特記による。

2.1 異形鉄筋の末端部

次の部分に使用する異形鉄筋の末端部にはフックを付ける。

- (1) 柱及び梁(基礎梁を除く)の出隅部

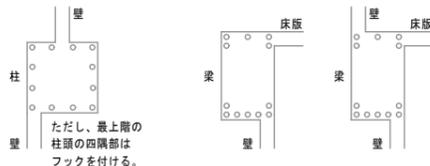


図2.1 末端部にフックを必要とする出隅部の鉄筋(●印)

- (2) 煙突の鉄筋(壁の一部となる場合を含む)
(3) 杭基礎のベース筋
(4) 帯筋、あばら筋及び幅止め筋

3.1 継手及び定着

(a) 鉄筋の重ね継手

- (1) 径が異なる鉄筋の重ね継手の長さは、細い鉄筋の径による。
(2) 鉄筋の重ね継手の長さは、表3.1による。

表3.1 鉄筋の重ね継手の長さ

Table with 4 columns: 鉄筋の種類, コンクリートの設計基準強度Fc, L1 (フックなし), and L1h (フックあり).

- (注) 1. L1, L1h: フックなし重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ。
2. フックありの場合のL1hは、図3.1に示すようにフック部分Qを含まない。
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

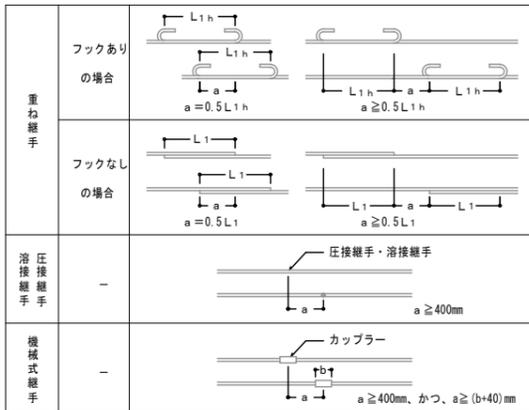


図3.1 フックありの場合の重ね継手の長さ

- (3) 鉄筋の重ね継手の長さは、フックありなしにかかわらず40d以上(軽量骨材を使用する場合は50d以上)と表3.1の重ね継手の長さのうち大きい値とする。

- (4) 隣り合う継手の位置は、表3.2による。ただし、壁の場合及びスラブ筋でD16以下の場合は除く。

表3.2 隣り合う継手の位置



(b) 鉄筋の定着

- (1) 鉄筋の定着の長さは、表3.3及び図3.2による。

表3.3 鉄筋の定着の長さ

Table with 6 columns: 鉄筋の種類, コンクリートの設計基準強度Fc, and development lengths for various conditions (L1, L2, L3, L1h, L2h, L3h).

- (注) 1. L1, L1h: 2. 以外の直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ。
2. L2, L2h: 割裂破壊のおそれのない箇所への直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ。
3. L3: 小梁及びスラブの下端筋の直線定着の長さ。ただし、基礎耐圧スラブ及びこれを受ける小梁を除く。
4. L3h: 小梁の下端筋のフックあり定着の長さ。
5. フックあり定着の場合は、図3.2に示すようにフック部分Qを含まない。また、中間部での折曲げは行わない。
6. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

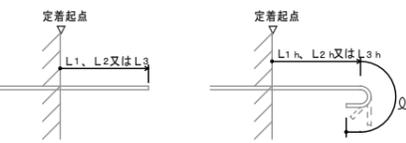


図3.2 直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ

- (2) 梁主筋の柱内折曲げ定着又は小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の方法は、図3.3により、次の(i)、(ii)及び(iii)をすべて満足するものとする。
(i) 全長は表3.3に示す直線定着の長さ以上
(ii) 余長は8d以上
(iii) 仕口面から鉄筋外面までの投影定着長さは表3.4に示す長さとする。ただし、梁主筋の柱内定着においては、原則として、柱せいの3/4倍以上とする。

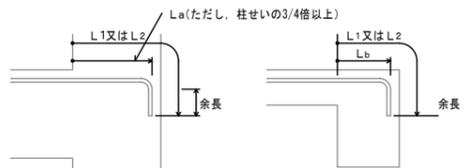


図3.3 折曲げ定着の方法

表3.4 鉄筋の投影定着の長さ

Table with 3 columns: 鉄筋の種類, La, and Lb.

- (注) 1. La: 梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ。(基礎梁、片持ち梁及び片持ちスラブを含む。)
2. Lb: 小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の投影定着長さ。(片持ち小梁及び片持ちスラブを除く。)
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

- (3) 溶接金網の継手及び定着は、図3.4による。なお、L2及びL3は表3.3の(注)による。

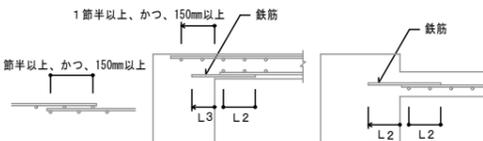


図3.4 溶接金網の継手及び定着

- (4) スパイラル筋の継手及び定着は、図3.5による

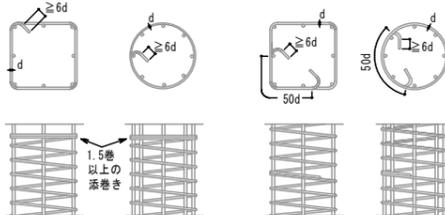


図3.5 スパイラル筋の継手及び定着

4.1 最小かぶり厚さ

- (a) 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは、表4.1による。

ただし、柱及び梁の主筋にD29以上を使用する場合は、主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保するように最小かぶり厚さを定める。

表4.1 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ(単位: mm)

Table with 2 columns: 構造部分の種類 and 最小かぶり厚さ.

- (注) 1. \*印のかぶり厚さは、普通コンクリートに適用し、軽量コンクリートの場合は特記による。
2. 「仕上げあり」とは、モルタル塗等の仕上げのあるものとし、鉄筋の耐久性上有効でない仕上げ(仕上塗材、塗装等)のものを除く。
3. スラブ、梁、基礎及び擁壁で、直接土に接する部分のかぶり厚さは、捨コンクリートの厚さを含まない。
4. 杭基礎の場合のかぶり厚さは、杭先端からとする。
5. 塩害を受けるおそれのある部分等、耐久性上不利な箇所は、特記による。

- (b) 柱、梁等の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、最小かぶり厚さに10mmを加えた数値を標準とする。

- (c) 鉄筋組立後のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。

- (d) 鉄筋相互のあきは図4.1により、次の値のうち最大のもの以上とする。

- (1) 粗骨材の最大寸法の1.25倍
(2) 25mm
(3) 隣り合う鉄筋の平均径(呼び名の数値)の1.5倍

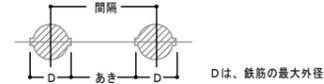


図4.1 鉄筋相互のあき

- (e) 鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、主筋と平行する鉄骨とのあきは、(d)による。

- (f) 貫通孔に接する鉄筋のかぶり厚さは、(c)による。

5.1 基礎梁

(a) 一般事項

- (1) 梁筋は、連続端で柱に接する梁筋が同数の時は柱をまたいで引き通すものとし、鉄筋の本数が異なる場合には、図5.1のように反対側梁内に定着する。外端部や隅部では、折り曲げて定着する。
(2) 梁筋を柱内に定着する場合は、7.1(b)(4)による。

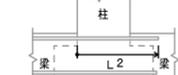
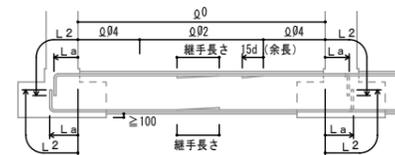


図5.1 梁筋の基礎梁内への定着

- (b) 独立基礎で基礎梁にスラブが付かない場合の主筋の継手、定着及び余長は、図5.2による。



- (注) 1. 図示のない事項は、7.1による。
2. 印は、継手及び余長位置を示す。
3. 破線は、柱内定着の場合を示す。
4. 梁主筋のみ込み長さ(柱せいの3/4倍以上)

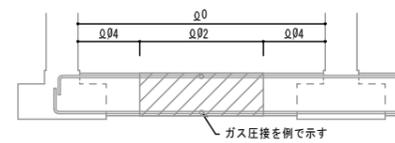
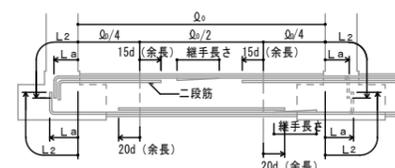


図5.2 主筋の継手、定着及び余長(その1)

- (c) 独立基礎で基礎梁にスラブが付く場合の主筋の継手、定着及び余長は、図5.3による。ただし、耐圧スラブが付く場合は、(d)による。



- (注) 1. 図示のない事項は、7.1による。
2. 印は、継手及び余長位置を示す。
3. 破線は、柱内定着の場合を示す。
4. 梁主筋のみ込み長さ(柱せいの3/4倍以上)

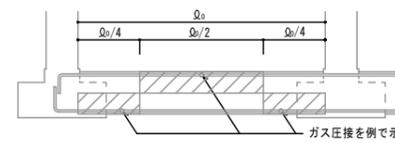
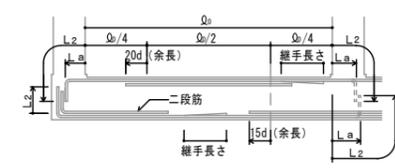


図5.3 主筋の継手、定着及び余長(その2)

- (d) 連続基礎及びべた基礎の場合の主筋の継手、定着及び余長は、図5.4による。



- (注) 1. 図示のない事項は、7.1による。
2. 印は、継手及び余長位置を示す。
3. 破線は、柱内定着の場合を示す。
4. 梁主筋のみ込み長さ(柱せいの3/4倍以上)

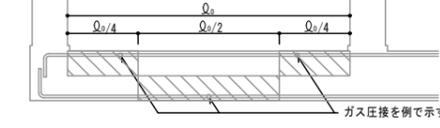


図5.4 主筋の継手、定着及び余長(その3)

5.2 基礎梁のあばら筋等

(a) 一般事項

- (1) あばら筋の径および間隔は、構造図による。
(2) あばら筋組立の形及びフックの位置は、7.2(b)による。ただし、梁の上下端にスラブが付く場合で、かつ、梁せいが1.5m以上の場合は、図5.5によることができる。

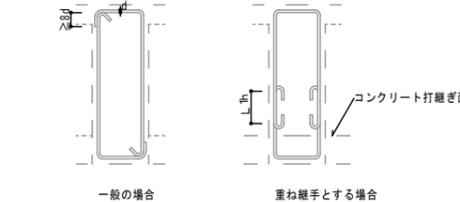


図5.5 あばら筋組立の形及びフックの位置

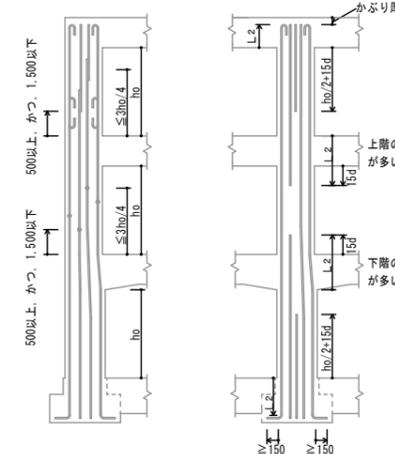
- (b) 腹筋及び幅止め筋は、7.2による。ただし、梁せいが1.5m以上の場合は構造図による。

- (c) あばら筋の割付けは、7.2(c)による。

6.1 柱

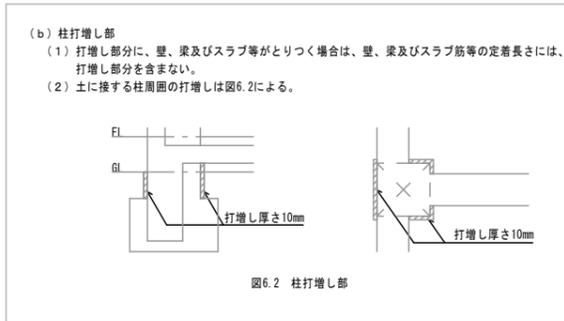
(a) 一般事項

- (1) 継手中心位置は、梁上端から500mm以上、1,500mm以下、かつ、3ho/4(hoは柱の内法高さ)以下とする。
(2) 継手、定着及び余長は、図6.1による。ただし、柱頭定着長さL2が確保できない場合は、構造図による。



- (注) 1. 柱の四隅にある主筋で、重ね継手の場合及び最上階の柱頭にある場合には、フックを付ける。
2. 隣り合う継手の位置は、表3.2(隣り合う継手の位置)による。
3. 継手及び定着は、すべての階に適用できる。

図6.1 柱主筋の継手、定着及び余長



6.2 帯筋

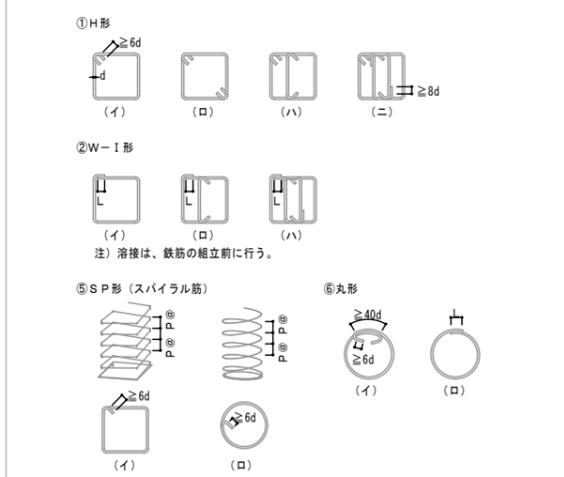
(a) 帯筋の種類及び間隔は、構造図による。

(b) 帯筋組立の形は図6.3により、適用は構造図による。

(1) H形の135°曲げのフックが困難な場合は、W-I形とする。

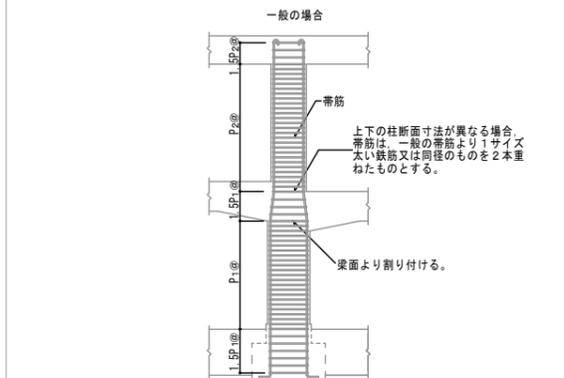
(2) 溶接する場合の溶接長さsは、両面フレア溶接の場合は5d以上、片面フレア溶接の場合は10d以上とする。

(3) SP形において、柱頭及び柱脚の端部は1.5巻以上の巻き巻きを行う。



(c) フック及び継手の位置は交互とする。

(d) 帯筋の割付けは図6.4とし、それ以外の場合は構造図による。



(注) 1. 図示のない事項については、一般の場合に同じ。

2. 柱に取り付け梁に段差がある場合、帯筋の間隔を1.5P1@または1.5P2@とする範囲は、その柱に取り付けすべての梁を考慮して適用する。

なお、P1@、P2@は、特記された帯筋の間隔を示す。



7.1 大梁

(a) 一般事項

(1) 梁の上がり下がり又はFLを基準とした寸法とする。

(2) 地中梁下の砂利地層厚及び捨てコンクリート地層厚は構造図による。

(3) 打増し部分に、スラブ、壁、梁筋等が取り付く場合は、スラブ、壁、梁筋等の定着長さには、打増し部分を含まない。

(b) 大梁主筋の継手及び定着の一般事項

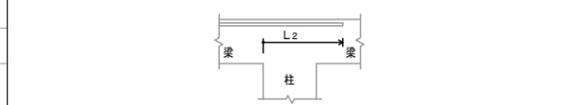
(1) 継手中心位置は、次による。

上端筋：中央  $Q/2$  以内

下端筋：柱より梁せい (D) 以上離し、 $Q/4$  を加えた範囲以内

(2) 継手中央部の位置、定着長さ及び余長は図7.3及び図7.4による。

(3) 梁筋は、連続端で柱に接する梁筋が同数の時は柱をまたいで引き通すものとし、鉄筋の本数が異なる場合には、図7.1のように反対側の梁に定着する。外端部や隅部では、折り曲げて定着する。



(4) 梁主筋を柱内に折り曲げて定着する場合は次による。

なお、定着の方法は3.1(b)(2)による。

上端筋：曲げ降ろす

下端筋 (一般)：原則、曲げ上げる。

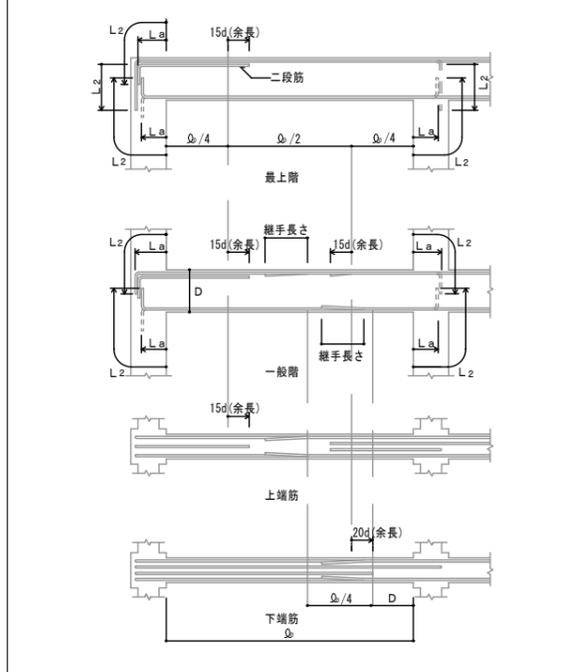
下端筋 (ハンチ付き)：原則、曲げ上げる。

(5) 梁にハンチをつける場合、その傾斜は構造図による。

(6) 段違い梁は、図7.2による。



(c) ハンチのない場合の重ね継手、定着及び余長は、図7.3による。

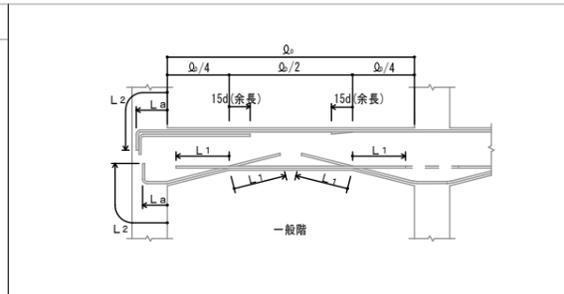
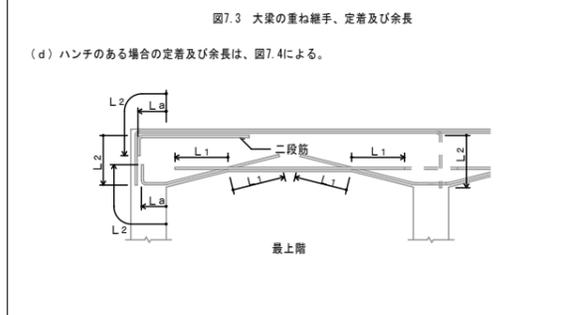


(注) 1. 梁主筋の重ね継手が、梁の出隅及び下端の両端にある場合 (基礎梁を除く) には、フックを付ける。

2. 印は、継手及び余長を示す。

3. 破線は、柱内定着の場合を示す。

4. 梁主筋のみ込み長さ (柱せいの3/4倍以上)



(注) 1. 梁主筋の重ね継手が、梁の出隅及び下端の両端にある場合 (基礎梁を除く) には、フックを付ける。

2. 印は、継手及び余長を示す。

3. 梁内定着の端部下端筋が接近するときは、 のように引き通すことができる。

4. 破線は、柱内定着を示す。

5. 梁主筋のみ込み長さ (柱せいの3/4倍以上)

図7.4 ハンチのある大梁の定着及び余長

7.2 あばら筋等

(a) あばら筋、腹筋及び幅止め筋の一般事項

(1) あばら筋の種類、径及び間隔は、構造図による。

(2) 腹筋に継手を設ける場合の継手長さは、150mm程度とし、定着長さは図7.6による。ただし、腹筋を計算上考慮している場合の継手長さは、定着長さは構造図による。

(3) 幅止め筋及び受け用幅止め筋は、D10-1,000@程度とする。

(b) あばら筋組立の形及びフックの位置

(1) 形は、図7.5 (イ) とする。

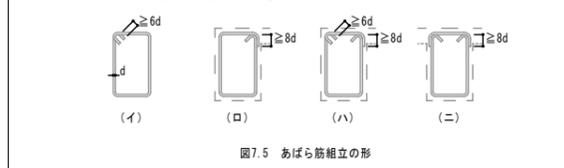
ただし、L形梁の場合は、(ロ) または (ハ)、T形梁の場合は (ロ) ~ (ニ) とすることができる。

(2) フックの位置

i. (イ) の場合は交互とする。

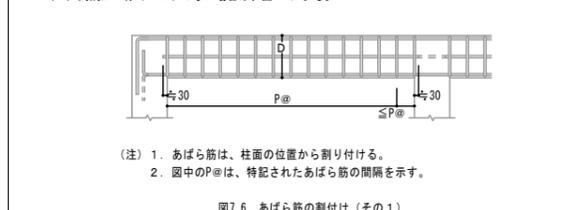
ii. (ロ) の場合 L形ではスラブの付く側、T形では交互とする。

iii. (ハ) の場合は床版の付く側を90°折曲げとする。



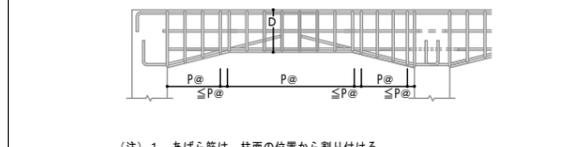
(c) あばら筋の割付け

(1) 間隔が一樣でハンチのない場合は、図7.6による。



(注) 1. あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。

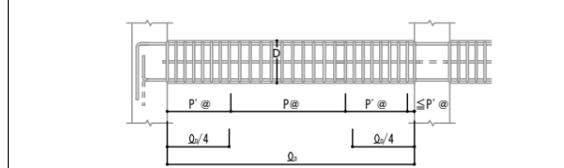
2. 図中のP@は、特記されたあばら筋の間隔を示す。



(注) 1. あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。

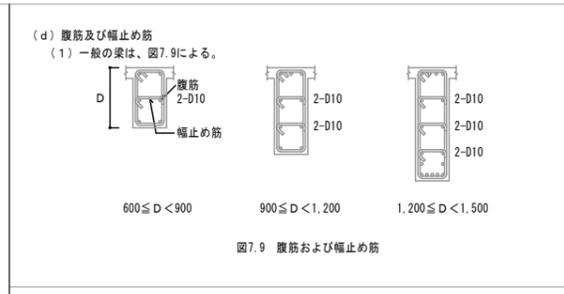
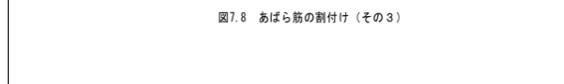
2. 図中のP@は、特記されたあばら筋の間隔を示す。

(3) 梁の端部で間隔の異なる場合は、図7.8による。



(注) 1. あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。

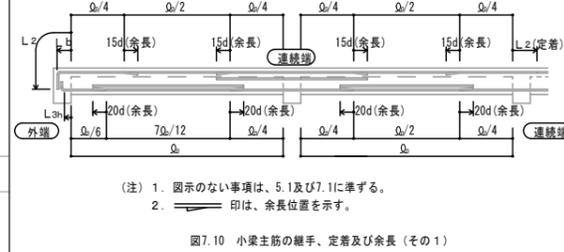
2. 図中のP@、P'@は、特記されたあばら筋の間隔を示す。



7.3 小梁

(a) 小梁主筋の継手、定着及び余長

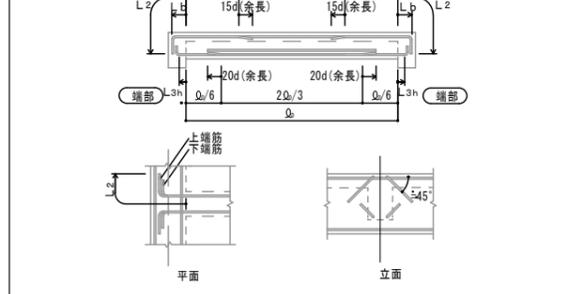
(1) 連続小梁の場合は、図7.10による。



(注) 1. 図示のない事項は、5.1及び7.1に準ずる。

2. 印は、余長位置を示す。

(b) 単独小梁の場合は、図7.11による。



(注) 1. 図示のない事項は、5.1及び7.1に準ずる。

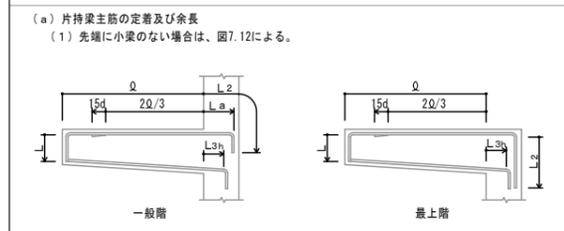
2. 印は、余長位置を示す。

(c) あばら筋は、7.2による。

7.4 片持梁

(a) 片持梁主筋の定着及び余長

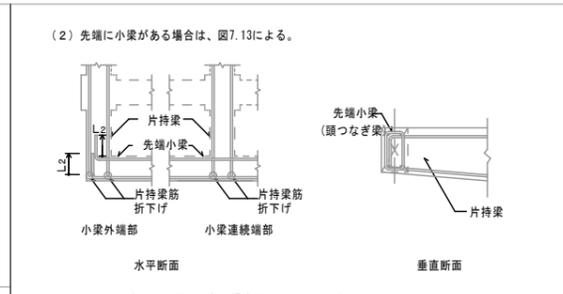
(1) 先端に小梁のない場合は、図7.12による。



(注) 1. 図示のない事項は、7.1による。

2. 印は、余長位置を示す。

3. 先端の折曲げの長さLは、梁せいからかぶり厚さを除いた長さとする。



(注) 1. 図示のない場合は、(1)による。

2. 先端小梁終端部の主筋は、片持梁内に水平定着する。

3. 先端小梁の連続端は、片持梁の先端を貫通する通し筋としてよい。

(b) あばら筋は、7.2による。

8.1 壁

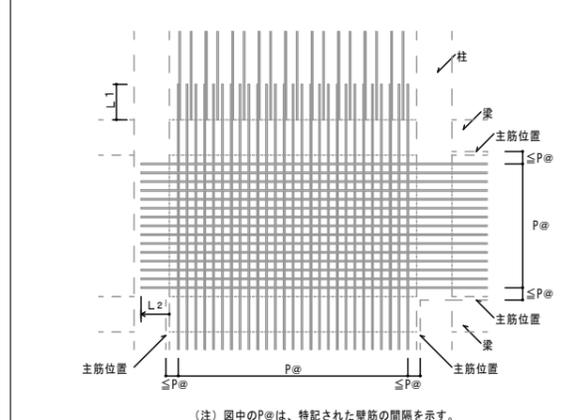
(a) 一般事項

(1) 壁配筋の重ね継手及び定着の長さは、重ね継手長さをL1、定着長さをL2とする。

(2) 幅止め筋は、縦横ともD10-1,000@程度とする。

(3) EWO、EKWO、ERWOの配筋はWO、KWO、RWOOに同じで、かぶり厚さ、定着長さ及び継手長さは、3.1、4.1による。

(4) 打増し部分に、壁及びスラブ等が取り付く場合は、壁及びスラブ筋等の定着長さには打ち増し部分を含まない。



(注) 図中のP@は、特記された壁筋の間隔を示す。

(b) 壁の配筋は表8.1により、種別は構造図による。

表8.1 壁の配筋

種別	縦筋及び横筋	断面図 (mm)
W12	D10-200@シングル	120
W15A	D10-150@シングル	150
W15B	D10-100@シングル	150
W18A	D10-200@ダブル	180
W18B	D10-150@ダブル	180
W20A	D10-200@ダブル	200
W20B	D10-150@ダブル	200

(注) 壁筋の配筋順序は、規定しない。

(c) 片持スラブ形階段を受ける壁の配筋は表8.2により、種別は構造図による。

表8.2 片持スラブ形階段を受ける壁の配筋

種別	縦筋及び横筋	断面図 (mm)	階段の配筋種別 (表10.1)
KW1	縦筋 D13-200@ダブル	180	KA1
	横筋 D10-200@ダブル		KA3
KW2	縦筋 D13-150@ダブル	200	KA2
	横筋 D10-200@ダブル		KA4

(注) 縦筋は、横筋の外側に配筋する。

(d) 壁の交差部及び端部の配筋は、図8.2による。

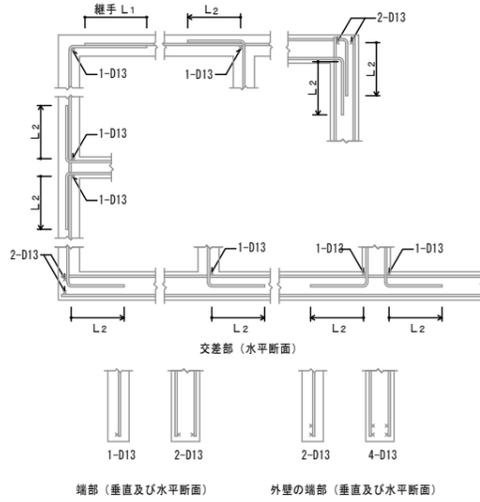


図8.2 壁の交差部及び端部の配筋

8.2 壁の補強

(a) 壁開口部の補強  
 (1) 耐震壁を除く壁開口部の補強筋は、A形は表8.3、B形は表8.4とし、適用は構造図による。なお、耐震壁の補強筋は、構造図による。

表8.3 壁開口部補強筋 (A形)

壁の種類	補強筋	
	縦横	斜め
W12, W15	1-D13	1-D13
W18, W20	2-D13	2-D13

表8.4 壁開口部補強筋 (B形)

壁の種類	補強筋	
	縦横	斜め
W12, W15	2-D13	1-D13
W18, W20	4-D13	2-D13

(2) 壁開口部補強の定着長さは、図8.3による。

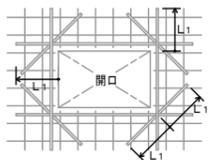


図8.3 壁開口部補強筋の定着長さ

(b) コンセントボックス等を壁に埋め込む場合の補強は、構造図による。

9.1 スラブ

- (1) スラブ及び土間コンクリートの上がり下がり、FLを基準とした寸法値とする。
- (2) 土間スラブ下の砂利地床厚及び捨てコンクリート厚は構造図による。
- (3) 土間コンクリート補強筋(D0)の配筋及びコンクリート厚さは構造図による。
- (4) スラブリの配筋(S形配筋)は表9.1及び図9.1により、配筋種別及びスラブ厚さは、構造図による。

表9.1 S形配筋

配筋種別	短辺方向(主筋) 全域		長辺方向(配力筋) 全域	
	上	下	上	下
S 1	D13-100φ	D13-100φ	D10, D13-150φ	D10-200φ
S 2	同上	D13-150φ	D10, D13-150φ	D10-200φ
S 3	同上	D10, D13-150φ	D10, D13-200φ	D10-200φ
S 4	D13-150φ	D13-150φ	D10, D13-150φ	D10-200φ
S 5	同上	D10, D13-150φ	D10, D13-150φ	D10-200φ
S 6	同上	D10-150φ	D10, D13-150φ	D10-200φ
S 7	D10, D13-150φ	D10, D13-150φ	D10, D13-150φ	D10-200φ

(注) 上端筋、下端筋とも同一配筋とする。

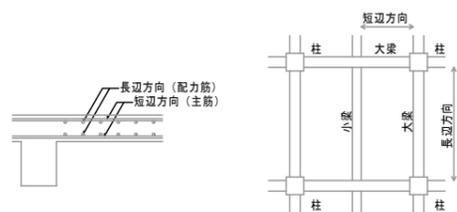


図9.1 スラブリの配筋

- (5) 配筋の割付けは、中央から行い、端部は定められた間隔以下とする。
- (6) 鉄筋の重ね継手長さは、L1とする。
- (7) 定着長さ及び受け筋は、図9.2による。ただし、引き通すことができない場合は、図9.3により梁内に定着する。

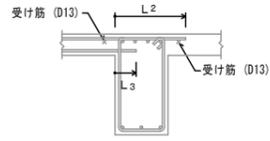


図9.2 スラブリの定着長さ及び受け筋 (その1)

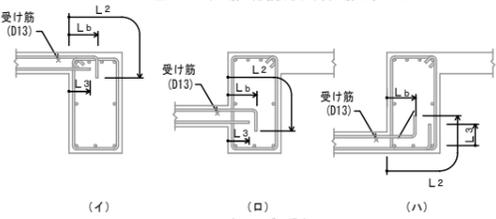


図9.3 スラブリの定着長さ及び受け筋 (その2)

9.2 片持スラブ

片持スラブリの配筋は、次による。  
 (1) 片持スラブリの配筋(CS形配筋)は、表9.2並びに図9.4及び図9.5により、配筋種別及びスラブリ厚さは、構造図による。

表9.2 CS形配筋

配筋種別	主筋		配筋種別	主筋	
	上	下		上	下
CS1	D13-100φ	D13-200φ	CS5	D10-200φ	D10-400φ
	D13-150φ	D13-300φ		CS6	D10, D13-200φ
CS2	D10, D13-150φ	D10, D13-300φ	CS7		D10-200φ
	D10, D13-300φ	D10-200φ		—	—

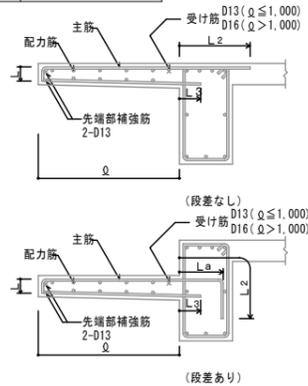


図9.4 片持スラブリの配筋 (CS1からCS5)

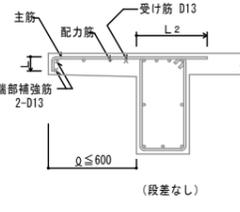


図9.5 片持スラブリの配筋 (CS6及びCS7)

- (注) 1. 先端の折り曲げ長さLは、スラブリ厚さよりかぶり厚さを除いた長さとする。
- (2) 先端に壁が付く場合の配筋は、図9.6による。

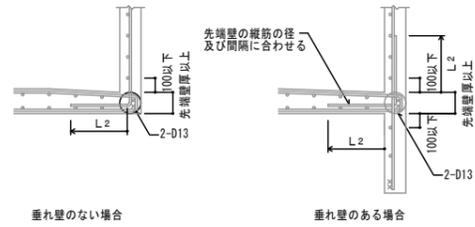


図9.6 先端に壁が付く場合の配筋

- (3) 出隅部  
 (i) 補強の配筋は構造図により、配筋方法は、図9.7による。  
 (ii) 出隅受け部分(図9.7の斜線部分)の補強筋は構造図による。

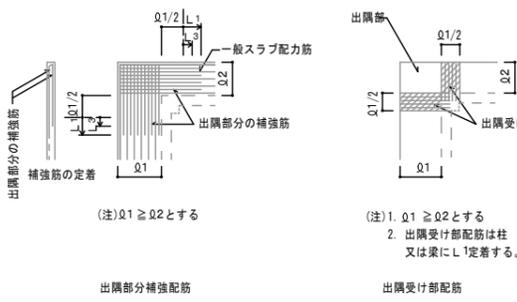


図9.7 片持ちスラブリ出隅部の補強配筋

9.3 スラブリ等の補強

(a) スラブリ開口部の補強  
 スラブリ開口部の補強は、特記による。  
 (i) スラブリ開口部の最大径が700mm以下の場合、図9.8により開口部によって切られる鉄筋と同量の鉄筋で周囲を補強し、隅角部に斜め方向に2-D13 (Q=2L1) シングルを上下筋の内側に配筋する。

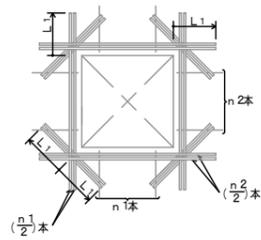


図9.8 スラブリ開口部の補強配筋

- (ii) スラブリ開口部の最大径が両方向の配筋間隔以下で、鉄筋を緩やかに曲げるにより、開口部を避けて配筋できる場合は、補強を省略することができる。

(b) 屋根スラブリの補強  
 屋根スラブリの出隅及び入隅部分には、図9.9により、補強筋を上端筋の下側に配置する。

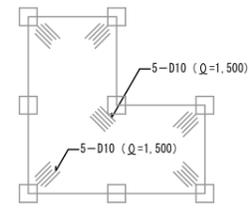


図9.9 出隅及び入隅部の補強配筋

(c) 土間スラブリの打継ぎ補強  
 基礎梁とスラブリを一体打ちしないで、打継ぎを設ける場合の補強は図9.10による。ただし、土間スラブリとは、土に接するスラブリでS形の配筋によるものをいう。

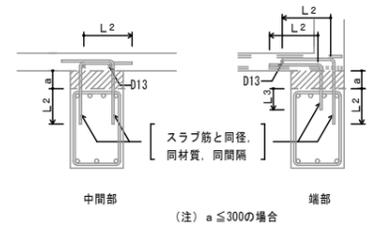


図9.10 打継ぎ補強配筋

(d) 土間コンクリートの補強  
 土間コンクリートの補強筋は、構造図による。なお、基礎梁との接合部は、図9.11による。

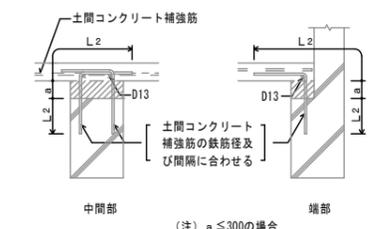


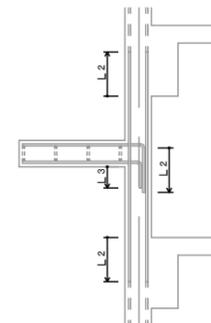
図9.11 土間コンクリートと基礎梁との接合部配筋

10.1 片持スラブリ階段

片持スラブリ階段の配筋は、表10.1及び図10.11により、寸法及び配筋種別は、構造図による。

表10.1 片持スラブリ階段の配筋

配筋種別	KA1		KA2	
	上	下	上	下
配筋図	D13	D13	D13	D13
	D10-300φ	D10-300φ	D10-300φ	D10-300φ
配筋種別	KA3		KA4	
	上	下	上	下
配筋図	D10-300φ	D13	D10-300φ	D13
	D13	D13	2-D13	2-D13



- (注) 1. 壁配筋は、8.1(c)による。
2. 階段主筋は、壁の中心線を越えてから縦に下ろす。
3. スラブリ配力筋の継手及び定着の長さは、表3.3 [鉄筋の定着の長さ]のL3とする。

図10.1 片持スラブリ階段配筋の定着

10.2 二辺固定スラブリ階段

二辺固定スラブリ階段の配筋は表10.2並びに図10.2及び図10.3により、寸法及び配筋種別は、構造図による。

表10.2 二辺固定スラブリ階段

配筋種別	上端筋、下端筋とも(全域)
KB1	D13-200φ
KB2	D13-150φ
KB3	D13-100φ
KB4	D13, D16-150φ
KB5	D16-150φ
KB6	D16-125φ
KB7	D16-100φ

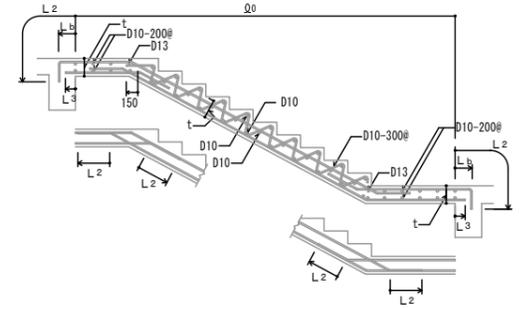
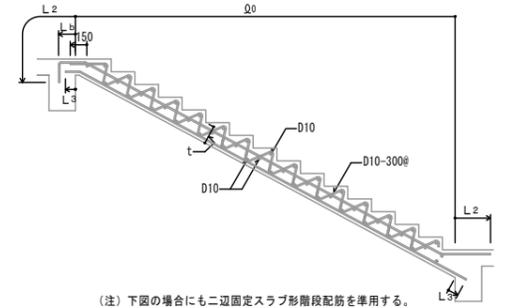


図10.2 二辺固定スラブリ階段配筋 (その1)



(注) 下図の場合にも二辺固定スラブリ階段配筋を準用する。

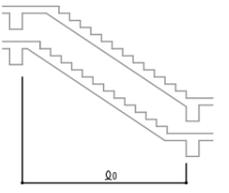


図10.3 二辺固定スラブリ階段配筋 (その2)

# 耐震改修共通事項（案）

「特記仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成28年版」及び図面に特記のない事項は下記による。

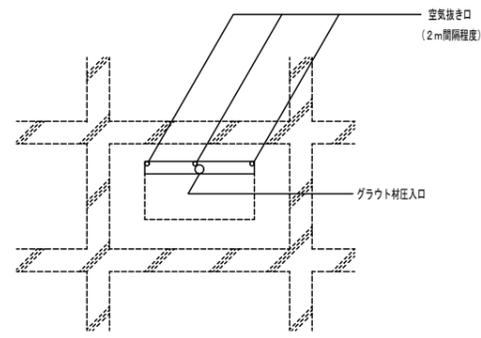
1. 鉄筋の断面表示は、下記による。

記号	○	×	◇	▽	○	◎	⊗	
異形鉄筋	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32

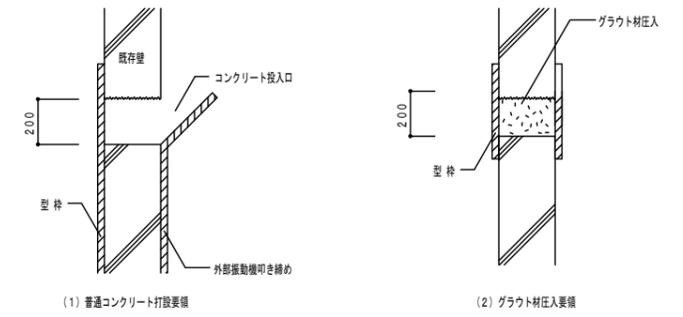
2. 各階図における記号は下表による。

記号	説明	記号	説明
○	スラブの配筋種別	⊕	杭の位置
◇	スラブ厚さ	⊕	試験杭の位置
○	階段の配筋種別	////	打増しの範囲
SO	土間コンクリート	⊗	スラブ開口
▬	C/B壁（コンクリートブロック壁）	⊕	ボーリング位置
▨	梁・スラブの上がり下がり範囲	(±)	F Lからの上がり下がり

## コンクリート及びグラウト材圧入要領図



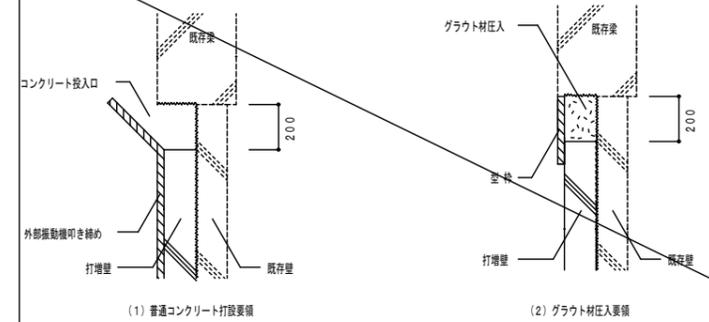
### 開口閉塞用



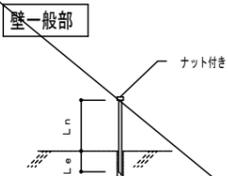
### 共通事項

(1)による普通コンクリート施工後、(2)によりグラウト材を圧入する

### 打増し壁用

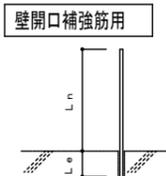


## 表と施工アンカー（接着系）



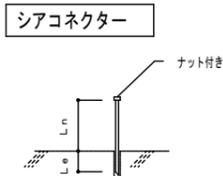
※は図示による。

径	Le ≥ 12da	Ln ≥ 20da	確認強度 (KN)
・ D13	120以上	200以上	
・ D16	192以上	320以上	
・ D19	228以上	380以上	
・ D22	264以上	440以上	
・ D25	300以上	500以上	



※は図示による。

径	Le ≥ 12da	Ln ≥ 40da	確認強度 (KN)
・ D13	120以上	520以上	
・ D16	192以上	640以上	
・ D19	228以上	760以上	
・ D22	264以上	880以上	
・ D25	250以上	1000以上	



※500 (タテ・ヨコ)

径	Le ≥ 7da	Ln ≥ 8da	確認強度 (KN)
・ D10	70以上	80以上	

### 打ち増し壁

#### 壁既存開口閉塞部

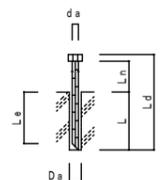
※は図示による。

径	Le ≥ 7da	Ln ≥ 20da	確認強度 (KN)
・ D10	70以上	200以上	
・ D16	112以上	320以上	
・ D19	133以上	380以上	
・ D22	154以上	440以上	
・ D25	175以上	500以上	

### 打ち増し壁 開口補強筋用

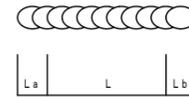
※は図示による。

径	Le ≥ 10da	Ln ≥ 40da	確認強度 (KN)
・ D13	130以上	520以上	
・ D16	160以上	640以上	
・ D19	190以上	760以上	
・ D22	220以上	880以上	
・ D25	250以上	1000以上	



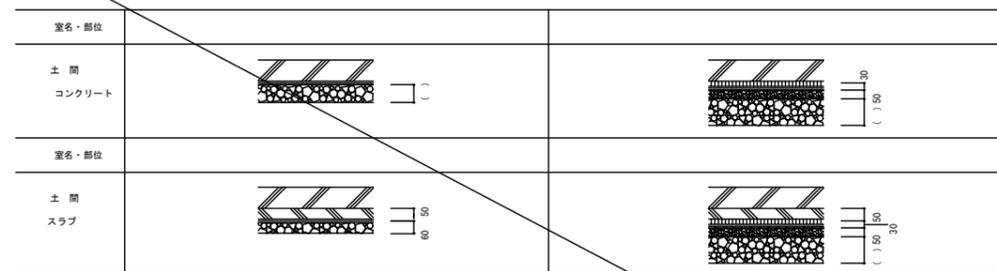
Le : コンクリート穿孔深さ、または接着系アンカーの埋め込み長さ (mm)  
 Ln : アンカーの有効埋め込み長さ (mm)  
 Ld : アンカー筋の全長 (mm)  
 Ln : 増設部への有効定着長さ (mm)  
 da : アンカー軸部の直径、接着系アンカーではアンカー筋の呼び名 (mm)  
 Dd : 既存コンクリート躯体への穿孔径 (mm)

## フレア溶接を行う場合の溶接長さ



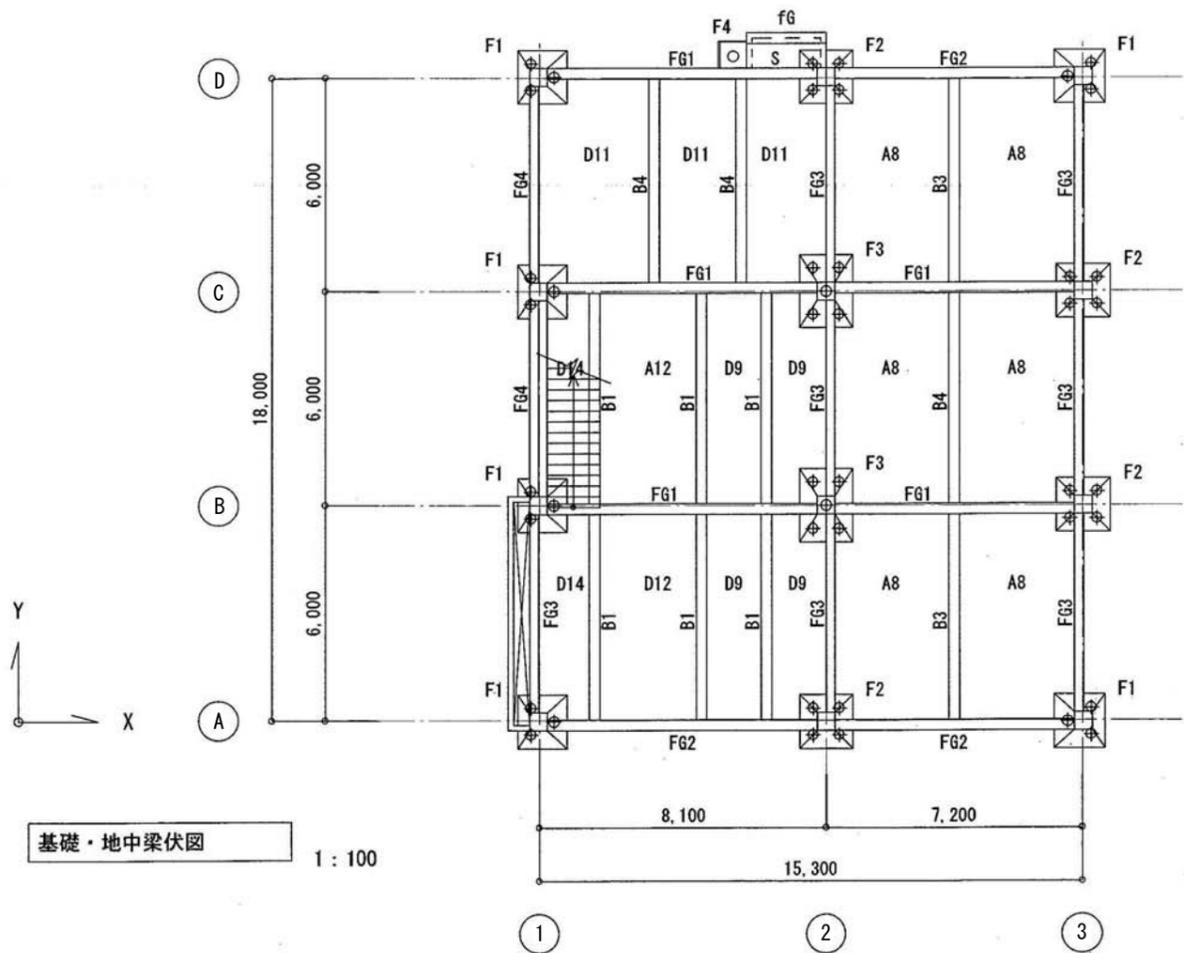
鉄筋又は軽量形鋼にフレア溶接を行う場合は下記による。  
 有効溶接長さ (L) は、ビードの始点 (La) 及びクレーター (Lb) を除いた部分の長さとする。  
 L : 片面フレア溶接の場合 10d  
 両面フレア溶接の場合 5d  
 La 及び Lb = 1S (鉄筋については1d) 以上  
 d : 異形鉄筋の呼び名に用いた数値  
 S : 溶接のサイズ

## 土間コンクリート、土間スラブ下地業



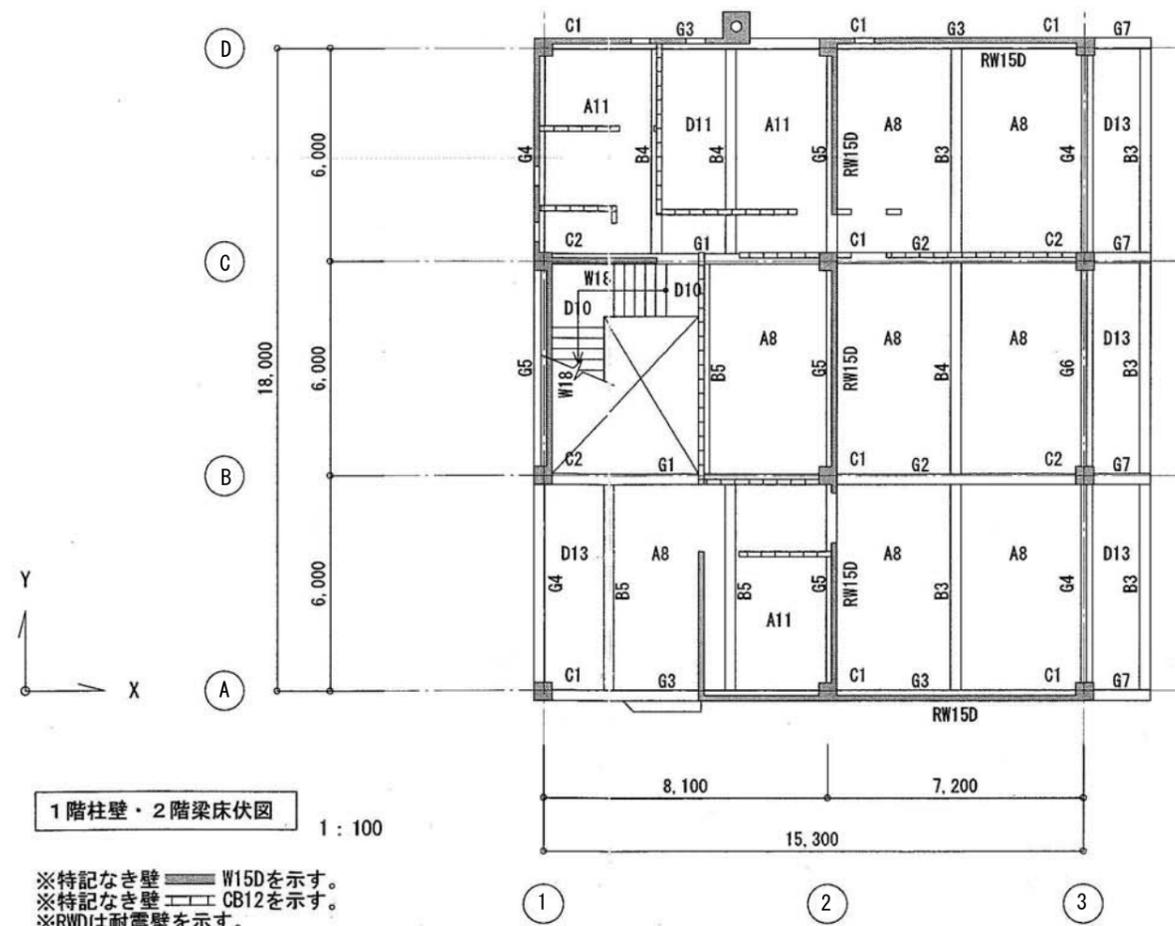
床下防湿層は厚さ0.15mmとし、重ねは250mm以上とする。  
 スラブ下の床下防湿は、支障がなければ捨コンクリート上層としてもよい。

凡例



基礎・地中梁伏図

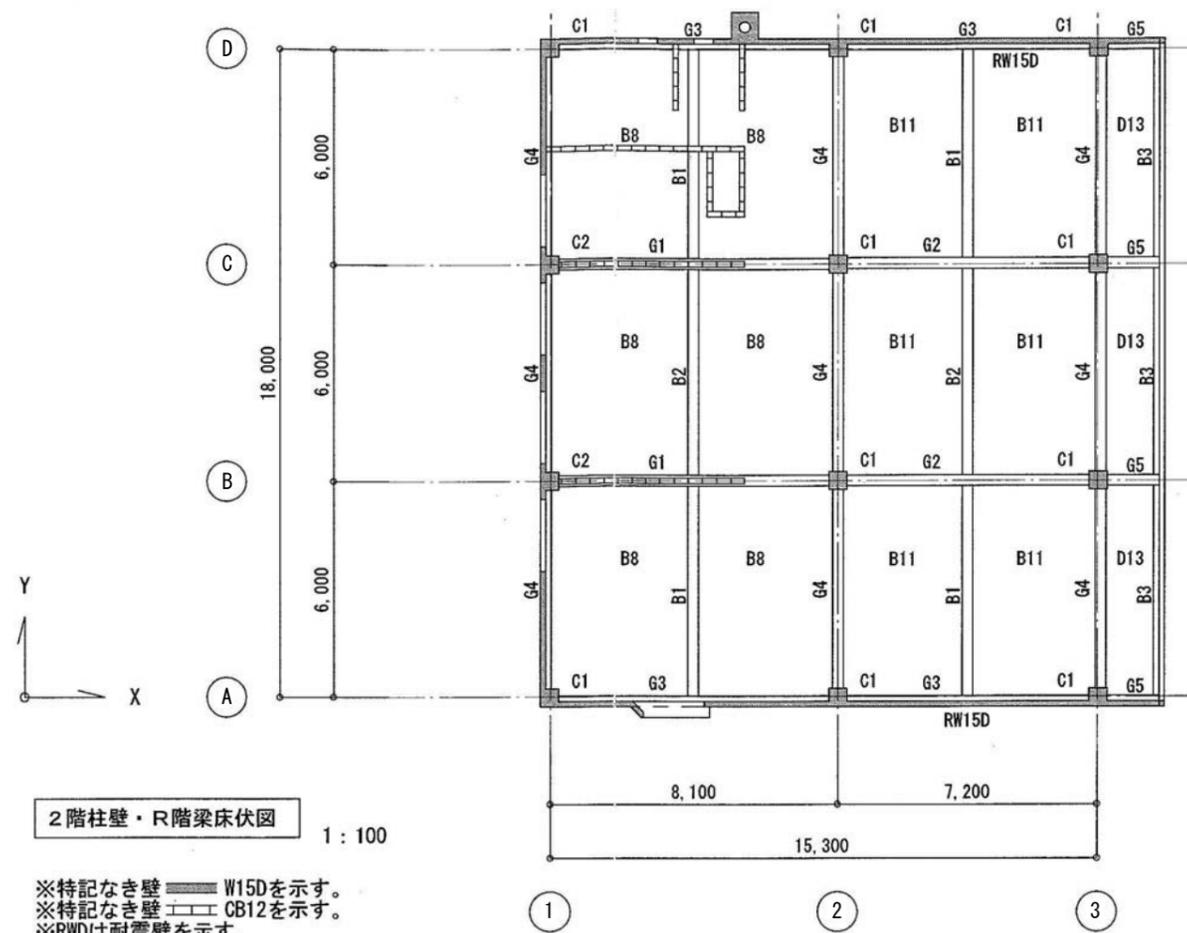
1 : 100



1階柱壁・2階梁床伏図

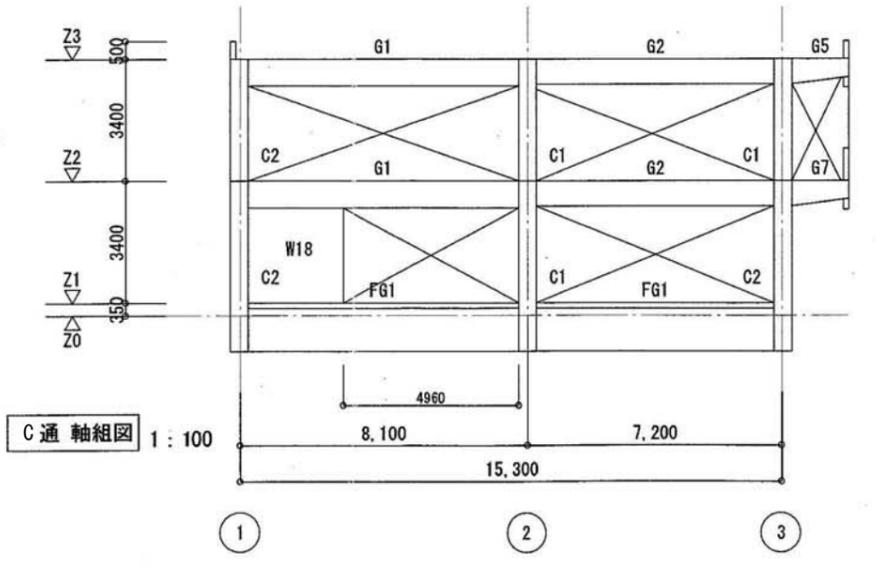
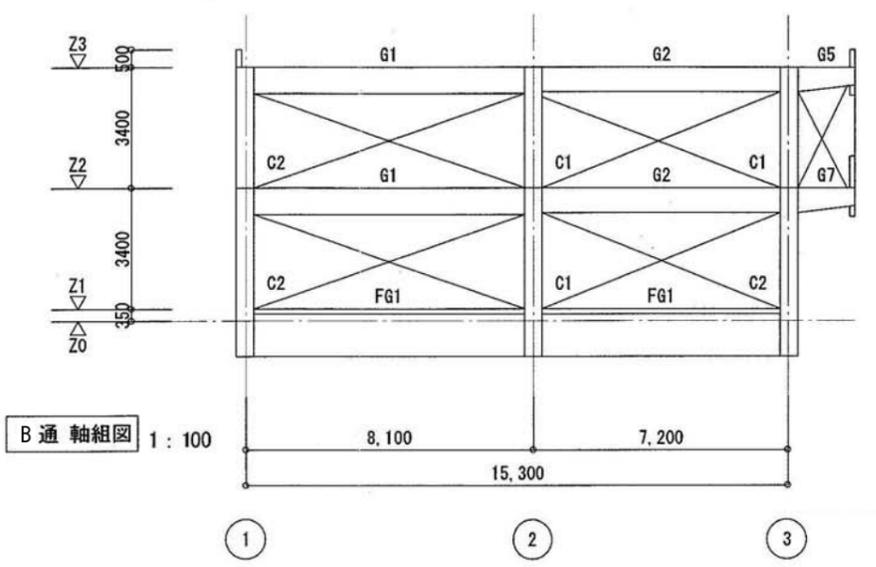
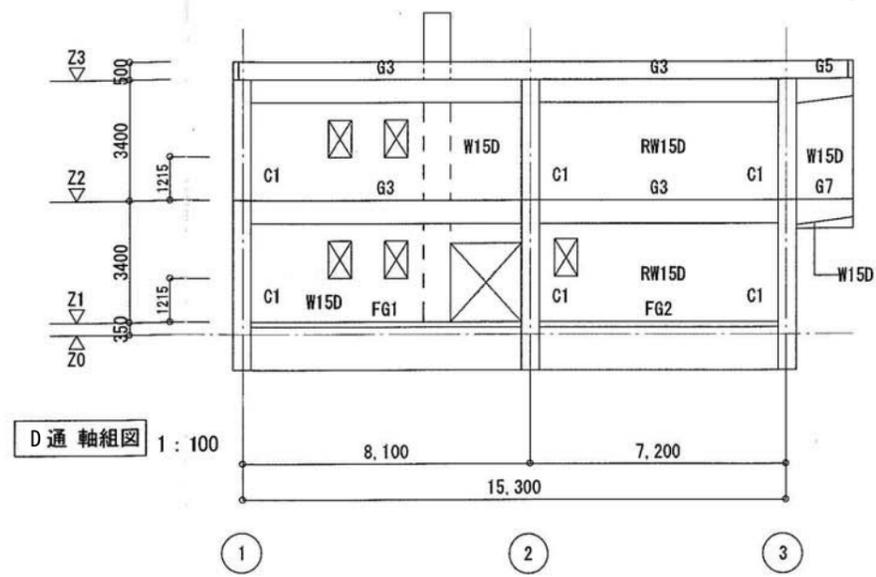
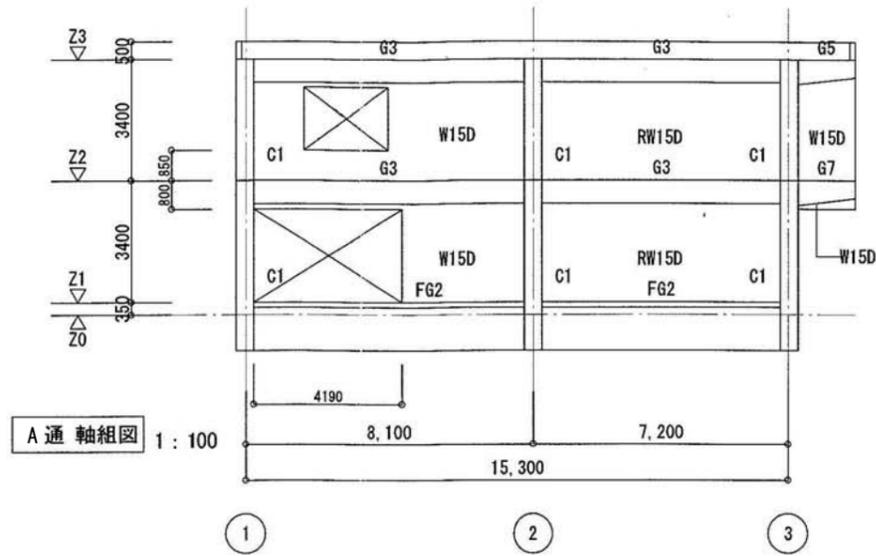
1 : 100

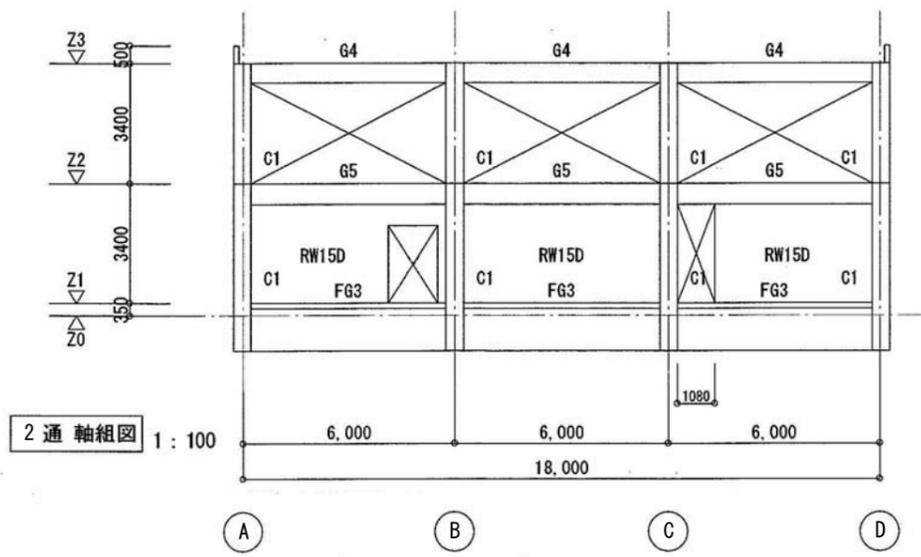
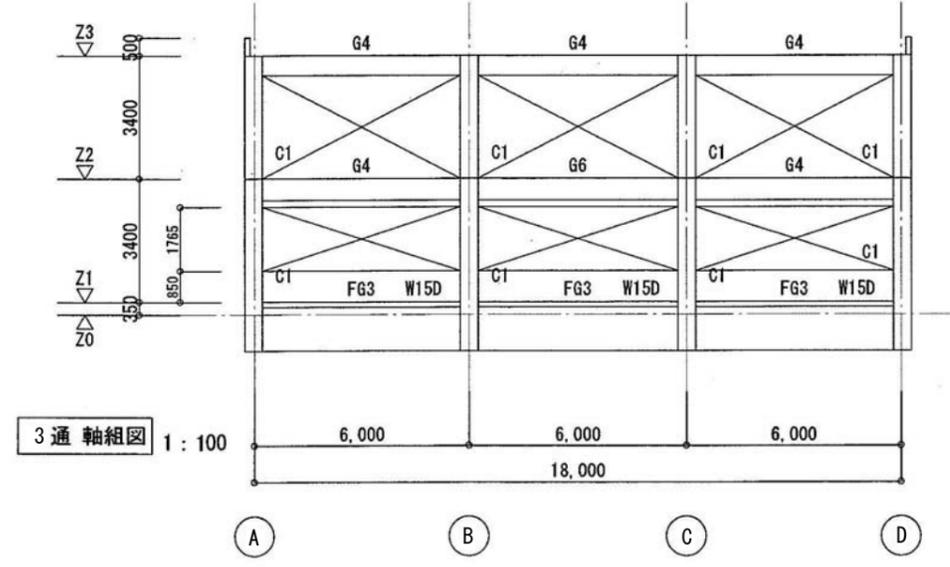
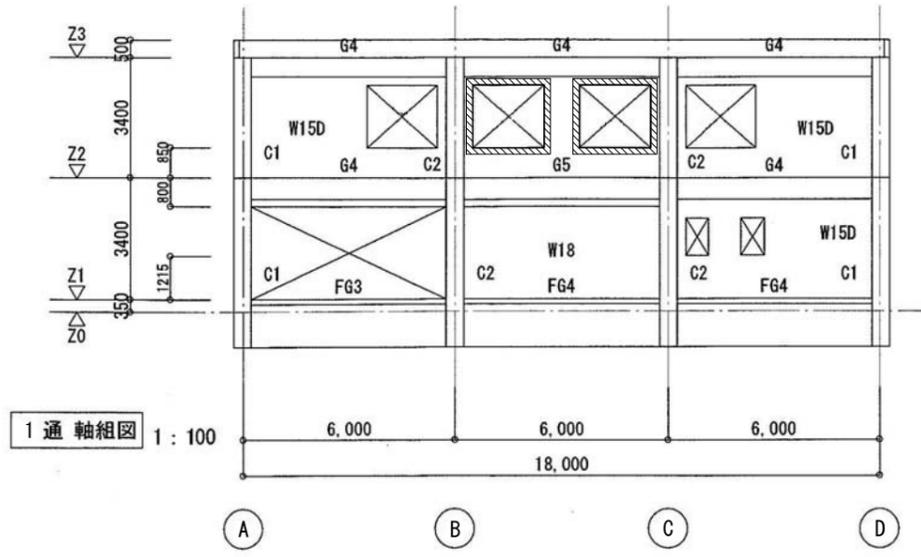
※特記なき壁 W15Dを示す。  
 ※特記なき壁 CB12を示す。  
 ※RWDは耐震壁を示す。



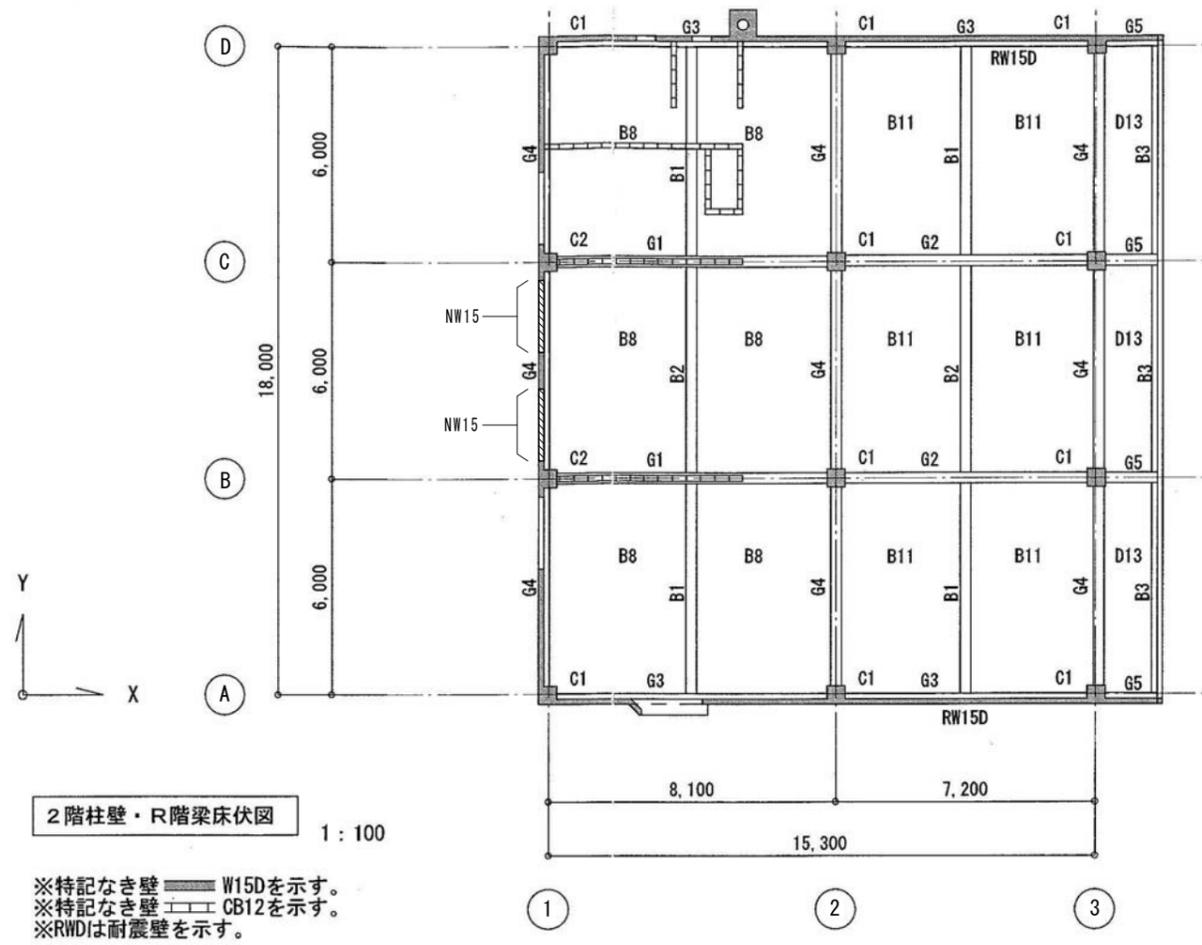
2階柱壁・R階梁床伏図 1:100

※特記なき壁 W15Dを示す。  
 ※特記なき壁 CB12を示す。  
 ※RW15Dは耐震壁を示す。





凡例  
1. は、既存鉄筋を残し、新り出しとする。



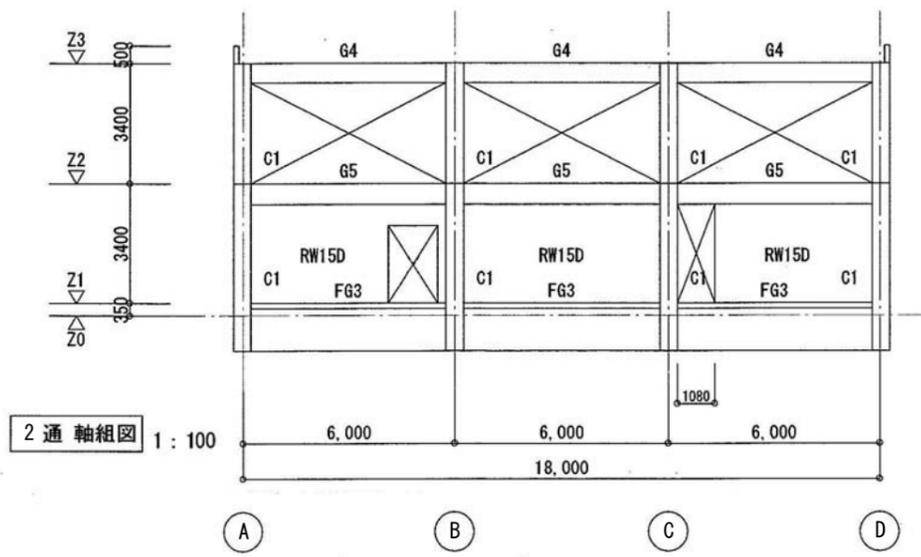
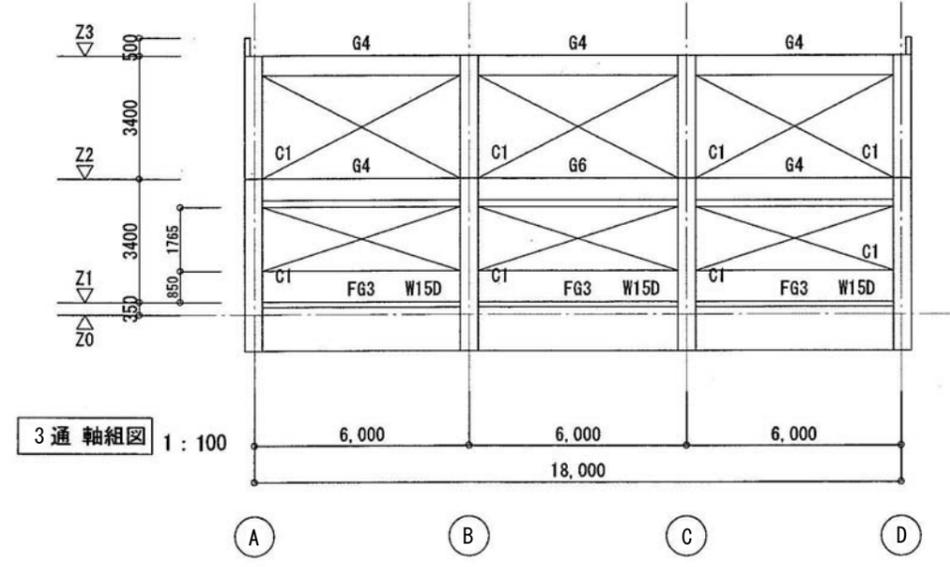
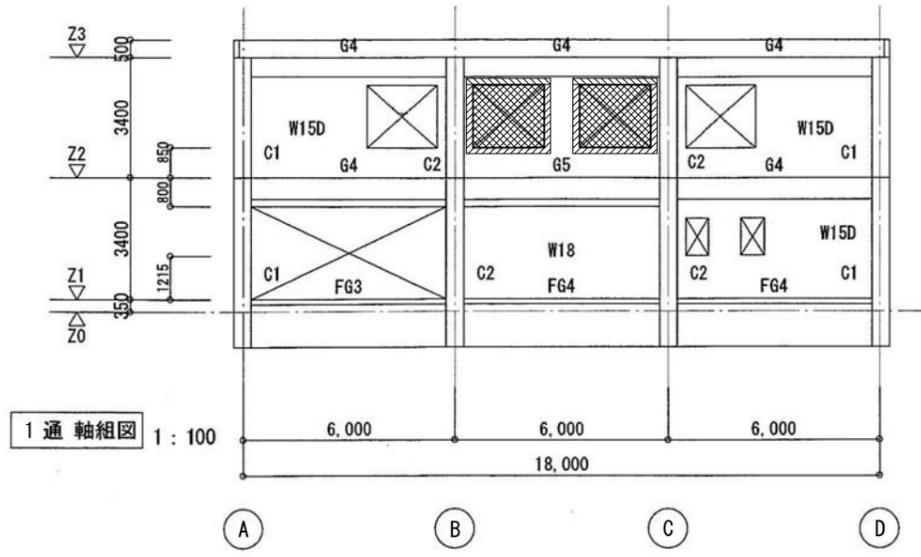
1. は、開口塞ぎ壁を示す。

凡例

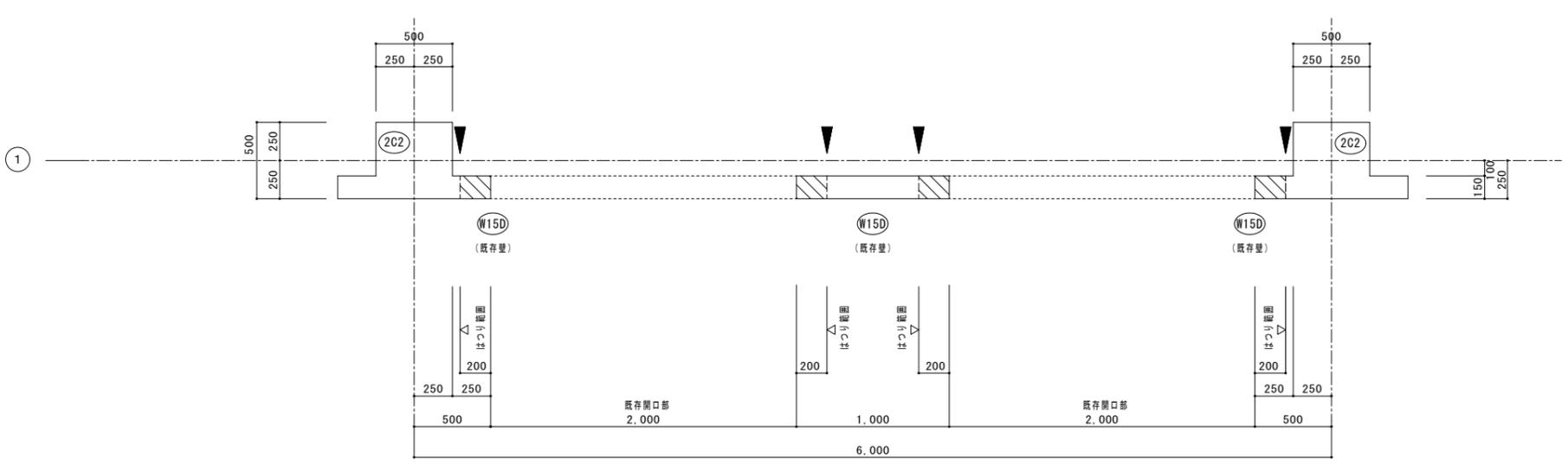
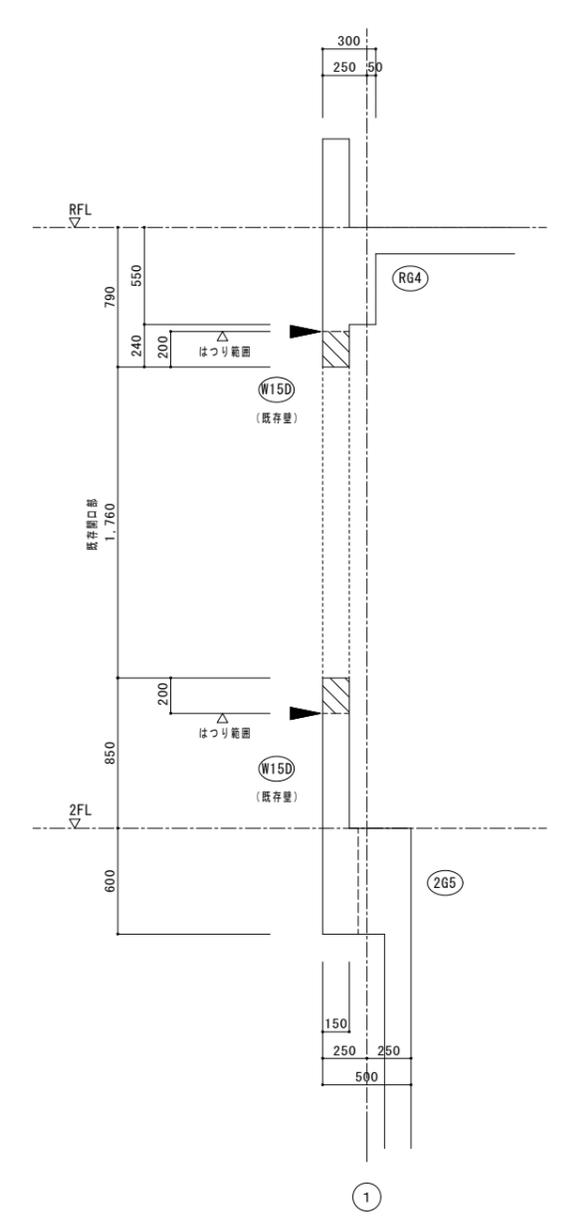
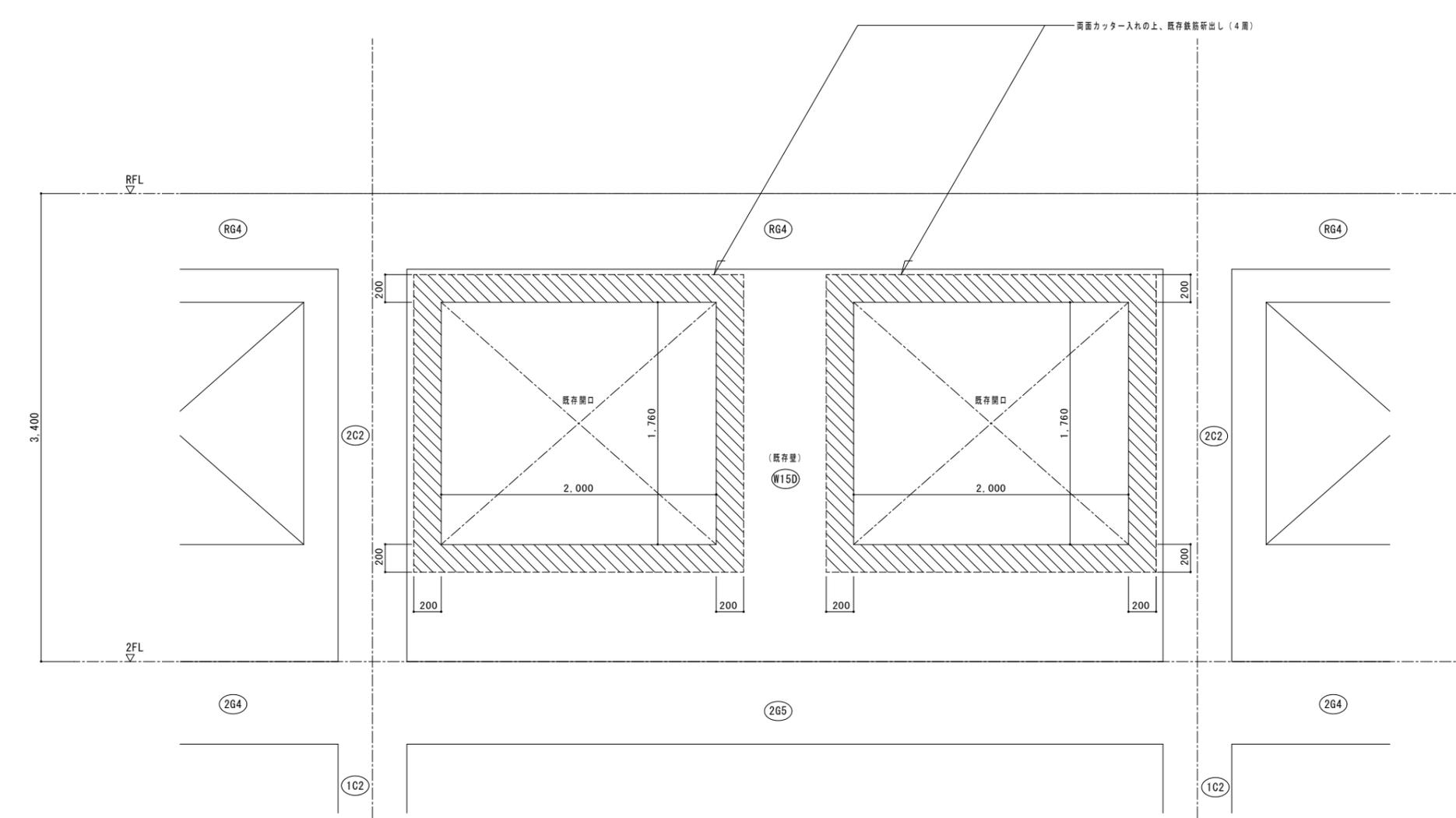
(工事名) 釧路労働基準監督署18耐震改修(建築その他)工事

2階柱壁・R階梁床伏図(改修後) S:1/100

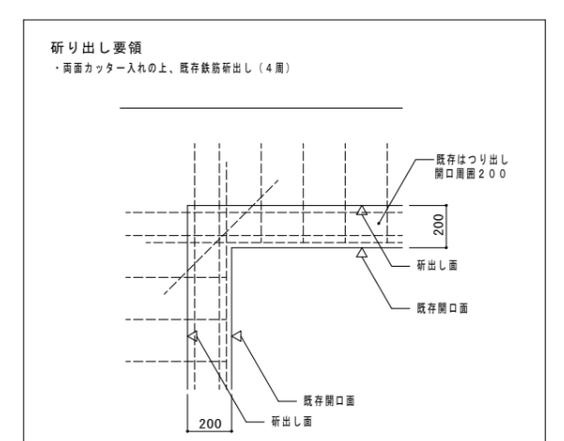
北海道労働局総務部



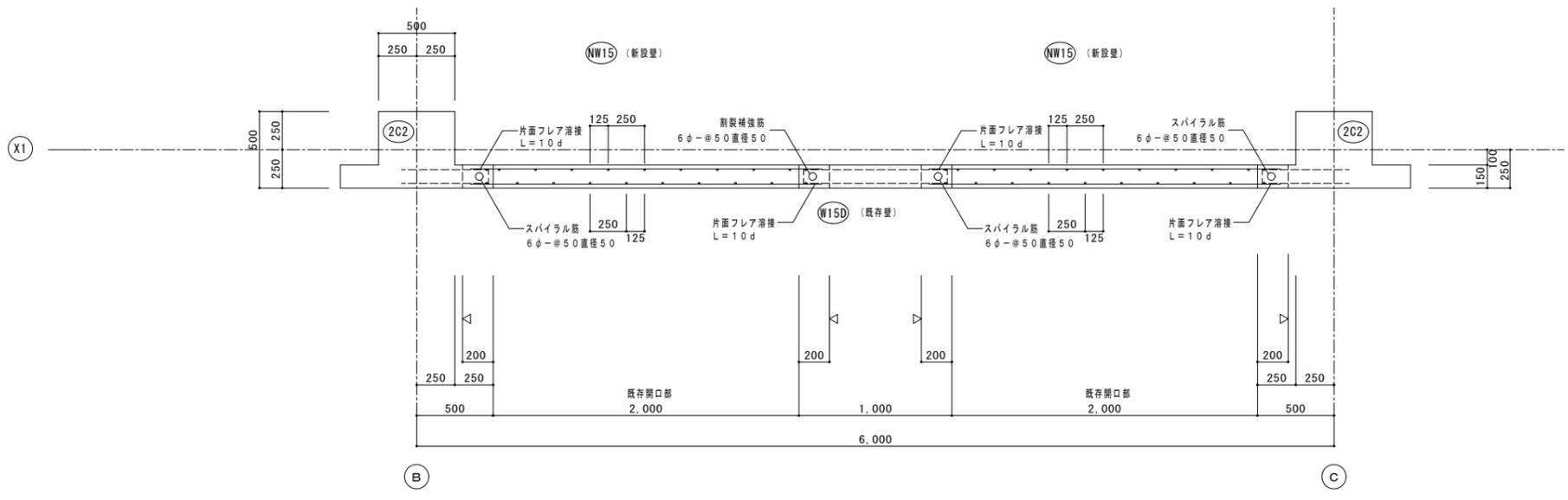
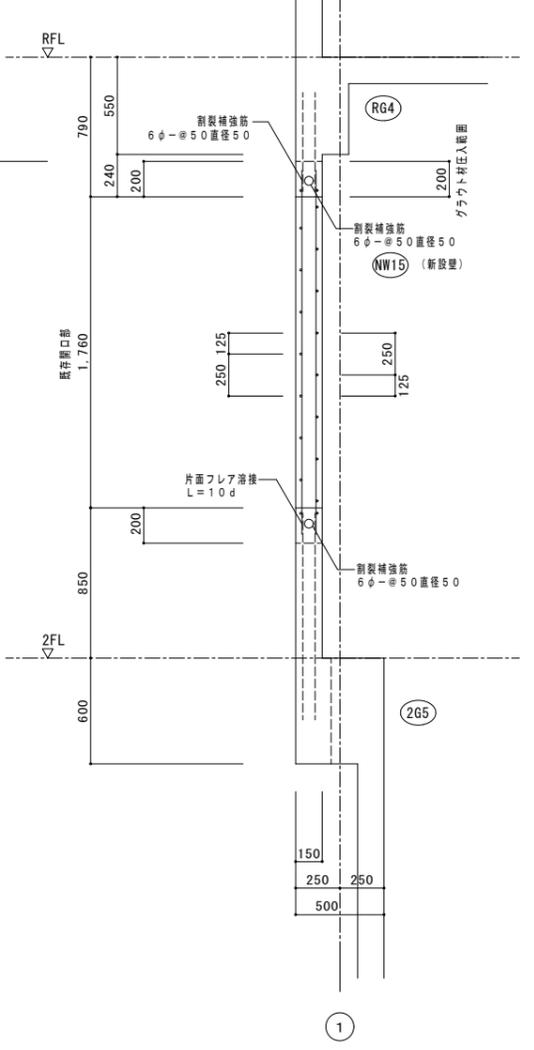
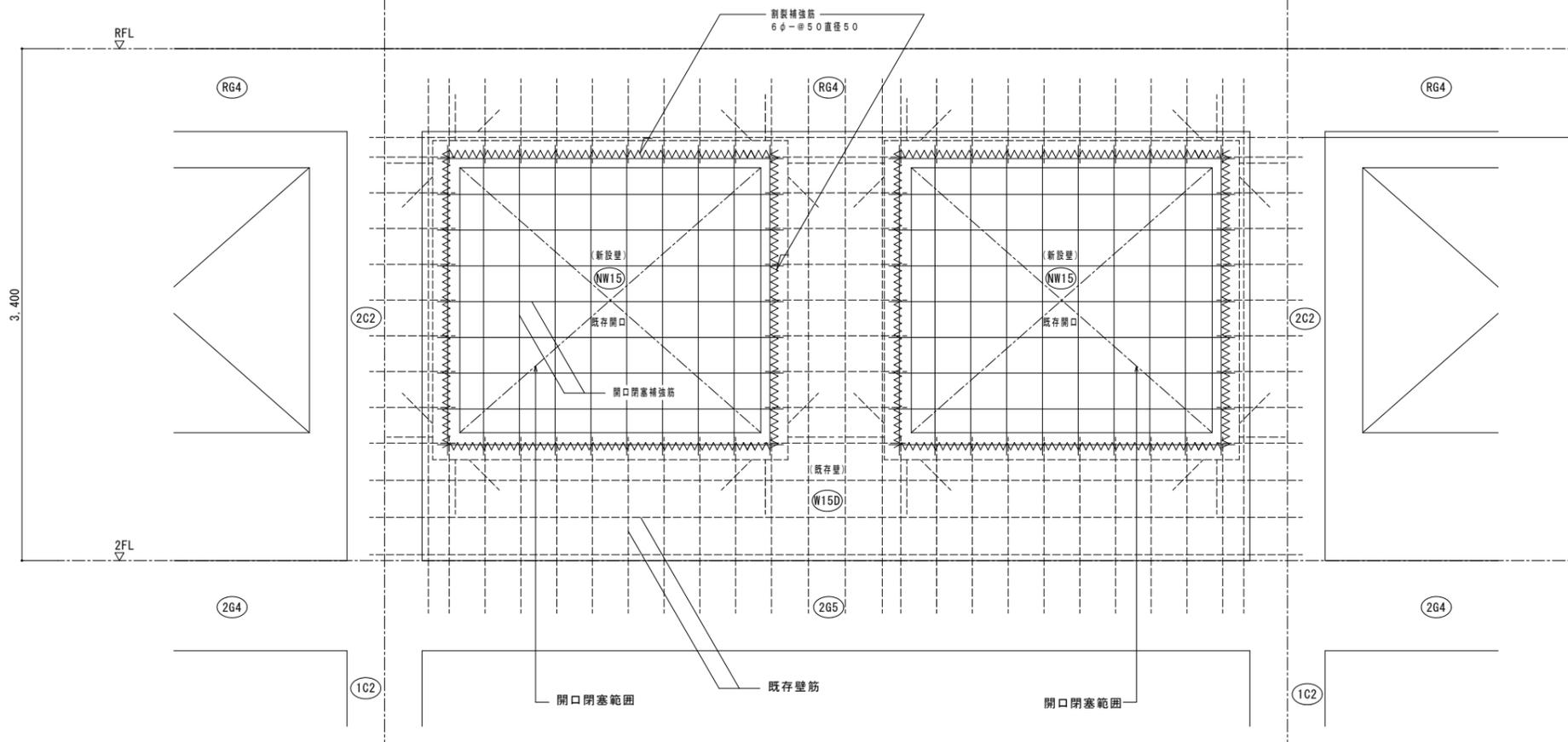
- 凡例
- 1. は、開口閉塞範囲 (グラウト圧入)
  - は、開口周囲補強範囲 (コンクリート打設)
  - は、開口閉塞範囲 (コンクリート打設)



既存壁撤去範囲図



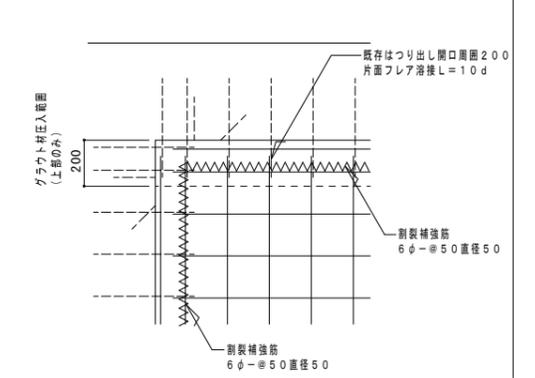
- 凡例
- 1 は既存鉄筋を残し、新出しとする。
  - 2 両面カッター入れ位置。
  - 3 既存開口補強は撤去(縦・横・斜め筋)。



開口閉塞リスト

閉塞壁符号	NW15
壁厚	150
縦筋	D10@250 ダブルチドリ
横筋	D10@250 ダブルチドリ
幅止め筋	D10@1000
割製防止筋	スライラル筋 6φ-@50直径50
圧入モルタル	30N/mm <sup>2</sup>
備考	
閉塞壁符号	W15D
壁厚	150
縦筋	φ9@250 ダブルチドリ
横筋	φ9@250 ダブルチドリ
開口補強	縦筋 2-φ13 横筋 2-φ13 斜め筋 1-φ13
備考	

開口閉塞要領





電気設備工事共通図

I. 図示記号(1)

次の図示記号は、標準図の図示記号を読み替えるものとする。

記号	名称	記号	名称
	1.6x2 (16)	F <sub>4</sub>	EEF1.6-2C×2
	1.6x3 (16)	F <sub>5</sub>	EEF1.6-2C+2.0-3C
	1.6x4 (16)	⋮	⋮
	1.6x2+(接地) 1.6x1 (16)	2F <sub>4</sub>	EEF2.0-2C×2
	1.6x3+(接地) 1.6x1 (16)	2F <sub>5</sub>	EEF2.0-2C+2.0-3C
	1.6x4+(接地) 1.6x1 (16)	⋮	⋮
	2.0x2+(接地) 1.6x1 (16)	F <sub>2E</sub>	EEF1.6-3C (うち1心は接地線)
	2.0x4+(接地) 1.6x1 (22)	F <sub>3E</sub>	EEF1.6-2C×2 (うち1心は接地線)
	2.0x6+(接地) 1.6x1 (22)	⋮	⋮
	空 (16)	⋮	⋮

1) ケーブル配線でEを付したものは、接地線としてケーブル心線を1心追加する。

EM (環境配慮型) 電線類の図示について

- EM-IE電線は、「EM-IE」を省略する。
- EMケーブルは、「EM-」を省略する。

電線管の図示について

- 図示記号の(16)、(22)及び(28)は、PF管とし、(19)、(25)、(31)…及び(75)は、ねじ無し電線管とする。
- 図示記号の(G16HDZ)、(G22HDZ)、(G28HDZ)…及び(G54HDZ)は、厚鋼電線管に溶融亜鉛めっきを施したものである。  
なお、溶融亜鉛めっき付重量は、300g/m以上とする。

記号	名称	記号	名称
Ⓚ(2.2E…)	床付コンセント(上下動形) (2P15A×2、2P15A接地極付×2) フロアプレートは水平高低調整付(空転防止リング付)とする。	Ⓚ(J.2J)	床付電話用アウトレット(上下動形) (モジュラ6極4心×1、同左×2) フロアプレートは水平高低調整付(空転防止リング付)とする。
Ⓚ(2.2E…)	床付コンセント(内部固定形) (2P15A×2、2P15A接地極付×2) フロアプレートは水平高低調整付(空転防止リング付)とする。	ⓀJ	壁付電話用アウトレット (モジュラ6極4心×1)
Ⓚ(2.2E…)	床付コンセント(外部固定形) (2P15A×2、2P15A接地極付×2) フロアプレートは水平高低調整付(空転防止リング付)とする。		

II. 図示記号(2)

次の図示記号を定める。

記号	名称	記号	ケーブル種別・サイズ等
	空 (MM2A)	0.9AE	AE0.9-2C
	1.6x2+(接地) 1.6x1 (MM2A)	AE	AE1.2-2C
	1.6x3+(接地) 1.6x1 (MM2A)	AE3	AE1.2-3C
	1.6x4+(接地) 1.6x1 (MM2A)	AE(16)	AE1.2-2C(16)
	⋮	⋮	⋮
	既設壁 はり補修	HP	HP1.2-2C
	はり貫通スリーブ サイズは傍記よる。	HP3P	HP1.2-3P
	(19) 突き出し (19)	HP(16)	HP1.2-2C(16)
	二重床内配線	TV	S-5C-FB
	●WP(A) 防滴プレート付スイッチ	TV7	S-7C-FB
	●WP(B) 数質シリコン樹脂カバー付スイッチ		
	●WP(C) 硬質単体プレート付スイッチ		
	●SL 熱線式自動スイッチ 15A(切・自動・連続)		
	E <sub>SET</sub> 扉付コンセント(2P15A×1、ET付)		
	ⓀOA OA用テールタップ(マグネット付) (2P15A・E付×4、ケーブル長3m、 ケーブル引出しキャップを含む。) ※板止め形又はその他の口数は傍記による。		
	ⓀOA OA用モジュラコンセント(マグネット付) (6極4心×1、樹脂製ケーブル引出しキャ ップを含む。) ※その他の口数は傍記による。		
	ⓀS DSスイッチ(別途)		
	ⓀD モータダンパ(別途)		
	ⓀM 機器類結線 (配線等と機器類との結線を本工事で行う。)		

III. 接地極

接地極の規格及び数量は次による。

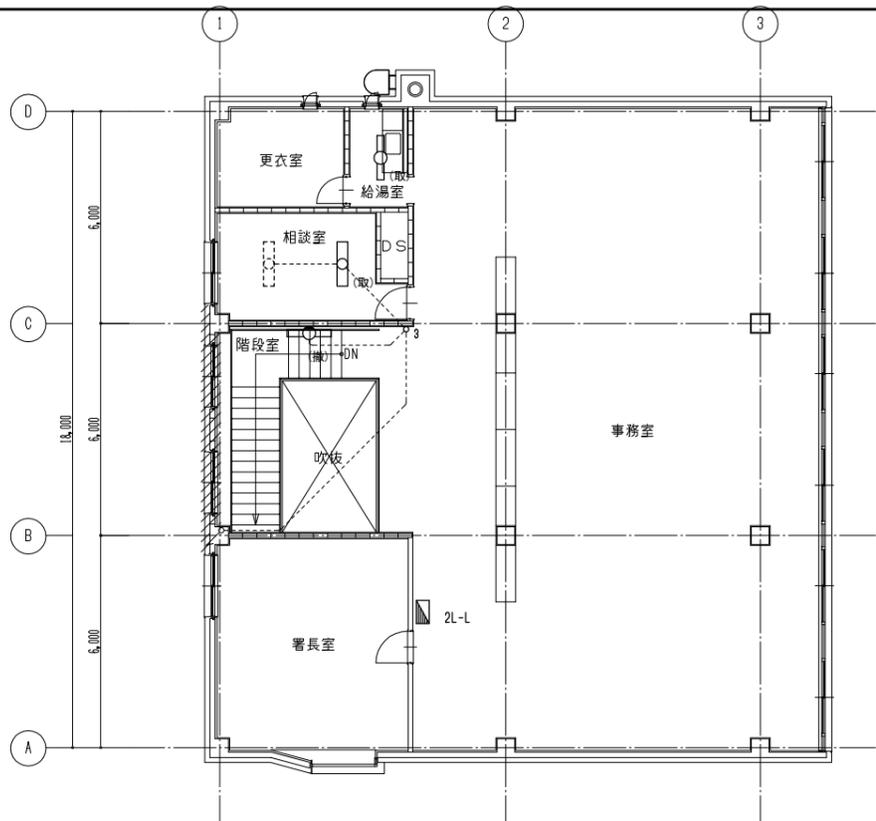
記号	接地の種類	接地抵抗値	接地極の規格及び数量
E <sub>1+2+3+4</sub>	共同接地	Ω以下	EB(D=14,L=1,500又はW=40,L=1,200)×3連～1組
E <sub>1+2+3</sub>	共同接地	10Ω以下	EB(D=14,L=1,500又はW=40,L=1,200)×3連～1組
E <sub>4</sub>	A種	10Ω以下	EB(D=14,L=1,500又はW=40,L=1,200)×3連～1組
E <sub>3</sub>	B種	Ω以下	EB(D=14,L=1,500又はW=40,L=1,200)×3連～1組
E <sub>2</sub>	C種	10Ω以下	EB(D=14,L=1,500又はW=40,L=1,200)×3連～1組
E <sub>1</sub>	D種	100Ω以下	EB(D=10,L=1,000又はW=30,L=900)×1
E <sub>種</sub>	種	Ω以下	EB(D=14,L=1,500又はW=40,L=1,200)×3連～1組
E <sub>UH</sub>	高圧避雷用	10Ω以下	EB(D=14,L=1,500又はW=40,L=1,200)×3連～1組
E <sub>レ</sub>	交換機用	10Ω以下	EB(D=14,L=1,500又はW=40,L=1,200)×3連～1組
E <sub>レ</sub>	通信用	10Ω以下	EB(D=14,L=1,500又はW=40,L=1,200)×3連～1組
E <sub>DR</sub>	通信用	100Ω以下	EB(D=10,L=1,000又はW=30,L=900)×1
E <sub>レ</sub>	電話引込口の保安器	100Ω以下	EB(D=10,L=1,000又はW=30,L=900)×1
E <sub>測</sub>	測定用	Ω以下	EB(D=10,L=1,500又はW=30,L=1,200)×3連～1組

接地極上端の埋設深さは、0.9m以上とする。

IV. 機器標準取付高さ

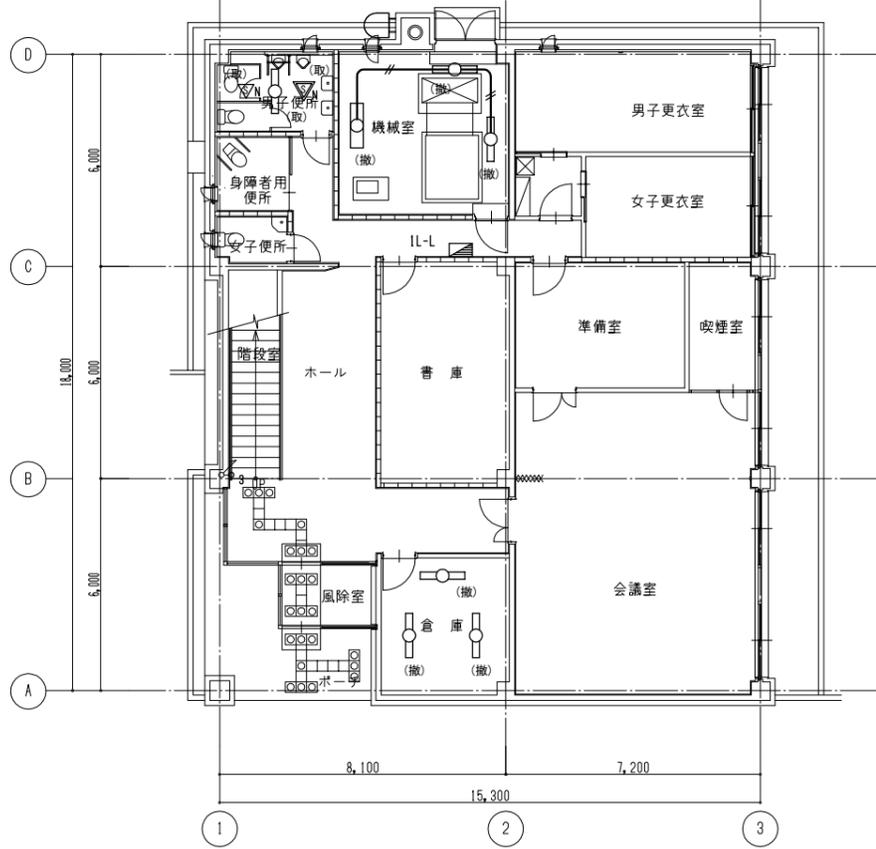
機器等の取付高さは、各図に特記なき場合、次による。

名称	測点	取付け高さ(mm)
電力共通	積算計器	地上～窓中心 1,800～2,000
	引込開閉器	床上～中心 1,800～2,200
電灯	分電盤	床上～中心 1,500(上端1,900以下)
	スイッチ (一般)	床上～中心 1,300
	" (多機能トイ)	床上～中心 1,100
	コンセント (一般)	床上～中心 300
	" (和室)	床上～中心 150
	" (台)	台上～中心 150～200
	" (土間)	床上～中心 800～1,300
	" (車椅子用)	床上～中心 500～900
動力	ブレーキ (一般)	床上～中心 2,100～2,300
	" (賭場)	床上～中心 2,000～2,500
	" (鏡上)	鏡上端～中心 150
	制御盤(壁掛形)	床上～中心 1,500(上端1,900以下)
通信共通	開閉器箱	床上～中心 1,500
	制御用スイッチ	床上～中心 1,300
	壁付アウトレット (一般)	床上～中心 300
構内交換	" (和室)	床上～中心 150
	端子盤(室内)	床上～下端 300
	集合保安器箱	天井下～上端 200
時計	親時計(壁掛形)	床上～中心 1,500(上端1,900以下)
	子時計	床上～中心 2,300
拡声	スピーカ	床上～中心 2,300
	アッテネータ	床上～中心 1,300
表示	情報表示盤	床上～中心 2,300
	壁付発信機及び壁付押ボタン	床上～中心 1,300
	ベル、ブザー及びチャイム	床上～中心 2,300
誘導支援	外部受付用インターホン	標準図による。
	壁付インターホン	床上～中心 1,300
	壁呼出ボタン	床上～中心 400～800
	同上 プルススイッチ	床上～紐下端 100
テレビ	機器収納箱	天井下～上端 200
	直列ユニット及びテレビ端子	壁付アウトレットと同じとする。
火災報知	受信機及び副受信機	床上～操作部 800～1,500
	機器収納箱及び発信機	床上～中心 800～1,500
	警報ベル	床上～中心 2,300
	表示灯	床上～中心 2,100
	液化石油ガス用検知器	床上～上端 300



電灯設備 2階配線図(撤去) S=1/100

- 給湯室  
HF32W×1 埋込型(取外し) ~ 1台
- 相談室  
FRS3-402 (取外し) ~ 1台
- 階段  
HF32W×1 反射笠付(撤去) ~ 1台

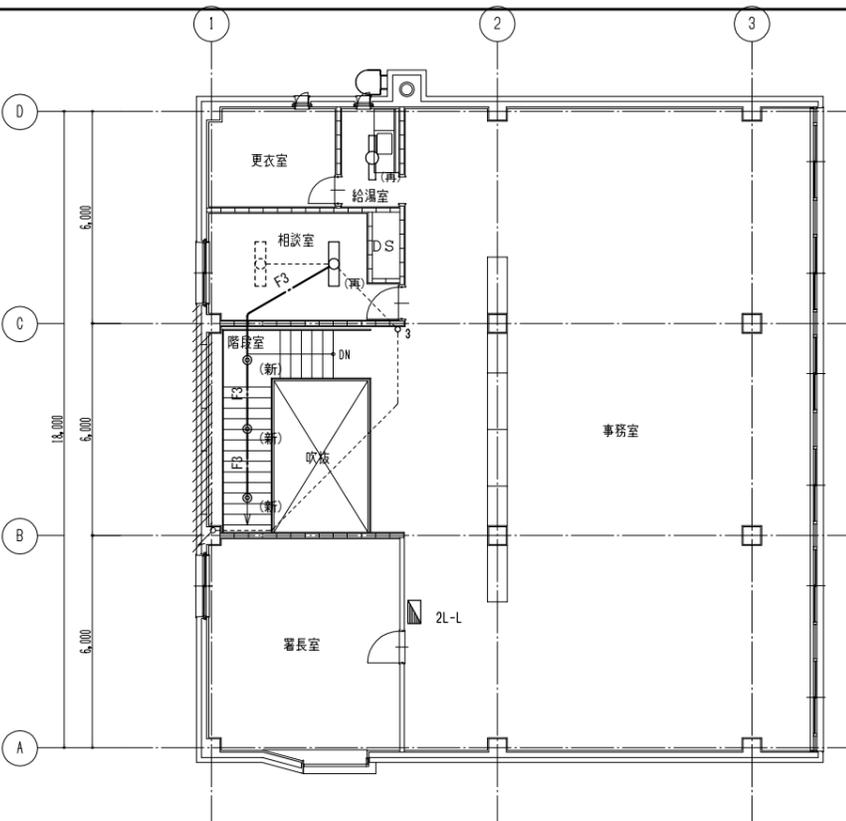


電灯設備 1階配線図(撤去) S=1/100

- 男子便所  
HF32W×1 埋込型(取外し) ~ 1台
- 機械室  
FL40W×1 反射笠付(n'w'吊)(撤去) ~ 2台  
FL40W×2 反射笠付(n'w'吊)(撤去) ~ 1台
- 倉庫  
FL40W×1 反射笠付(n'w'吊)(撤去) ~ 3台

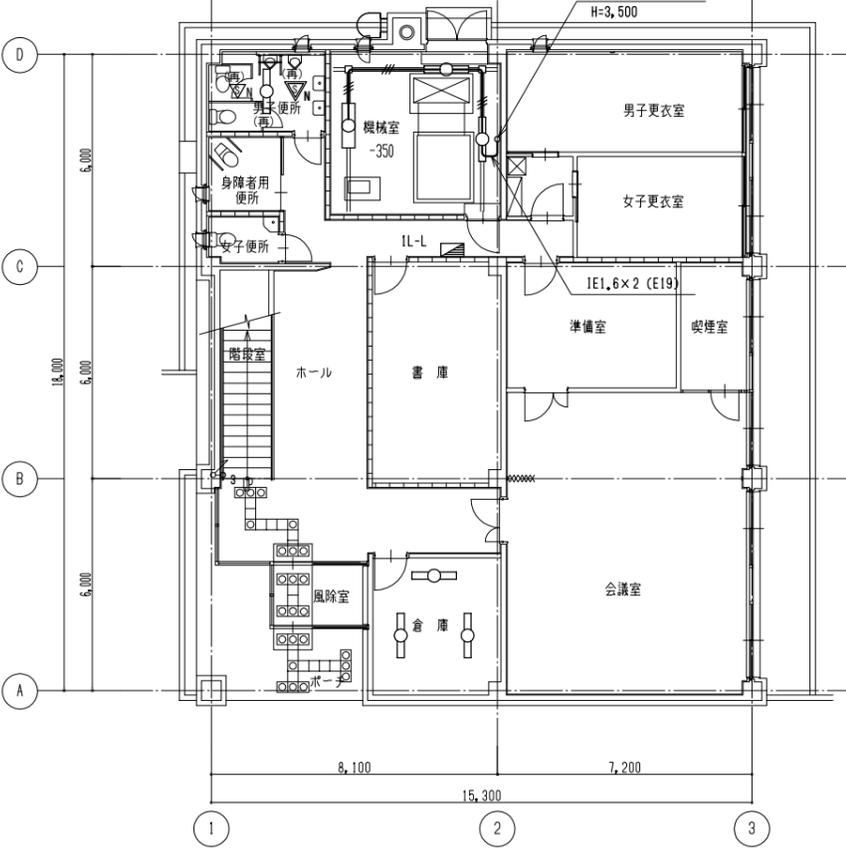
〈凡例〉 標準図以外は下記による		
記号	名称	備考
—/—	IV1.6×2 (E19)	電線撤去
▽N	照明制御装置 (DS1-N)	取外し
▽N	照明制御装置 子機	取外し

注記)1. (取)印は、一時取外しを示す。  
2. 破線は既設を示す。  
3. 天井隠ぺい配管は電線のみ撤去とする。



電灯設備 2階配線図(改修) S=1/100

- 給湯室  
HF32W×1 埋込型(再取付) ~ 1台
- 相談室  
FRS3-402 (再取付) ~ 1台
- 階段  
LRS1-1700LM LE ~ 3台



電灯設備 1階配線図(改修) S=1/100

- 男子便所  
HF32W×1 埋込型(再取付) ~ 1台
- 機械室  
LSS1-4900LM ~ 1台  
LSS1-2350LM ~ 2台
- 倉庫  
LSS1-2350LM ~ 3台

〈凡例〉 標準図以外は下記による		
記号	名称	備考
—/—	IE1.6×3 (MM2-A)	新設
—/—	MM2-A	H=3,000
▽N	照明制御装置 (DS1-N)	再取付
▽N	照明制御装置 子機	再取付

注記)1. (再)印は、再取付を示す。  
2. 破線は既設を示す。



項目	特記事項																																																																																																																																																																																																																															
34 他工種との取合い	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事内容</th> <th>機械</th> <th>建築</th> <th>電気</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋内設置</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>屋上設置(梁台、アンカーボルトを除く)</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>屋外設置(梁台、アンカーボルトを除く)</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>架台、アンカーボルト</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>特記した基礎</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>補強を要するもの</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>補強鉄筋</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>補強を要しないもの (はりせいの1/10以下かつ150φ未満)</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>補強を要するもの</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>補強鉄筋</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>補強を要しないもの</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>床、壁貫通スリーブ</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>補強鉄筋</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>補強を要しないもの</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>床、壁貫通の型枠</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>口、吹出口、換気扇、大便器等</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>補強鉄筋</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>天井、壁の切り込み及び下地補強</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>天井解体</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>外部取付ガラリ(ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む)</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>換気扇の取付枠</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>床下ホールの蓋</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>流し台(排水トラップ共)</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>湯沸しの排気フード</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>床、天井点検口</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>防油堤</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電気配管配線</td> <td> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>機器付属の制御盤以降の二次側配管配線(接地共)</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>機器付属の制御盤への電源供給及び信号線の配管配線(接地共)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自動制御盤と動力盤との電源用配管配線(接地共)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自動制御盤と動力盤との信号線の配管配線(接地共)</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>天井取付付のFCU、FCV、ルームエアコン、全熱交換ユニット及び空気清浄機と操作スイッチとの配管配線</td> <td>配管</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>小便器用排水装置の制御盤以降の配管配線</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電燈盤(保持器共)及びレベルスイッチ</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>地震感知器、ばい煙濃度計、遠隔油濁計</td> <td>配管</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>示計及び油面制御装置の各2次側配管配線</td> <td>配線</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 円形ダクトを除く</p> </td> </tr> <tr> <td>35 案内板等</td> <td>機器等の取扱い方法及び系統を書いた図面呼称A1の図面(1枚)をプラスチックケースに入れ、監督職員の指示する場所に設置する。屋外に設置する危険物表示板等の材質はアルミニウム製とする。</td> </tr> <tr> <td>36 総合調整</td> <td> <p>総合調整の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風量調整 ・水量調整 ・室内外空気温度の測定</li> <li>・室内気流及びじんあいの測定 ・騒音の測定</li> <li>・飲料水の水質の測定</li> </ul> <p>総合調整完了後、各調整結果をまとめた測定表を提出する。測定箇所等は監督職員の指示による。</p> <p>※山留め(※無 有)</p> <p>( )</p> <p>施工時等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定工種</th> <th>施工可能時間帯</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>騒音・振動を伴う工種</td> <td>閉庁時 8:30 ~ 18:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井全面改修を行う室</td> <td>平日 17:30 ~ 20:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>平日 8:30 ~ 17:00</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>執務者 ・ 否 ・ 無</p> <p>既設エレベーターの利用</p> <p>搬入・搬出に既設エレベーターは( ・ 使用できる ・ 使用できない)</p> <p>工事用車両の駐車場所 ・ 図示</p> <p>資材置き場 ・ 図示</p> </td> </tr> <tr> <td>37 施工条件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 設計温湿度条件</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">外気条件</th> <th colspan="8">室内(調整目標値)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">一般システム</th> <th colspan="2">便所・書庫システム</th> <th colspan="4">KSK機械室</th> </tr> <tr> <th>温度(D.B)</th> <th>湿度(R.H)</th> <th>温度(D.B)</th> <th>湿度(R.H)</th> <th>温度(D.B)</th> <th>湿度(R.H)</th> <th>温度(D.B)</th> <th>湿度(R.H)</th> <th>温度(D.B)</th> <th>湿度(R.H)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季 29.1℃</td> <td>%</td> <td>-℃</td> <td>-%</td> <td>-℃</td> <td>-%</td> <td>27℃</td> <td>-%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>冬季 -11.0℃</td> <td>%</td> <td>19℃</td> <td>-%</td> <td>19℃</td> <td>-%</td> <td>19℃</td> <td>-%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※便所・書庫システムは1・2F便所、1・2F湯沸室、1F喫煙室、1・2F耐火書庫、2F用紙庫、1F事務機械室とする。</p> <p>・設けない ・設ける(電線は、ボイラ及び冷温水機制御盤の2次側より取出す)</p> <p>・設けない ※設ける(直径80φ以上のフランジ付きとし、短管部を取付ける。)</p> <p>※低圧ダクト ・ 高圧ダクト1</p> <p>・アングルフランジ工法</p> <p>・コーナーボルト工法(・共板フランジ工法 ・スライドオンフランジ工法)</p> <p>図示する箇所に設ける。</p> </td> </tr> <tr> <td>2 ばい煙濃度計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 ばいじん濃度測定口</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 ダクトの種別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 ダクトの工法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 風量測定口</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工事内容	機械	建築	電気	屋内設置	-	○	-	屋上設置(梁台、アンカーボルトを除く)	-	○	-	屋外設置(梁台、アンカーボルトを除く)	-	○	-	架台、アンカーボルト	○	-	-	特記した基礎	-	○	-	補強を要するもの	○	-	-	補強鉄筋	-	○	-	補強を要しないもの (はりせいの1/10以下かつ150φ未満)	○	-	-	補強を要するもの	○	-	-	補強鉄筋	-	○	-	補強を要しないもの	○	-	-	床、壁貫通スリーブ	-	○	-	補強鉄筋	-	○	-	補強を要しないもの	○	-	-	床、壁貫通の型枠	○	-	-	口、吹出口、換気扇、大便器等	-	○	-	補強鉄筋	-	○	-	天井、壁の切り込み及び下地補強	-	○	-	天井解体	-	○	-	外部取付ガラリ(ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む)	-	○	-	換気扇の取付枠	-	○	-	床下ホールの蓋	-	○	-	流し台(排水トラップ共)	-	○	-	湯沸しの排気フード	-	○	-	床、天井点検口	-	○	-	防油堤	-	○	-	電気配管配線	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>機器付属の制御盤以降の二次側配管配線(接地共)</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>機器付属の制御盤への電源供給及び信号線の配管配線(接地共)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自動制御盤と動力盤との電源用配管配線(接地共)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自動制御盤と動力盤との信号線の配管配線(接地共)</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>天井取付付のFCU、FCV、ルームエアコン、全熱交換ユニット及び空気清浄機と操作スイッチとの配管配線</td> <td>配管</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>小便器用排水装置の制御盤以降の配管配線</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電燈盤(保持器共)及びレベルスイッチ</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>地震感知器、ばい煙濃度計、遠隔油濁計</td> <td>配管</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>示計及び油面制御装置の各2次側配管配線</td> <td>配線</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 円形ダクトを除く</p>	機器付属の制御盤以降の二次側配管配線(接地共)	○	-	-	機器付属の制御盤への電源供給及び信号線の配管配線(接地共)	-	-	○	自動制御盤と動力盤との電源用配管配線(接地共)	-	-	○	自動制御盤と動力盤との信号線の配管配線(接地共)	○	-	-	天井取付付のFCU、FCV、ルームエアコン、全熱交換ユニット及び空気清浄機と操作スイッチとの配管配線	配管	-	○	小便器用排水装置の制御盤以降の配管配線	○	-	-	電燈盤(保持器共)及びレベルスイッチ	○	-	-	地震感知器、ばい煙濃度計、遠隔油濁計	配管	-	○	示計及び油面制御装置の各2次側配管配線	配線	○	-	35 案内板等	機器等の取扱い方法及び系統を書いた図面呼称A1の図面(1枚)をプラスチックケースに入れ、監督職員の指示する場所に設置する。屋外に設置する危険物表示板等の材質はアルミニウム製とする。	36 総合調整	<p>総合調整の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風量調整 ・水量調整 ・室内外空気温度の測定</li> <li>・室内気流及びじんあいの測定 ・騒音の測定</li> <li>・飲料水の水質の測定</li> </ul> <p>総合調整完了後、各調整結果をまとめた測定表を提出する。測定箇所等は監督職員の指示による。</p> <p>※山留め(※無 有)</p> <p>( )</p> <p>施工時等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定工種</th> <th>施工可能時間帯</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>騒音・振動を伴う工種</td> <td>閉庁時 8:30 ~ 18:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井全面改修を行う室</td> <td>平日 17:30 ~ 20:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>平日 8:30 ~ 17:00</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>執務者 ・ 否 ・ 無</p> <p>既設エレベーターの利用</p> <p>搬入・搬出に既設エレベーターは( ・ 使用できる ・ 使用できない)</p> <p>工事用車両の駐車場所 ・ 図示</p> <p>資材置き場 ・ 図示</p>	指定工種	施工可能時間帯	備考	騒音・振動を伴う工種	閉庁時 8:30 ~ 18:00		天井全面改修を行う室	平日 17:30 ~ 20:00		上記以外	平日 8:30 ~ 17:00		37 施工条件		1 設計温湿度条件	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">外気条件</th> <th colspan="8">室内(調整目標値)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">一般システム</th> <th colspan="2">便所・書庫システム</th> <th colspan="4">KSK機械室</th> </tr> <tr> <th>温度(D.B)</th> <th>湿度(R.H)</th> <th>温度(D.B)</th> <th>湿度(R.H)</th> <th>温度(D.B)</th> <th>湿度(R.H)</th> <th>温度(D.B)</th> <th>湿度(R.H)</th> <th>温度(D.B)</th> <th>湿度(R.H)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季 29.1℃</td> <td>%</td> <td>-℃</td> <td>-%</td> <td>-℃</td> <td>-%</td> <td>27℃</td> <td>-%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>冬季 -11.0℃</td> <td>%</td> <td>19℃</td> <td>-%</td> <td>19℃</td> <td>-%</td> <td>19℃</td> <td>-%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※便所・書庫システムは1・2F便所、1・2F湯沸室、1F喫煙室、1・2F耐火書庫、2F用紙庫、1F事務機械室とする。</p> <p>・設けない ・設ける(電線は、ボイラ及び冷温水機制御盤の2次側より取出す)</p> <p>・設けない ※設ける(直径80φ以上のフランジ付きとし、短管部を取付ける。)</p> <p>※低圧ダクト ・ 高圧ダクト1</p> <p>・アングルフランジ工法</p> <p>・コーナーボルト工法(・共板フランジ工法 ・スライドオンフランジ工法)</p> <p>図示する箇所に設ける。</p>	外気条件	室内(調整目標値)								一般システム		便所・書庫システム		KSK機械室				温度(D.B)	湿度(R.H)	夏季 29.1℃	%	-℃	-%	-℃	-%	27℃	-%	℃	%	冬季 -11.0℃	%	19℃	-%	19℃	-%	19℃	-%	℃	%	2 ばい煙濃度計		3 ばいじん濃度測定口		4 ダクトの種別		5 ダクトの工法		6 風量測定口									
工事内容	機械	建築	電気																																																																																																																																																																																																																													
屋内設置	-	○	-																																																																																																																																																																																																																													
屋上設置(梁台、アンカーボルトを除く)	-	○	-																																																																																																																																																																																																																													
屋外設置(梁台、アンカーボルトを除く)	-	○	-																																																																																																																																																																																																																													
架台、アンカーボルト	○	-	-																																																																																																																																																																																																																													
特記した基礎	-	○	-																																																																																																																																																																																																																													
補強を要するもの	○	-	-																																																																																																																																																																																																																													
補強鉄筋	-	○	-																																																																																																																																																																																																																													
補強を要しないもの (はりせいの1/10以下かつ150φ未満)	○	-	-																																																																																																																																																																																																																													
補強を要するもの	○	-	-																																																																																																																																																																																																																													
補強鉄筋	-	○	-																																																																																																																																																																																																																													
補強を要しないもの	○	-	-																																																																																																																																																																																																																													
床、壁貫通スリーブ	-	○	-																																																																																																																																																																																																																													
補強鉄筋	-	○	-																																																																																																																																																																																																																													
補強を要しないもの	○	-	-																																																																																																																																																																																																																													
床、壁貫通の型枠	○	-	-																																																																																																																																																																																																																													
口、吹出口、換気扇、大便器等	-	○	-																																																																																																																																																																																																																													
補強鉄筋	-	○	-																																																																																																																																																																																																																													
天井、壁の切り込み及び下地補強	-	○	-																																																																																																																																																																																																																													
天井解体	-	○	-																																																																																																																																																																																																																													
外部取付ガラリ(ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む)	-	○	-																																																																																																																																																																																																																													
換気扇の取付枠	-	○	-																																																																																																																																																																																																																													
床下ホールの蓋	-	○	-																																																																																																																																																																																																																													
流し台(排水トラップ共)	-	○	-																																																																																																																																																																																																																													
湯沸しの排気フード	-	○	-																																																																																																																																																																																																																													
床、天井点検口	-	○	-																																																																																																																																																																																																																													
防油堤	-	○	-																																																																																																																																																																																																																													
電気配管配線	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>機器付属の制御盤以降の二次側配管配線(接地共)</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>機器付属の制御盤への電源供給及び信号線の配管配線(接地共)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自動制御盤と動力盤との電源用配管配線(接地共)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自動制御盤と動力盤との信号線の配管配線(接地共)</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>天井取付付のFCU、FCV、ルームエアコン、全熱交換ユニット及び空気清浄機と操作スイッチとの配管配線</td> <td>配管</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>小便器用排水装置の制御盤以降の配管配線</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電燈盤(保持器共)及びレベルスイッチ</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>地震感知器、ばい煙濃度計、遠隔油濁計</td> <td>配管</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>示計及び油面制御装置の各2次側配管配線</td> <td>配線</td> <td>○</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 円形ダクトを除く</p>	機器付属の制御盤以降の二次側配管配線(接地共)	○	-	-	機器付属の制御盤への電源供給及び信号線の配管配線(接地共)	-	-	○	自動制御盤と動力盤との電源用配管配線(接地共)	-	-	○	自動制御盤と動力盤との信号線の配管配線(接地共)	○	-	-	天井取付付のFCU、FCV、ルームエアコン、全熱交換ユニット及び空気清浄機と操作スイッチとの配管配線	配管	-	○	小便器用排水装置の制御盤以降の配管配線	○	-	-	電燈盤(保持器共)及びレベルスイッチ	○	-	-	地震感知器、ばい煙濃度計、遠隔油濁計	配管	-	○	示計及び油面制御装置の各2次側配管配線	配線	○	-																																																																																																																																																																																											
機器付属の制御盤以降の二次側配管配線(接地共)	○	-	-																																																																																																																																																																																																																													
機器付属の制御盤への電源供給及び信号線の配管配線(接地共)	-	-	○																																																																																																																																																																																																																													
自動制御盤と動力盤との電源用配管配線(接地共)	-	-	○																																																																																																																																																																																																																													
自動制御盤と動力盤との信号線の配管配線(接地共)	○	-	-																																																																																																																																																																																																																													
天井取付付のFCU、FCV、ルームエアコン、全熱交換ユニット及び空気清浄機と操作スイッチとの配管配線	配管	-	○																																																																																																																																																																																																																													
小便器用排水装置の制御盤以降の配管配線	○	-	-																																																																																																																																																																																																																													
電燈盤(保持器共)及びレベルスイッチ	○	-	-																																																																																																																																																																																																																													
地震感知器、ばい煙濃度計、遠隔油濁計	配管	-	○																																																																																																																																																																																																																													
示計及び油面制御装置の各2次側配管配線	配線	○	-																																																																																																																																																																																																																													
35 案内板等	機器等の取扱い方法及び系統を書いた図面呼称A1の図面(1枚)をプラスチックケースに入れ、監督職員の指示する場所に設置する。屋外に設置する危険物表示板等の材質はアルミニウム製とする。																																																																																																																																																																																																																															
36 総合調整	<p>総合調整の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風量調整 ・水量調整 ・室内外空気温度の測定</li> <li>・室内気流及びじんあいの測定 ・騒音の測定</li> <li>・飲料水の水質の測定</li> </ul> <p>総合調整完了後、各調整結果をまとめた測定表を提出する。測定箇所等は監督職員の指示による。</p> <p>※山留め(※無 有)</p> <p>( )</p> <p>施工時等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定工種</th> <th>施工可能時間帯</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>騒音・振動を伴う工種</td> <td>閉庁時 8:30 ~ 18:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井全面改修を行う室</td> <td>平日 17:30 ~ 20:00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>平日 8:30 ~ 17:00</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>執務者 ・ 否 ・ 無</p> <p>既設エレベーターの利用</p> <p>搬入・搬出に既設エレベーターは( ・ 使用できる ・ 使用できない)</p> <p>工事用車両の駐車場所 ・ 図示</p> <p>資材置き場 ・ 図示</p>	指定工種	施工可能時間帯	備考	騒音・振動を伴う工種	閉庁時 8:30 ~ 18:00		天井全面改修を行う室	平日 17:30 ~ 20:00		上記以外	平日 8:30 ~ 17:00																																																																																																																																																																																																																				
指定工種	施工可能時間帯	備考																																																																																																																																																																																																																														
騒音・振動を伴う工種	閉庁時 8:30 ~ 18:00																																																																																																																																																																																																																															
天井全面改修を行う室	平日 17:30 ~ 20:00																																																																																																																																																																																																																															
上記以外	平日 8:30 ~ 17:00																																																																																																																																																																																																																															
37 施工条件																																																																																																																																																																																																																																
1 設計温湿度条件	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">外気条件</th> <th colspan="8">室内(調整目標値)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">一般システム</th> <th colspan="2">便所・書庫システム</th> <th colspan="4">KSK機械室</th> </tr> <tr> <th>温度(D.B)</th> <th>湿度(R.H)</th> <th>温度(D.B)</th> <th>湿度(R.H)</th> <th>温度(D.B)</th> <th>湿度(R.H)</th> <th>温度(D.B)</th> <th>湿度(R.H)</th> <th>温度(D.B)</th> <th>湿度(R.H)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季 29.1℃</td> <td>%</td> <td>-℃</td> <td>-%</td> <td>-℃</td> <td>-%</td> <td>27℃</td> <td>-%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>冬季 -11.0℃</td> <td>%</td> <td>19℃</td> <td>-%</td> <td>19℃</td> <td>-%</td> <td>19℃</td> <td>-%</td> <td>℃</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※便所・書庫システムは1・2F便所、1・2F湯沸室、1F喫煙室、1・2F耐火書庫、2F用紙庫、1F事務機械室とする。</p> <p>・設けない ・設ける(電線は、ボイラ及び冷温水機制御盤の2次側より取出す)</p> <p>・設けない ※設ける(直径80φ以上のフランジ付きとし、短管部を取付ける。)</p> <p>※低圧ダクト ・ 高圧ダクト1</p> <p>・アングルフランジ工法</p> <p>・コーナーボルト工法(・共板フランジ工法 ・スライドオンフランジ工法)</p> <p>図示する箇所に設ける。</p>	外気条件	室内(調整目標値)								一般システム		便所・書庫システム		KSK機械室				温度(D.B)	湿度(R.H)	温度(D.B)	湿度(R.H)	温度(D.B)	湿度(R.H)	温度(D.B)	湿度(R.H)	温度(D.B)	湿度(R.H)	夏季 29.1℃	%	-℃	-%	-℃	-%	27℃	-%	℃	%	冬季 -11.0℃	%	19℃	-%	19℃	-%	19℃	-%	℃	%																																																																																																																																																																																
外気条件	室内(調整目標値)																																																																																																																																																																																																																															
	一般システム		便所・書庫システム		KSK機械室																																																																																																																																																																																																																											
温度(D.B)	湿度(R.H)	温度(D.B)	湿度(R.H)	温度(D.B)	湿度(R.H)	温度(D.B)	湿度(R.H)	温度(D.B)	湿度(R.H)																																																																																																																																																																																																																							
夏季 29.1℃	%	-℃	-%	-℃	-%	27℃	-%	℃	%																																																																																																																																																																																																																							
冬季 -11.0℃	%	19℃	-%	19℃	-%	19℃	-%	℃	%																																																																																																																																																																																																																							
2 ばい煙濃度計																																																																																																																																																																																																																																
3 ばいじん濃度測定口																																																																																																																																																																																																																																
4 ダクトの種別																																																																																																																																																																																																																																
5 ダクトの工法																																																																																																																																																																																																																																
6 風量測定口																																																																																																																																																																																																																																

7 チャンバー等	<p>(1) 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。</p> <p>(2) 空気調和機に取付けるサブラインチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系で消音貼付したチャンバーには、点検口を設ける。なお点検口の大きさは図示による。</p> <p>(3) 外壁に面するガラリに直接取付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。</p> <p>(4) シーリングディフューザー形吹出口には、下記の消音チャンバーを設ける。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>ネック径が200φ以下のもの</td> <td>400×400×250H</td> </tr> <tr> <td>ネック径が200φをこえるもの</td> <td>500×500×300H</td> </tr> </tbody> </table> <p>GW25の消音内貼を行う。</p> <p>(5) 線状吹出口には、下記の消音チャンバーを設ける。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>BL-S, BL-D</td> <td>200×(長さ+100)×300H</td> </tr> <tr> <td>BL-T, BL-K</td> <td>250×(長さ+100)×300H</td> </tr> </tbody> </table> <p>GW25の消音内貼を行う。</p> <p>(6) 天井付制気口には、(制気口寸法+100)×250Hの制気口ボックスを設ける。なお、消音内貼については特記による。</p>	ネック径が200φ以下のもの	400×400×250H	ネック径が200φをこえるもの	500×500×300H	BL-S, BL-D	200×(長さ+100)×300H	BL-T, BL-K	250×(長さ+100)×300H
ネック径が200φ以下のもの	400×400×250H								
ネック径が200φをこえるもの	500×500×300H								
BL-S, BL-D	200×(長さ+100)×300H								
BL-T, BL-K	250×(長さ+100)×300H								
8 ダンパー	<p>(1) 防塵ダンパー 操作方式 瞬時通電式又は電動式(定格入力DC24V、0、7A以下)</p> <p>復帰方式(※ 遠隔 ・ ) (定格入力DC24V、0、7A以下)</p> <p>(2) ピストンダンパー 復帰方式(※ 遠隔 ・ )</p>								
9 定風量ユニット	・メカニカルタイプ ・風速センサータイプ								
10 変風量ユニット	・メカニカルタイプ ・風速センサータイプ								
11 配管材料	<p>温水管 ※配管用炭素鋼管(白管)</p> <p>冷却水管 ※配管用炭素鋼管(白管)</p> <p>蒸気管(給気) ※配管用炭素鋼管(黒管)</p> <p>(蒸水) ※圧力配管用炭素鋼管(黒管) Sch 40</p> <p>油管(一般) ※配管用炭素鋼管(黒管)</p> <p>・被覆鋼管(塩化ビニル又はポリエチレンで被覆したもの)</p> <p>(土中) ・ポリエチレン外面被覆鋼管</p> <p>・配管用炭素鋼管(黒管)</p> <p>・被覆鋼管(塩化ビニル又はポリエチレンで被覆したもの)</p> <p>冷媒管 ※断熱材被覆鋼管(保温機設備製造者標準品)</p> <p>空調用給水管 ・水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管(・SGP-VA ・SGP-VB)</p> <p>・水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管</p> <p>・水道用ステンレス鋼管(・SGP-PA ・SGP-PB)</p> <p>空調用排水管 ・配管用炭素鋼管(白管)</p> <p>(接合には、標準仕様書第2編2.1.2.5によるMDジョイントを使用してもよい。)</p> <p>・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</p> <p>鋼管にポリエチレン外面被覆鋼管を使用する場合は、原則、溶接接合とし、被覆を剥がした部分は防食処置を施す。</p> <p>ボイラーのバランス管及びバランス管に接続する給水管(補給水側の弁まで)は配管用炭素鋼管(黒管)とする。</p> <p>管材がステンレス鋼管の場合60SU以下はSAS322とする。</p>								
12 継手	ただし、水道事業者の規定がある場合は、それによる。								
13 弁類	JISの呼び圧力5Kとする。ただし、特記部分はJISの呼び圧力10Kとする。冷温水及び冷却水の呼び圧力65A以上はバフライ弁とする。油用の仕切弁、逆止弁はマリアブル鋼鉄弁又は鋼鋼弁とする。ステンレス管の50A以下の場合は青鋼弁とする。								
14 伸縮管継手	鋼管用(・ベローズ形 ・スリーブ形)								
15 防塵継手	・合成ゴム製 ・ベローズ形								
16 温度計	次の位置に取り付ける。なお、温度計はバイメタル式温度計とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・冷凍機の冷水管(送り、返り)及び冷却水管(送り、返り)</li> <li>・直置き吸収冷温水機の冷水管(送り、返り)及び冷却水管(送り、返り)</li> <li>・ボイラーの温水管(返り)</li> <li>・空気調和機の冷水管(送り、返り)及び三方弁装置後の冷水管(返り)</li> <li>・熱交換器の温水管(送り、返り)</li> <li>・冷温水ヘッダー(往)及び冷温水ヘッダーの各返り管</li> <li>・空気調和機(パッケージ形を含む)のサブライチャンバー、レタンダクト、外気取入れダクト及びレタンチャンバー</li> <li>・その他図示する箇所</li> </ul>								
17 圧力計	次の位置に取り付ける。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・冷凍機の冷水管(送り、返り)及び冷却水管(送り、返り)</li> <li>・空気調和機の冷水管(送り、返り)</li> <li>・直置き吸収冷温水機の冷水管(送り、返り)及び冷却水管(送り、返り)</li> <li>・熱交換器の温水管(送り、返り)</li> <li>・その他図示する箇所</li> </ul>								
18 瞬間流量計及び測定用タッピング	<p>次の位置に取り付ける。なお、瞬間流量計はピトー管方式とし、止水コック付とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冷凍機の冷水出口 ※固定式 ・着脱式</li> <li>・冷凍機の冷却水出口 ※固定式 ・着脱式</li> <li>・ボイラーの温水出口 ※固定式 ・着脱式</li> <li>・空気調和機の冷水水入口 ※固定式 ・着脱式</li> <li>・冷温水ヘッダーの各送り管 ※固定式 ・着脱式</li> <li>・直置き吸収冷温水機の冷水水出口 ※固定式 ・着脱式</li> <li>・直置き吸収冷温水機の冷却水出口 ※固定式 ・着脱式</li> <li>・着脱形の流量指示部として(・40A用1個 ・100A用1個 ・250A用1個)は付属とする。</li> </ul>								

19 油面制御装置	油面制御装置の機能は、右記による。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・給油ポンプの起動及び停止</li> <li>・返油ポンプの起動及び停止</li> <li>・漏油警報 ・減油警報 ・遠隔警報</li> </ul>																				
20 地下オイルタンク	タンク室を(・設けない ・設ける) コンクリート・鉄 ・別途工事 ・本工事 <p>乾燥砂 ・別途工事 ・本工事</p> <p>杭は、 ・無 ・有(ただし、杭は別途工事)</p> <p>遠隔式油濁指示計 ※設ける ・設けない</p>																				
21 消音内貼り	施工する箇所は、図示したダクト及びチャンバー類とする。																				
22 保温	<p>・「外気取入れ用ダクト」、「外気取入れ用チャンバー」、「排気チャンバー」及び「排気ダクトの外壁より2m」は保温する。</p> <p>・脚張管及び脚張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の(・冷温水管 ・温水管)の項による。</p> <p>・建物内の空気抜き管(空気抜き弁まで)の保温は、標準仕様書第2編3.1.4(・冷温水管 ・温水管)の項による。</p> <p>・空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.5の排水管の項による。</p> <p>・高気取り管の保温は行わない。ただし、屋外露出(居室・廊下)の立管は除く。</p>																				
23 冷媒管の保温外装(保温化粧ケース)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用範囲</th> <th>材 質</th> <th>・ 耐用性を有する樹脂製</th> <th>・ 耐用性を有する樹脂製</th> <th>・ 耐用性を有する樹脂製</th> <th>・ 耐用性を有する樹脂製</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 屋内露出(一般居室、機械室、書庫、倉庫、倉庫 屋外露出(外壁) ・ 屋外露出(屋上)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製</td> <td>・ 高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製</td> <td>・ 高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製</td> <td>・ 高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製</td> <td>・ 高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製</td> <td>・ 高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 高耐食溶融亜鉛めっき鋼板は高耐食溶融亜鉛-6%アルミニウム-3%マグネシウムめっき鋼板を示す。</p>	使用範囲	材 質	・ 耐用性を有する樹脂製	・ 耐用性を有する樹脂製	・ 耐用性を有する樹脂製	・ 耐用性を有する樹脂製	・ 屋内露出(一般居室、機械室、書庫、倉庫、倉庫 屋外露出(外壁) ・ 屋外露出(屋上)						・ 高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製							
使用範囲	材 質	・ 耐用性を有する樹脂製	・ 耐用性を有する樹脂製	・ 耐用性を有する樹脂製	・ 耐用性を有する樹脂製																
・ 屋内露出(一般居室、機械室、書庫、倉庫、倉庫 屋外露出(外壁) ・ 屋外露出(屋上)																					
・ 高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製	・ 高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製	・ 高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製	・ 高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製	・ 高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製	・ 高耐食溶融亜鉛めっき鋼板製																
24 他の設備項目の適用	給油設備の当該項目を適用する。																				
25 改修工事の試験	・試験範囲(※新設配管 ・ 既存配管( ) ・ システム全体)																				
26 既設ダクトの再利用	<p>運転再開前の処置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※吹出口にフィルターをはさむ等の塵埃飛散防止対策</li> <li>※吹出口廻りの居室内壁面及び家具等の防塵対策</li> <li>・ダクト内清掃</li> </ul>																				
27 冷媒の回収	<p>冷凍機等の撤去に伴う冷媒回収を行った場合は以下の書類を監督職員に提出する。</p> <p>(1) 「特定製品に係わるフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)」に従った場合</p> <p>(ア) 第一種フロン回収業者登録通知書の写し</p> <p>(イ) フロン類回収証明書</p> <p>(2) 「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」に従った場合</p> <p>(ア) 特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券)の写し</p>																				
28 絶縁継手	図示の箇所に取付ける。																				
29 空調機用トラップ	形式 ※フロート式																				
1 ダクトの種別	※低圧ダクト ・ 高圧ダクト1																				
2 ダクトの工法	・アングルフランジ工法																				
3 排気フード	排気フードの補強、支持金物、接合材等はアングルフランジ工法ダクトの当該事項による。																				
4 厨房排気ダクトの取替等	<p>厨房設備の排気ダクト(亜鉛鉄板)はアングルフランジ工法とし、板厚は次による。</p> <p>矩形ダクト</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ダクトの長辺 (mm)</th> <th>板厚 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>450以下</td> <td>0.6以上</td> </tr> <tr> <td>450を超え1200以下</td> <td>0.8以上</td> </tr> <tr> <td>1200を超え1800以下</td> <td>1.0以上</td> </tr> <tr> <td>1800を超えるもの</td> <td>1.2以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>円形ダクト</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ダクトの直径 (mm)</th> <th>板厚 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>710以下</td> <td>0.6以上</td> </tr> <tr> <td>710を超え1000以下</td> <td>0.8以上</td> </tr> <tr> <td>1000を超え1250以下</td> <td>1.0以上</td> </tr> <tr> <td>1250を超えるもの</td> <td>1.2以上</td> </tr> </tbody> </table>	ダクトの長辺 (mm)	板厚 (mm)	450以下	0.6以上	450を超え1200以下	0.8以上	1200を超え1800以下	1.0以上	1800を超えるもの	1.2以上	ダクトの直径 (mm)	板厚 (mm)	710以下	0.6以上	710を超え1000以下	0.8以上	1000を超え1250以下	1.0以上	1250を超えるもの	1.2以上
ダクトの長辺 (mm)	板厚 (mm)																				
450以下	0.6以上																				
450を超え1200以下	0.8以上																				
1200を超え1800以下	1.0以上																				
1800を超えるもの	1.2以上																				
ダクトの直径 (mm)	板厚 (mm)																				
710以下	0.6以上																				
710を超え1000以下	0.8以上																				
1000を超え1250以下	1.0以上																				
1250を超えるもの	1.2以上																				
5 ダクトの断熱	厨房・湯沸室の排気ダクトで天井内に隠す箇所は、標準仕様書第2編3.1.5の「排気筒」の項により断熱する。																				
6 他の設備項目の適用	下記のものは、空気調和・暖房設備の当該項目を適用する。																				
7 既設ダクトの再利用	<p>運転再開前の処置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※吹出口にフィルターをはさむ等の塵埃飛散防止対策</li> <li>※吹出口廻りの居室内壁面及び家具等の防塵対策</li> <li>・ダクト内清掃</li> </ul>																				
8 シールする排気ダクトの系統	・ 厨房系統 ・ 浴室(シャワー室、脱衣室を含む)系統																				

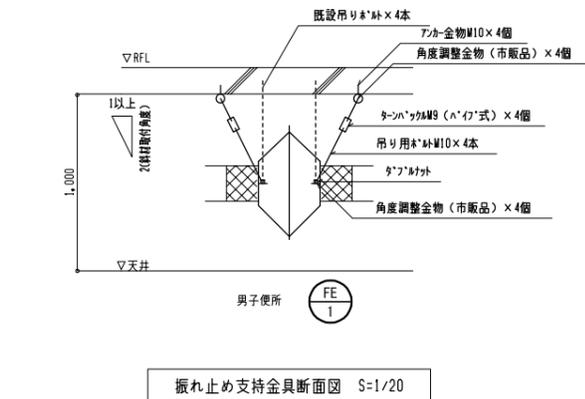
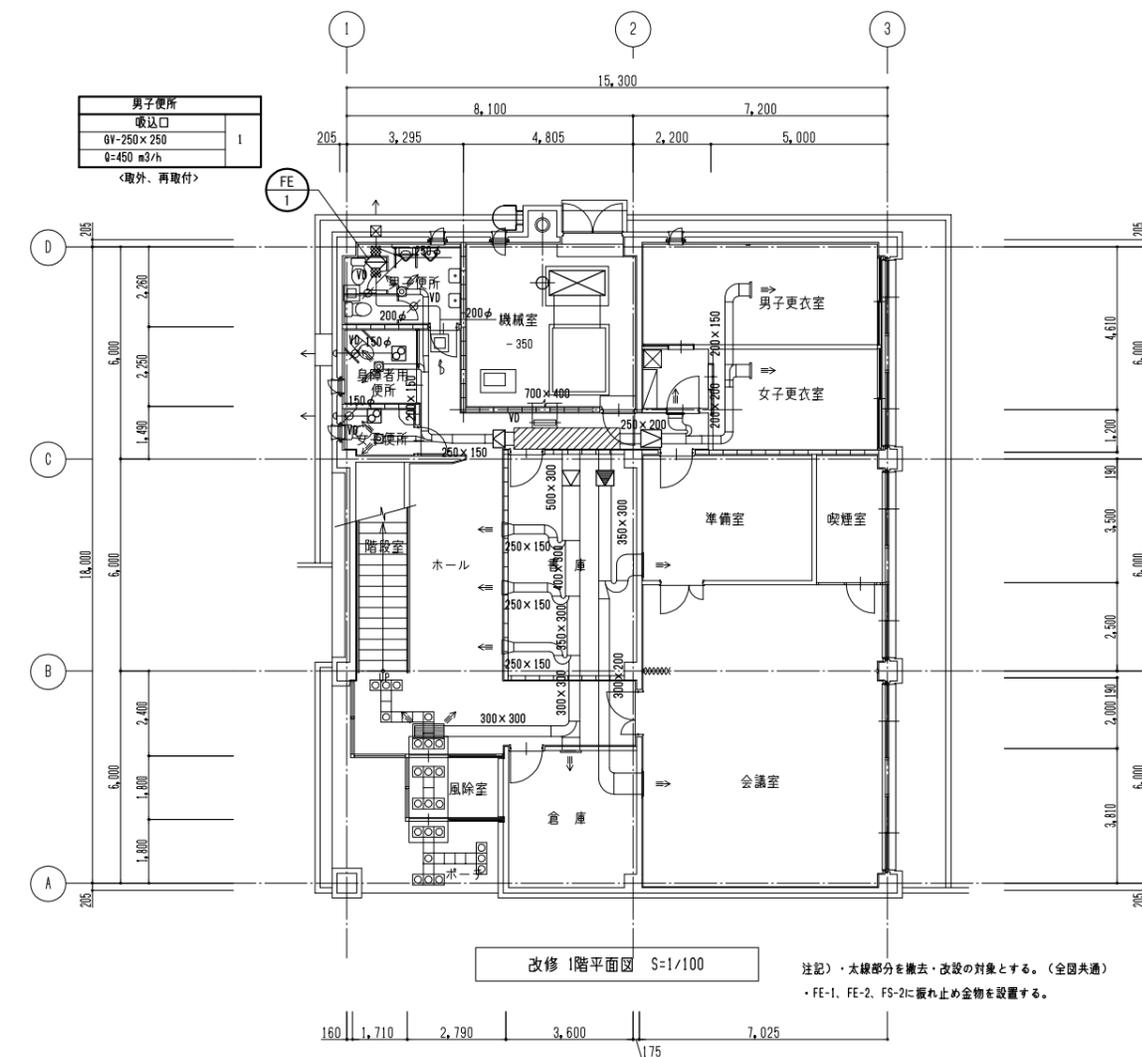
表-1 「設備機材等」			
項目	No	名 称	提出形式
完成図	①	原因(A1)	ホルダー収納
	②	①の複写図	2つ折背張り製本【注】(1)
	③	①の縮小原図(A3)	バラ 【注】(2)
	④	③の複写図	2つ折背張り製本【注】(1)

【注】(1) : 表紙に年度・工事名・工期・請負者名・発注者名を、背張り面に年度・工事名を記載する。

表-2 「完成図等一覧表」					
項目	No	名 称	提出形式	部 数	
				施設管理者	監督職員
完成図	①	原因(A1)	ホルダー収納	1部	1部
	②	①の複写図	2つ折背張り製本【注】(1)	2部	2部
	③	①の縮小原図(A3)	バラ 【注】(2)	1部	1部
	④	③の複写図	2つ折背張り製本【注】(1)	2部	2部

既設機器表

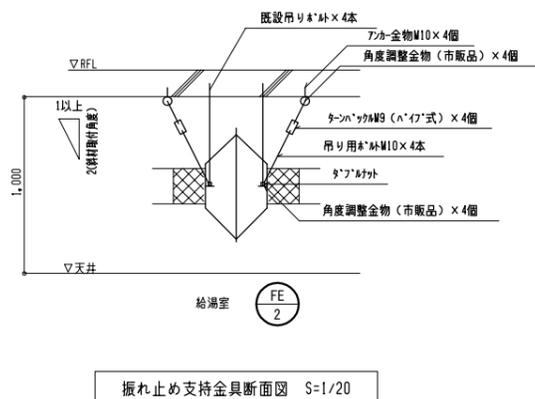
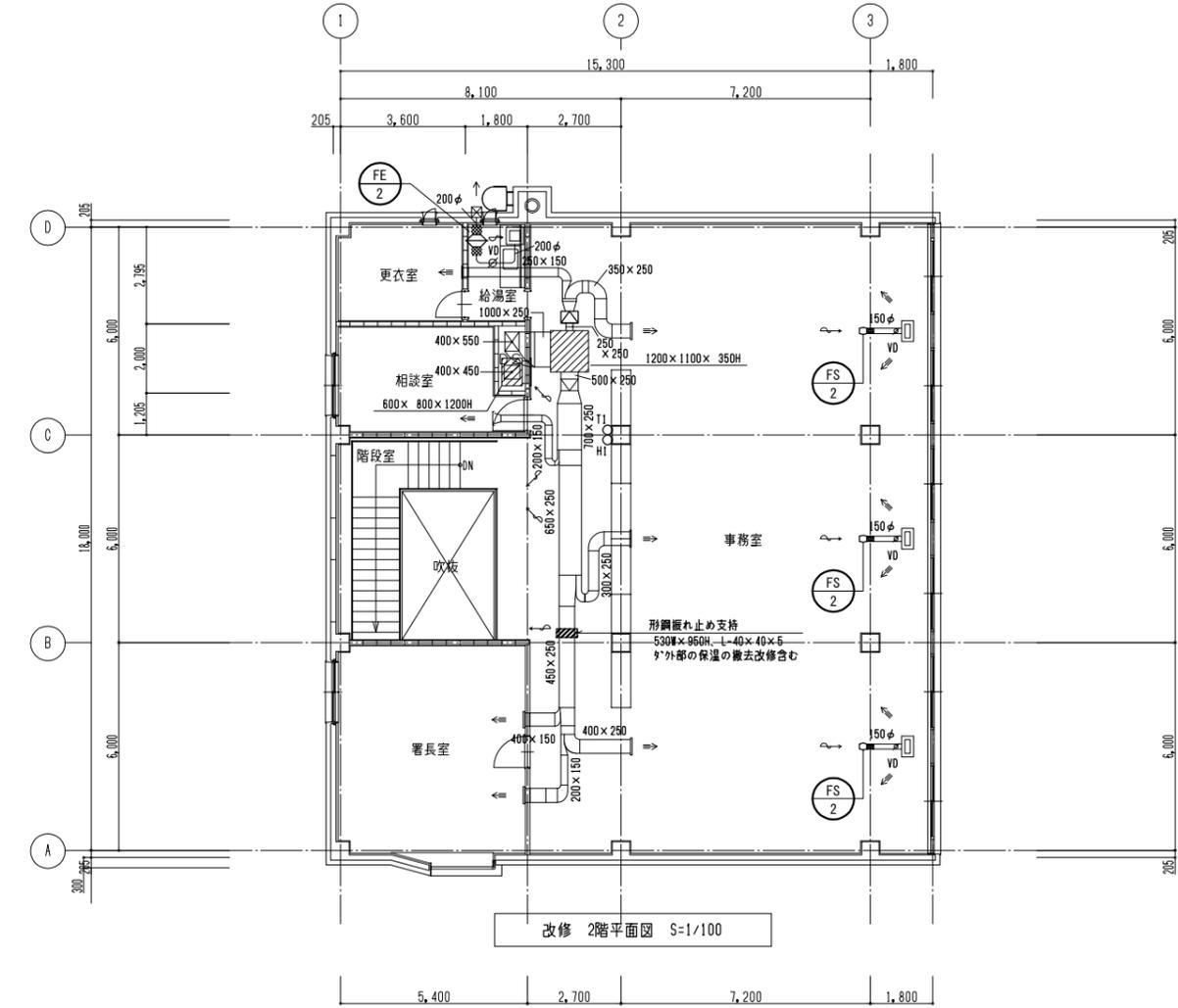
記号	機器名	仕様	系統	数量	備考
FE-1	斜流送風機	1100m <sup>3</sup> /h x 110pa、1φ100V 0.15kw、天吊型	男子便所 排気用	1	



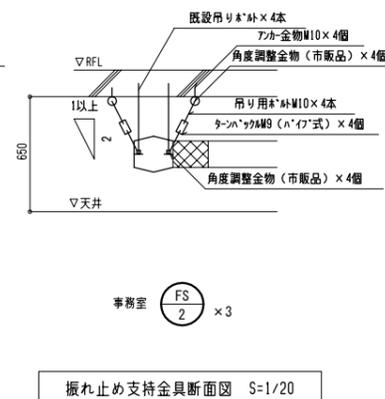
振れ止め支持金具断面図 S=1/20

既設機器表

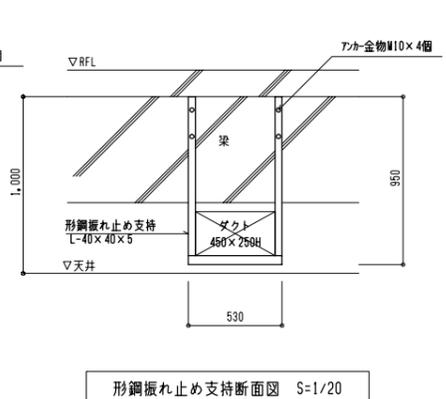
記号	機器名	仕様	系統	数量	備考
FS-2	斜流送風機	300m <sup>3</sup> /h x 40pa、1φ100V 0.1kw、天吊型	事務室 給気用	3	
FE-2	斜流送風機	650m <sup>3</sup> /h x 90pa、1φ100V 0.1kw、天吊型	湯沸室 排気用	1	



振れ止め支持金具断面図 S=1/20



振れ止め支持金具断面図 S=1/20



形鋼振れ止め支持断面図 S=1/20

## 建設工事請負契約書

- 1 工 事 名 釧路労働基準監督署 18耐震改修（建築その他）工事
- 2 工 事 場 所 釧路市柏木町 2-12
- 3 工 期 自 平成 年 月 日  
至 平成31年 3月15日
  
- 4 請負代金額 円  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額） 円
- 5 契約保証金 免除とする。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(瑕疵担保特約を付したものに限る。)を付さなければならない。

2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

なお、やむを得ず再委託する場合には、事前に監督職員に協議し、その承認を受けなければならない。

2 再受託者の行為について、受注者はすべての責任を負うものとし、本工事の契約を準用して再受託者と約定しなければならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。

一 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

二 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

三 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区別に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を、受注者が発注者に提出した場合

二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

- イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
  - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該機関を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- 3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
  - 二 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

- 第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
  - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
  - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更し

たときも同様とする。

一 現場代理人

二 主任技術者

三 専門技術者（建築業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

- 第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

- 第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者からの前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出ししてはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があった時は、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図面に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
  - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件も含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
  - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
  - 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要に応じて工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した疑いがあるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
  - 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
  - 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
  - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
  - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
  - 3 発注者は受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を支持する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるとき

は、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
  - 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは発注者が行う。
  - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは発注者が行う。
  - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認められるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認めるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

- 3 発注者は前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

#### (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。  
ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とする。
- 5 特別な要因により工期内に必要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、

発注者に通知することができる。

#### (臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、措置した内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

#### (一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第51条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

#### (第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第48条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決にあたるものとする。

#### (不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第48条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）

及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
  - 一 工事目的物に関する損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
  - 二 工事材料に関する損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
  - 三 仮設物又は建設機械器具に関する損害  
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

- 第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

- 第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第32条 受注者は、前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第34条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるとときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき同項の期間を超過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを受注者に対して請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第35条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前条に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
  - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

- 第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中1回を超えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。
  - 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
  - 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
  - 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
  - 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。  
部分払金の額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額 $\times$   $(9 / 10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$

(部分引渡し)

- 第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×(1－前払金額／請負代金額)

(第三者による代理受領)

第39条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条(第38条において準用する場合を含む。)又は第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払いに対する工事中止)

第40条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)

第41条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第42条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅

延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第43条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

一 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

二 工事完成債務

三 瑕疵担保債務（受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。）

四 解除権

五 その他この契約に係る一切の権利及び義務（第28条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(発注者の解除権)

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

二 その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。

三 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。

四 第3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

五 第46条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

六 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたとき認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接

的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

七 受注者が提出した保険料納付に係る申立書に虚偽の内容が認められたとき。

八 受注者が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

九 受注者またはその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

十 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第13項若しくは第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

十一 受注者又は受注者の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）

十二 第2項の規定による報告を行わなかったとき。

2 受注者は、第1項第8号乃至第11号の事実（再委託に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに発注者に報告しなければならない。また、受注者は本契約に関して、受注者又は受注者の代理人が独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなければならない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第44条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により専任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第一項の場合（前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第44条の3 受注者は本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が本契約の全部

又は、一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、発注者の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
  - 二 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
  - 三 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第13項又は第16条の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - 四 受注者又は受注者の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
  - 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第44条の4 受注者が前条に規定する違約金を発注者の指定する期日までに支払わないときは、受注者は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（発注者の任意解除権）

- 第45条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

- 第46条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- 一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
  - 二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
  - 三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

- 第47条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条の規定又は第44条の2第2項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条又は第44条の2第2項の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（火災保険等）

- 第48条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
  - 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（法令遵守）

第49条 受注者は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。

（あっせん又は調停）

第50条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による北海道建設工

事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により発注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により受注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第51条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第52条 この約款において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（補則）

第53条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附則

本契約においては以下に掲げる条文を適用しない

- 第4条（契約の保証）
- 第16条（工事用地の確保）
- 第25条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）
- 第34条（前払金及び中間前払金払）
- 第35条（保証契約の変更）
- 第36条（前金払の使用等）
- 第37条（部分払）
- 第40条（前払金等の不払いに対する工事中止）
- 第43条（公共工事履行保証証券による保証の請求）

上記契約締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成30年 月 日

発注者 住 所 札幌市北区北8条西2丁目1-1  
氏 名 支出負担行為担当官  
北海道労働局総務部長 長 正敏

受注者 住 所  
氏 名